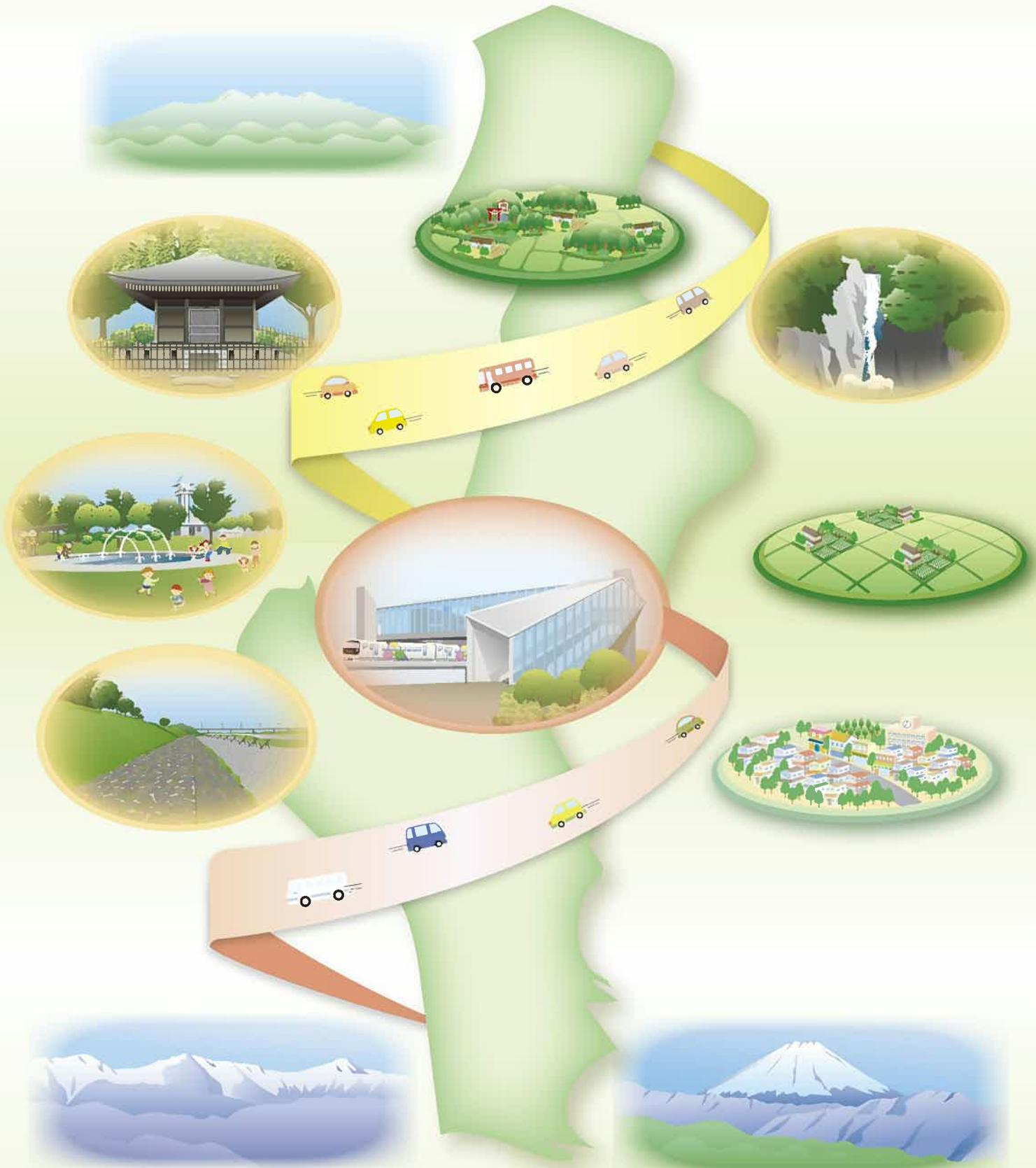


甲斐市都市計画マスタープラン



はじめに



私たちのまち甲斐市は、甲府盆地の北西部に位置し、豊かな自然環境の中で、県都甲府市をはじめとする、周辺市町と一体的な都市として発展してきました。

甲斐市では、第1次総合計画において「緑と活力あふれる生活快適都市」を将来像として掲げており、まちづくりの分野では、都市機能の充実や安全で快適なまちづくりに取り組んでおります。

このような中、豊かな自然環境と利便性の高い都市機能を有する、本市にふさわしい都市空間の形成を図るため、「甲斐市都市計画マスタープラン」を策定いたしました。

このプランでは、成長期・都市化社会のハード主体の従来型都市計画から、少子高齢化社会・人口減少・成熟型社会に対応したソフト主体の次世代型都市計画へ大きく転換していくことを目指しております。

また、プランの推進のため、市民の皆さまと協働・連携して、“私たちのまち甲斐市”が、将来的にも持続可能な社会システムが構築された、未来に語り継げるまちとなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、プラン策定にあたり、甲斐市都市計画マスタープラン策定委員会をはじめ、ご協力いただきました多くの皆さまに心から感謝申し上げますとともに、市民の皆さまのなお一層のご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

平成21年3月

甲斐市長 保坂 武

目次

序. 都市計画マスタープランについて	1
序-1. 都市計画の概要	2
序-2. 都市計画マスタープラン策定の目的	2
序-3. 都市計画マスタープランの基本的な考え方	2
序-4. 都市計画マスタープランの目標年次	3
序-5. 都市計画マスタープランの見直し	3
序-6. 都市計画マスタープランの位置付け	4
序-7. 都市計画マスタープランの内容と活用方法	5
1. 都市の課題	6
2. 都市づくりの目標	10
2-1. 都市づくりのテーマ、目標	11
2-2. 都市づくりの理念	12
2-3. 都市づくりの方向性(将来都市構造)	15
2-4. 将来フレーム	16
3. 全体構想	18
3-1. 土地利用の構想	19
3-2. 都市施設等の構想	26
3-3. 自然環境及び歴史・文化資産の構想	44
4. ゾーン別構想	51
4-1. ゾーン別構想の基本的な考え方	52
4-2. 市街地ゾーンにおけるまちづくりの実現に向けて	55
4-3. 竜王駅周辺ゾーンにおけるまちづくりの実現に向けて	60
4-4. 農地・集落ゾーンにおけるまちづくりの実現に向けて	65
4-5. 自然環境ゾーンにおけるまちづくりの実現に向けて	71
5. 実現化方策	75
5-1. 都市づくりの実現方策	76
5-2. 整備プログラムの検討	87
■参考資料	89
1. 都市の現況	90
2. 上位計画	129
3. 住民意向調査	132
4. 計画策定の経緯等	136
5. 用語解説	145

序.

都市計画マスタープラン

について

序. 都市計画マスタープランについて

序－１．都市計画の概要

都市では、多くの人々が住み、働き、遊ぶなどといった様々な社会生活が常に営まれています。よって、秩序ある都市とするためには、都市の発展を計画的に誘導し、道路や公園などの公共施設の適正な配置や、土地の合理的な利用を図るための一定のルールが必要となります。そのルールとなるものが「都市計画」です。

「都市計画」の基礎となる都市計画法は、高度経済成長時の急激な人口集中や諸機能の集中、そして、無秩序な開発への対応として制定されました。その後、安定・成熟した都市型社会への移行へ対応すべく抜本的な改正が行われ、近年には、人口減少社会や加速する少子高齢化、深刻さを増す中心市街地の空洞化へ対応するための改正が行われるなど、社会情勢を反映した見直しが行われています。

序－２．都市計画マスタープラン策定の目的

都市計画を推進し、魅力ある都市づくりを目指すためには、長期的な視点に立った総合的かつ一体的な取り組みが必要であり、その基本方針を示す都市計画マスタープランが重要となります。

また、今後は、少子高齢社会が進み、人口減少社会へとシフトするなど、都市を取り巻く環境が厳しくなることから、市民の理解と協力のもと、質の向上や都市機能の維持を実践することが必要です。

そのため、本マスタープランは「第1次甲斐市総合計画」に即し、市の将来像「緑と活力あふれる生活快適都市」の実現のため、都市づくりの基本方針を示しています。

そして、将来の甲斐市のまちづくりを担う、住民、企業、行政が一体となった「都市の暮らしを高めるための市民共有の指針」として策定します。

序－３．都市計画マスタープランの基本的な考え方

本市には甲府都市計画区域(旧竜王町・旧敷島町)と韮崎都市計画区域(旧双葉町)の2つの都市計画区域が存在し、これら2つの都市計画区域は、これまで、近隣の自治体と一体の生活圏としての都市を形成してきました。

平成16年の甲斐市誕生にともない、「緑と活力あふれる生活快適都市」として、豊かな自然環境と利便性の高い都市機能を活かした、市域一体となった都市づくりが必要となりました。

しかし、一体的なまちづくりを進める上では、近年の少子高齢社会が進む中で、市の財政状況等を踏まえると、単独の都市や地域が必要とする都市機能の全てを備えることは困難な状況にあります。また、近年の環境問題の顕在化から環境負荷を軽減させる、優しい都市づくりが求められています。

そのため、本市では、既存ストック*を有効活用しながら、都市機能を効率的に集積させるとともに、地域間や近隣の自治体との連携を図り、持続可能な都市の形成を目指すものとします。

序－４．都市計画マスタープランの目標年次

本マスタープランは、都市づくりの基本方針を示し、各部門の計画の基礎となるものであり、概ね20年後の甲斐市のあるべき姿を目標として策定します。

そのため、計画策定年次の概ね20年後にあたる平成40年を計画目標年次として設定し、第1次甲斐市総合計画の目標年次である平成27年を短期目標年次、計画策定の概ね10年後にあたる平成30年を中間目標年次と設定します。

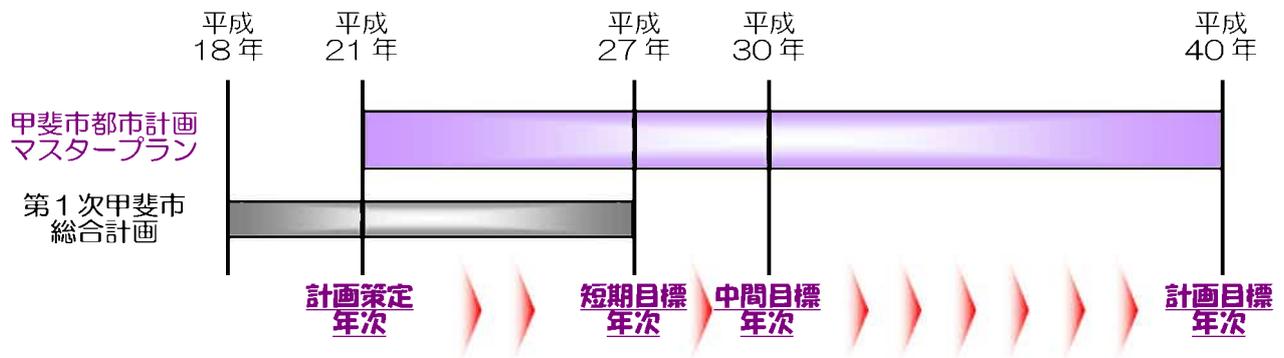


図 序－４－１ 計画の目標年次

序－５．都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、概ね20年後を目標年次とする本市の都市計画に関する基本的な方針として、都市計画に係わる多様な場面での協議・調整や地域住民に対するまちづくりへの発意の促進に向けて活用されていくことになります。

そして、本市をめぐる環境は刻々と変化していることから、目標年次に到達する前であっても適宜適切に見直す必要があります。

そのため、概ね5年を目途に本市の情勢や上位計画を踏まえ、都市計画マスタープランの見直しを行うものとします。

なお、関連する法令・制度の変更や山梨県による都市計画区域マスタープランなどの上位計画の改訂などが生じた場合には、必要に応じて随時見直しを行なうものとします。



赤坂台総合公園(ドラゴンパーク)

序－6．都市計画マスタープランの位置付け

都市計画マスタープランに定める内容及び法的な関係を整理すると以下のとおりです。

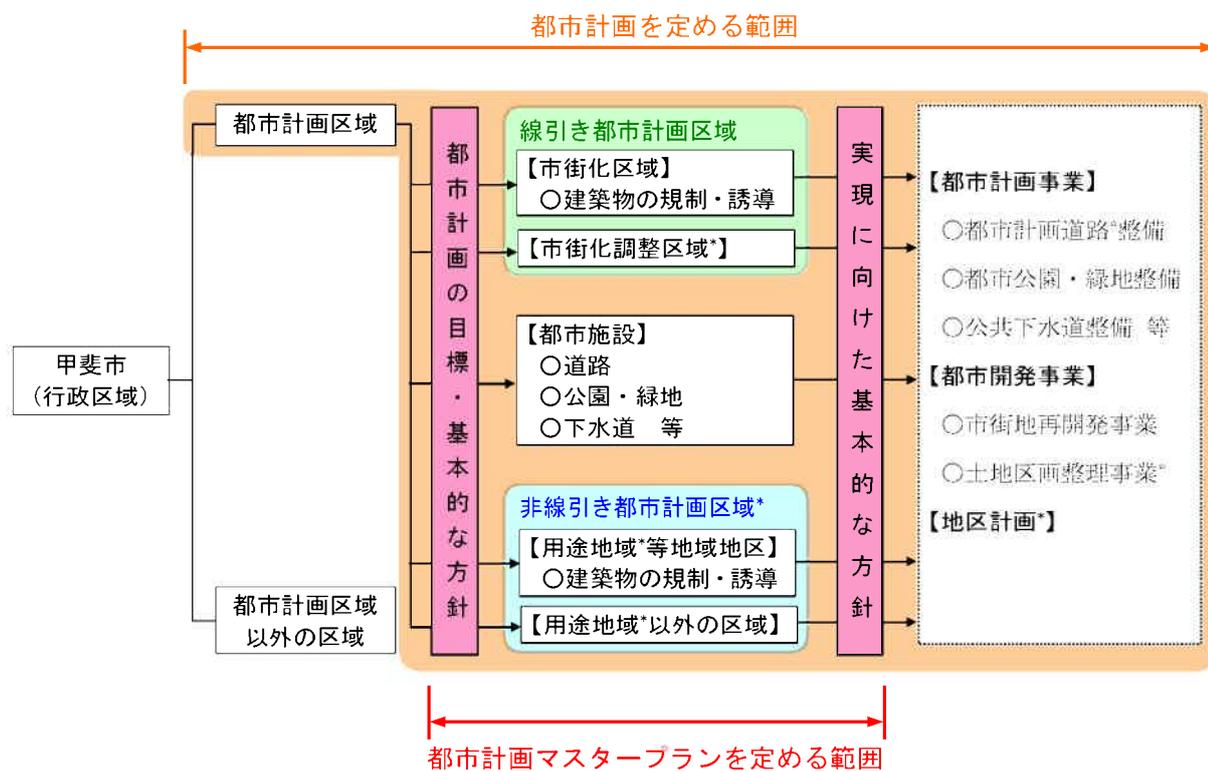


図 序－6－1 都市計画マスタープランに定める内容

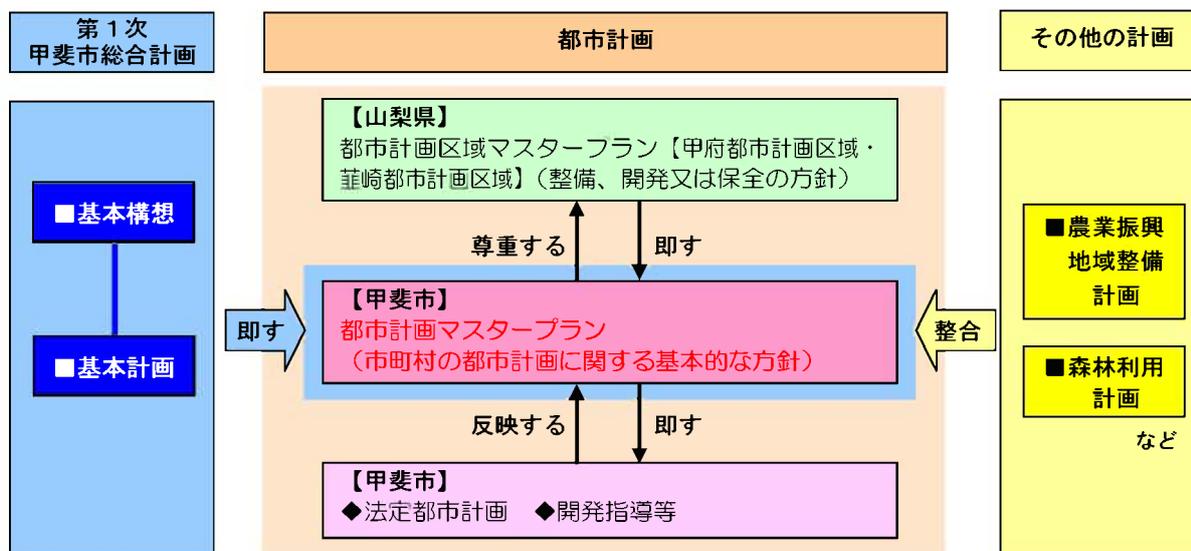
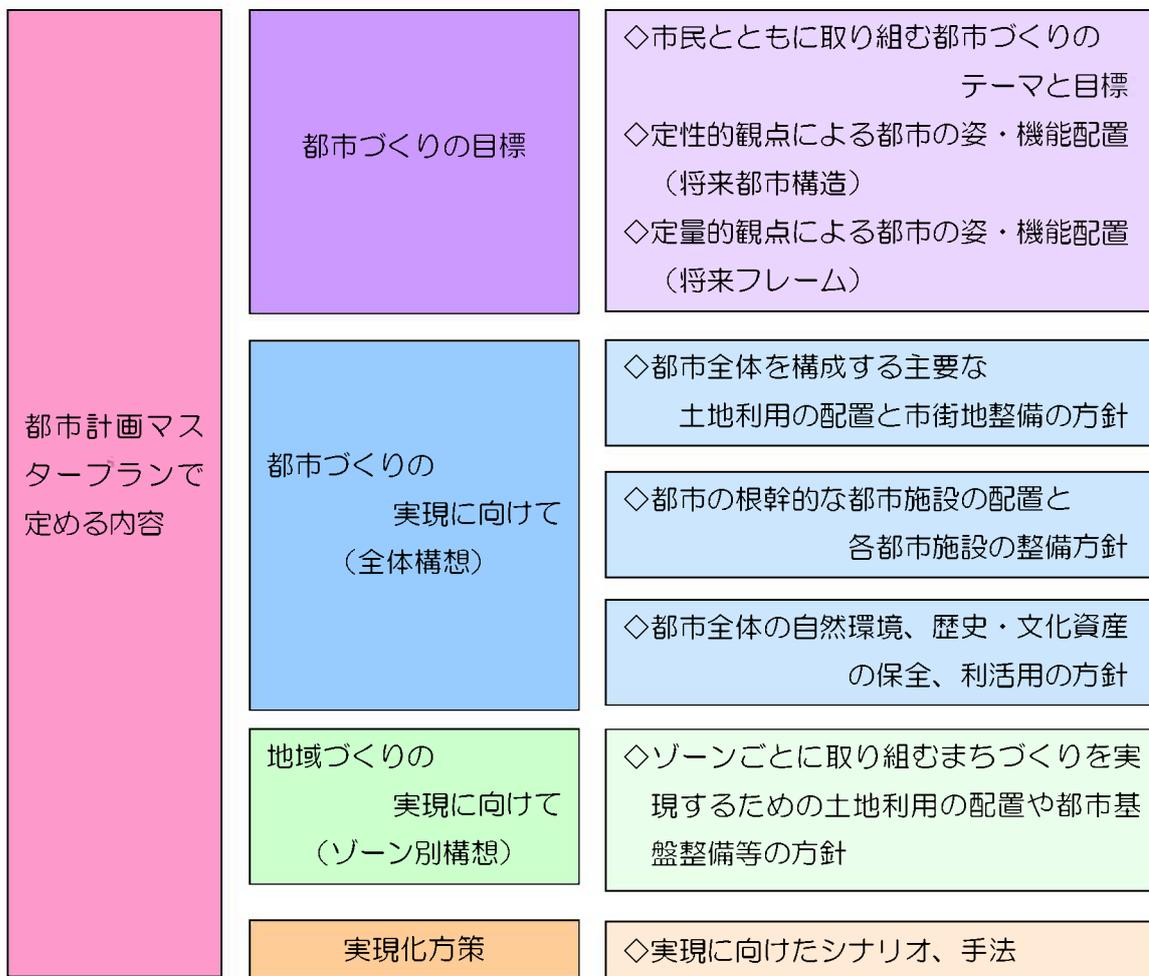


図 序－6－2 都市計画マスタープランの位置付け

序ー7. 都市計画マスタープランの内容と活用方法

都市計画マスタープランにおいて定める内容及びその活用方法は以下のとおりです。



【策定後の活用方法】

- ◆市民とともに取り組む都市づくりの指針（きっかけ）
- ◆都市づくりの実現に向けて関係機関の理解と協力を得るための創意

1. 都市の課題

1. 都市の課題

(1) 社会情勢における課題

全国的な人口減少社会により、経済的な課題などの次世代への負担の増加が社会全体に大きな影響を与え、次代を担う子どもたちを安心して生み・育て、活力ある地域社会が維持できるような仕組みづくりが求められます。また、世界的にも地球温暖化や天然資源の適正な管理等の環境問題への取り組みが広がる中で、その対応として、既存ストック*の有効活用など環境への負荷の軽減が求められます。

同様に、少子高齢社会が進む中で、子どもからお年寄りまで、誰もが快適に、そして、安全・安心に暮らせる環境づくりが求められます。

また、モノの豊かさから心の豊かさを重視するようになり、市民の価値観が多様化するとともに、必要な権限や税財源が国から地方へ代わる地方分権社会を迎え、地域の自主性が重要となります。そのため、わかりやすい行政運営はもちろんのこと、市民と行政の協働によるまちづくりが求められます。

以降では、都市の現況及びアンケート調査結果を踏まえて、本市における現況課題を整理します。

(2) 土地利用に関する課題

人口増加傾向は鈍化しつつありますが、核家族化の進行により新たな宅地需要の発生が予測されます。本市における宅地に対する評価として、居住地と就業地の近接や買い物に関する利便性と身近な緑や豊かな自然環境の両立が挙げられ、近隣自治体との差別化が図られています。

一方で、現況の市街地に対しては、農地の存在や生活道路*の整備状況に関する問題点が指摘されており、良好な都市基盤を伴った宅地供給が求められます。

そのため、これら本市の特性を活かした住宅地の供給が求められます。

また、双葉地区においては、用途地域*外や山際の都市計画区域外において市街化が見られることから、これらの市街化への適切な対応の検討が求められるとともに、新山梨環状道路(北部区間)やインターチェンジの整備によるインパクトへの対応についても検討が求められます。

【土地利用に関する課題】

- 良好な住宅地の供給
- 居住地と就業地の近接に資する就業機能の集積
- 利便性に資する商業機能の集積
- 緑豊かな住環境の保全
- 市街地内の農地の利活用
- 市街地周辺部の優良農地の保全
- 用途地域*外や都市計画区域外の市街化圧力への対応
- 広域幹線道路整備によるインパクトへの対応

(3) 都市施設整備等に関する課題

都市計画道路*の密度は低く、断片的な整備に留まっているため、市街地拠点の連携が不十分です。そのため合併した3地区が一体の都市として機能するための連携強化が求められます。

更に、市民活動の広域化により近隣都市との結びつきが強くなっていることから、円滑な市民活動を支援する近隣都市との連携強化が求められます。

また、市街地内における生活環境改善のニーズは高く、公共交通の利便性向上、快適な歩行空間の確保、生活道路*、下水道、身近な公園などの生活基盤の整備が求められます。

一方で、市街地及び市街地近傍には、急傾斜地崩壊危険区域などが存在することから、これらの防災対策の推進についても求められます。

【都市施設整備等に関する課題】

- 一体の都市形成に向けた3地区の連携強化
- 市民生活の広域化に対応した隣接都市との連携強化
- 鉄道、バスなどの公共交通機関の利便性向上
- 安全な歩行空間の整備
- 生活環境改善に資する生活道路*の整備
- 生活環境改善に資する下水道の整備
- 身近な公園等の整備
- 防災対策の推進

(4) 自然環境及び都市資産等の保全活用に関する課題

本市は豊かな自然環境を有するほか、多くの都市資産を有しており、これらの保全及び有効活用によるまちづくりの展開が求められます。

また、農業の衰退等による未作付け地*が発生し、環境悪化を誘発するなどの問題も発生していることから、地域特性を活かしながら活用を図ることが求められます。

更に、景観に対する市民意識の高まりを受けて、富士山や八ヶ岳など、近隣の山々への眺望といった本市の景観特性を活かした街なみの形成について検討することが求められます。

【自然環境及び都市資産等の保全活用に関する課題】

- 都市資産の保全・活用
- 豊かな自然環境の保全・活用
- 本市の特長を活かした良好な景観形成

2. 都市づくりの目標

2. 都市づくりの目標

2-1. 都市づくりのテーマ、目標

上位計画である「第1次甲斐市総合計画の将来像・基本政策」や、「市民アンケート」及び「都市計画マスタープラン策定委員会からの意見」等を踏まえ、「都市づくりのテーマ」を設定するとともに、このテーマを実現するための「目標」を設定しました。

【都市づくりのテーマ】

人がつくり 人がつどう 活気あふれる生活快適都市・甲斐

【都市づくりの目標】

■日常生活の中で豊かな自然環境が感じられるまちづくり

- 市民が日常生活の中で、公園や農地により、身近に緑を感じることができるまちづくりを目指します。
- 富士山・南アルプス・八ヶ岳をはじめとする甲府盆地を囲む山並みの眺望を大切にし、その「見え」により豊かな自然環境を感じることができるまちづくりを目指します。
- 中山間地においては、豊かな自然環境を保全・活用したまちづくりを目指します。
- 豊かに流れる釜無川・荒川をはじめとする河川が、潤いや安らぎを与えてくれるまちづくりを目指します。

■相互に助け合い、賑わいと活力のあるまちづくり

- 市民が盛んに交流し、地域コミュニティを形成することで、相互に助け合えるまちづくりを目指します。
- 各地区の地域資源を有効活用し、市域全体で交流を促すことで、賑わいのあるまちづくりを目指します。
- 竜王駅を中心として、市内の交流はもちろんのこと、周辺都市や、広域的な都市との広域交流により、活力あるまちづくりを目指します。
- 各地域の役割に合った産業の集積を図り、活力あるまちづくりを目指します。

■誰もが住み良さと安らぎを感じるまちづくり

- 通勤や買物などの日常生活において、地域交通としての公共交通の充実や生活道路の整備の充実等を図り、誰もが高い利便性を感じるまちづくりを目指します。
- 日常生活はもちろんのこと、災害発生時にも安全、安心が感じられるまちづくりを目指します。

■未来へ引き継ぐまちづくり

- 未来を引き継ぐ子どもたちに、本市の魅力ある歴史や文化などが伝えられるまちづくりを目指します。
- 本市が今後も持続した都市として在り続けるために、今あるものを大切に、地産地消やエネルギー軽減の精神のもと、環境に優しいまちづくりを目指します。

2-2. 都市づくりの理念

本市は、甲府盆地の北西部に位置し、北部は丘陵・山岳地域、南部においては、釜無川左岸の平地が広がり、豊かな自然環境の中で、限られた平坦な土地に「市街地」が、なだらかな丘陵地に「各集落」がそれぞれ形成されてきました。人口は、県内第二位の規模を有し、その約86%が用途地域[※]内に集中しています。

近年では、中部横断自動車道の延伸、双葉サービスエリアへのスマートインターチェンジの整備、新山梨環状道路(北部区間)の整備など、市内外を結ぶ骨格道路が進展し、道路交通の結節点として重要な役割を果たしていることから、これらのネットワーク化を進めることにより他都市との接続性の向上が期待されています。

また、鉄道駅の拠点となる竜王駅は、新駅舎、南北自由通路のほか、南北駅前広場などの周辺整備が進められていることから、本市の玄関口として魅力ある市街地の整備が求められています。

本市の産業の分野では、国道20号や主要地方道甲府南アルプス線の沿道における住宅や商業施設等の立地がみられるとともに、市内南部や双葉地区拠点工業団地及び竜王赤坂ソフトパークを中心に工業施設の集積がみられます。

また、大規模商業施設の立地や商工業施設等の維持・集積を図ることにより、広域的な産業拠点が形成されることから、本市のさらなる活力向上が期待されています。

その一方で、用途地域[※]外や都市計画区域外への市街地の拡散が進行し、街中においては、小規模店舗の減少や衰退がみられ、自動車による移動が困難な高齢者にとっての日常生活の維持が懸念されつつあります。

また、少子高齢・人口減少社会の進行により、「市街地」や「各集落」で地域コミュニティの衰退・連帯感の喪失が懸念されることから、その再生を目指し、本市の人口減少を軽減することが必要です。そのため、他都市からの人の流れを促すとともに、学び(教育づくり)の拠点化やネットワーク化により地域コミュニティを再生するためのリーダーや、地域コミュニティを形成するための人(人材)を育成する必要性が高まっています。

そのため、「市街地」では、高齢化等の人口問題や市街地の拡散に対応するため、交通結節点を中心に、医療・福祉、産業などの様々な機能を複合的に配置・集積させるとともに、市街地及び各拠点間を公共交通などにより連結させることで、便利でコンパクトな市街地の形成を目指すものとします。このようなコンパクトな市街地を形成することは、市街地周辺の豊かな自然環境の保全や人々の移動による環境負荷の軽減(=エコ都市)にも役立ち、環境にも優しい都市の形成にも繋がります。

一方、「各集落」においては、必要な都市基盤や生活関連施設の充実を図り、その他の必要となる施設等については、「市街地」においてその機能を代替します。また、地域交流拠点を充実させるとともにそのネットワークも充実させることで、地域交流を育み、コミュニティの維持・再生を図り、助け合いながら暮らせるまちづくりを進めます。

このように「市街地」と「各集落」が役割を分担しながら相互に連携を強める集約型のまちづくりにより、3つの都市が一体となって自立した持続可能な都市を形成するとともに、商工業等の企業誘致による新たな活力の創出を目指します。さらに、市内のどこにいても、ゆとりや安らぎのある生活空間の中で、水や緑といった豊かな自然環境を身近に感じられ、かつ、安全・安心を感じることができる都市を目指すものとします。

また、本市に広がる様々な魅力ある地域資源を都市づくりに活かし、相互の連携を図ることで、自らのまちの魅力に対する意識を高揚させるとともに、竜王駅を中心に一体の都市としての交流を進めます。さらに、他都市と相互に都市機能を補完し合い、生活環境を向上するため、広域的なネットワークにより他都市との連携も図っていくことで、本市及び他都市が相互に活力を生み出し、共存・共生していくための役割を果たしていくものとします。

これらの「都市づくりの理念」を少子高齢・人口減少が進む成熟型社会の中で実現するため、循環システム(「廃棄物の発生抑制(リデュース)」「再使用(リユース)」「再生利用(リサイクル)」)の考えのもと、『既存ストック*を有効活用』し、次世代に継ぐ本市の都市づくりに取り組むものとします。

以上を踏まえ、「空間構成」、「拠点構成」、「骨格軸構成」の3つ観点から、本市の将来像の理念図を次頁に示します。

■空間構成：土地利用の観点から市域を大きく分類したもの

- ・市街地では、高齢化等の人口問題や自然環境等に配慮するとともに、環境負荷の軽減を促すため、都市拡大の均衡と抑制を図るなどコンパクトな都市を形成します。
- ・市街地では、ゆとりや安らぎ、豊かな自然環境などを感じられる良好な生活環境の創出を図るとともに、安全・安心が感じられる日常生活を実現することで、市街地の魅力の向上を図ります。
- ・農地や山林等の本市の自然的土地利用は、今後も保全していくことを前提としつつ、必要に応じて利活用を図ります。

■拠点構成：点的な要素、あるいは点的な要素を包括したもの

- ・竜王駅を中心としたエリアを「都市拠点」、敷島総合文化会館周辺、塩崎駅周辺、双葉響が丘周辺、市役所周辺を中心としたエリアを「地域拠点」とし、必要な都市機能を複合的に配置・集積させ、中心性の高いコンパクトな市街地とするとともに、それらを連携させることで、一体の都市を形成します。
- ・既存の集落地を集落拠点とし、日常的な生活関連施設・地域交流施設(商店や公民館等)の充実やネットワーク化を図るため、必要なインフラ整備等を行い、コミュニティの維持・再生を促します。
- ・地域資源を有効活用した観光交流拠点の形成を目指すとともに、竜王駅を中心に相互連携を図ることで、本市全体及び他都市との交流を促します。

■骨格軸構成：地域間や他都市を結ぶもの

- ・都市拠点と各集落の地域連携軸を配置し、市街地と各集落の連携強化を行っていくことで、一体の都市として、自立した持続可能な都市を形成します。
- ・都市拠点を中心として他都市との広域連携軸を配置し、都市拠点への人や物の流れの活性化を図ります。
- ・本市を象徴する豊かに広がる山々や河川の自然環境により構成される自然軸を形成します。

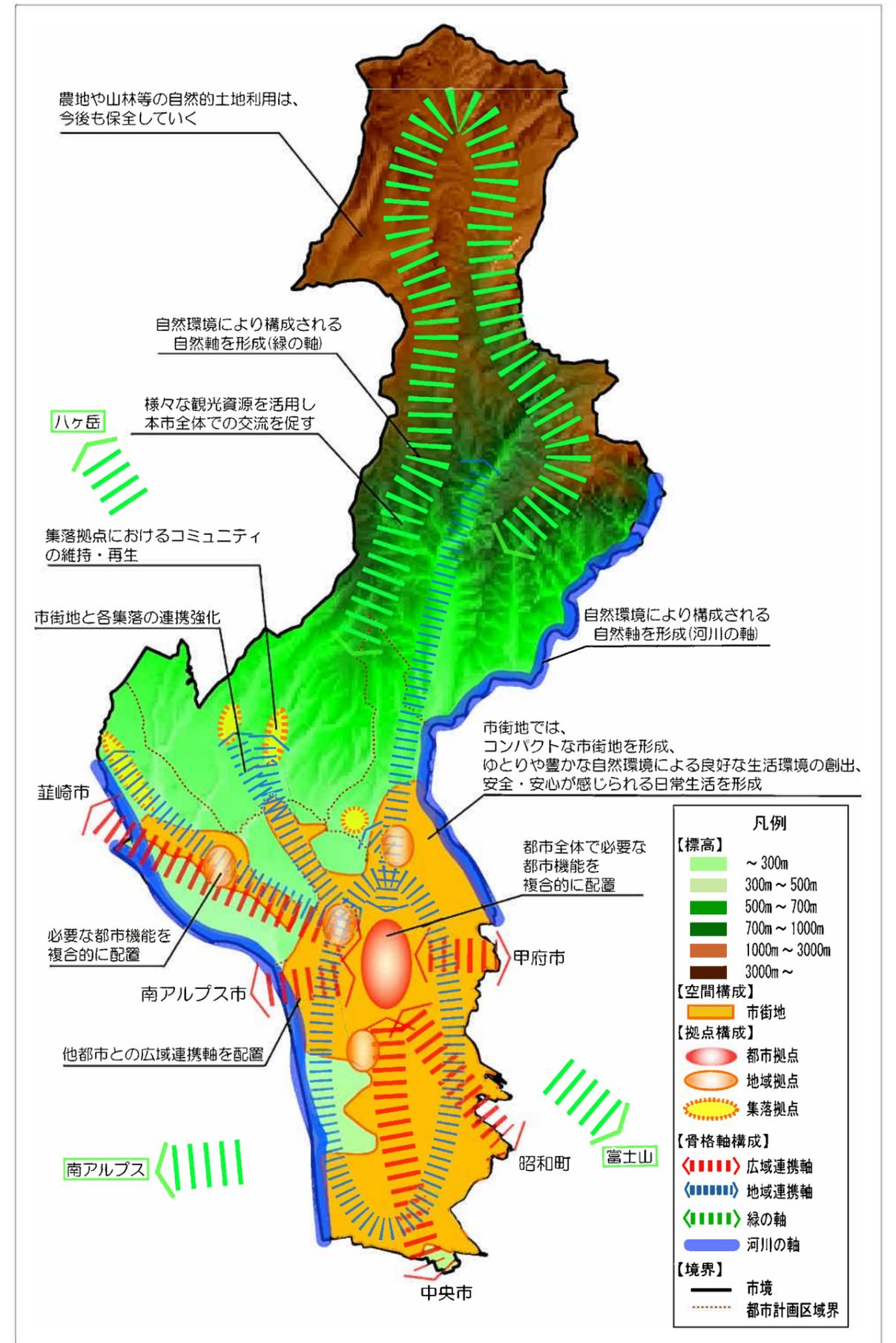


図 2-2-1 都市づくりの理念図

2-3. 都市づくりの方向性(将来都市構造*)

前述した「都市づくりの目標」及び「都市づくりの理念」に基づき、「都市づくりを進めるべき方向性(将来都市構造*)」を【空間構成】【拠点構成】【骨格軸構成】ごとに設定しました。

都市づくりの方向性(将来都市構造)			
空間構成	○市街地の魅力を高めるため、また、まとまった都市的土地利用が可能な空間を有効活用するため、都市基盤整備の促進や商業施設等の集積によるコンパクトな市街地の形成を図るとともに、身近な緑の創出等により良好な生活環境の創出を図る。	市街地	
	○無秩序な農地の宅地化を抑制し、農地と住居が混在する土地利用の維持を図る	集落地等	
	○生産の場、自然景観など様々な機能を有する優良農地は、今後とも維持を図る	優良農地	
	○保全を前提としつつ、必要に応じて憩い・交流の場として利活用を図る	山林	
拠点構成	○竜王駅を交通結節点とし、複合的に機能を配置・集積させるとともに、ゆとりと潤いある生活環境を形成し、都市の中心性の維持・増進を図る	都市拠点	
	○敷島総合文化会館、塩崎駅、双葉スマート！C、市役所本庁舎を中心に複合的に機能を配置・集積させ、都市の中心性の維持・増進を図る	地域拠点	
	○赤坂台総合公園は、本市のシンボルとして、魅力の向上やアクセス性等を充実させ、市内外の人々の交流・憩いの場としての活用を図る	シンボル拠点	
	○各集落を対象に必要な都市基盤や生活関連施設を充実させ、良好な居住環境を創出するとともに、集落コミュニティの維持・増進を図る	集落拠点	
	○大型商業施設立地を契機として、市内の産業を集積させるとともに、高度化や新たな産業を促し、産業の活性化を図る	産業拠点	
	○敷島総合公園の良好な景観を活かし、市内外の人々の交流・憩いの場としての活用を図る	敷島総合公園周辺	緑・河川の交流拠点
	○玉幡公園の緑を有効活用し、市内外の人々の交流・憩いの場として活用を図る	玉幡公園周辺	
	○釜無川や荒川の自然環境を有効活用し、市内外の人々の交流・憩いの場として活用を図る	釜無川荒川周辺	観光交流拠点
	○豊かな緑に囲まれた、良好な眺望景観を有効活用し、観光交流拠点としての魅力の向上を推進し、活性化を図る	クラインガルテン等	
	○信玄堤をはじめとする歴史・文化資産を核として、観光交流拠点としての魅力の向上を推進し、地域の活性化を図る	信玄堤等	
○地元農産物を有効活用し、観光交流拠点としての魅力の向上を推進し、活性化を図る	双葉農の駅等		
骨格軸構成	○都市拠点を中心として、周辺の他都市や広域都市との連携を図っていくことで、救急医療施設等へのアクセス性の向上や都市全体の活性化を支援する	広域連携軸	
	○市街地と各集落との連携を図っていくことで、一体の都市として地域の活性化を支援する	地域連携軸	
	○市街地の背後にある緑あふれる自然は、保全を前提としつつ、必要に応じて憩い・交流の場として利活用を図る	緑の軸	
	○釜無川や荒川の景観整備等により、都市のアメニティ性の向上を図る	河川軸	

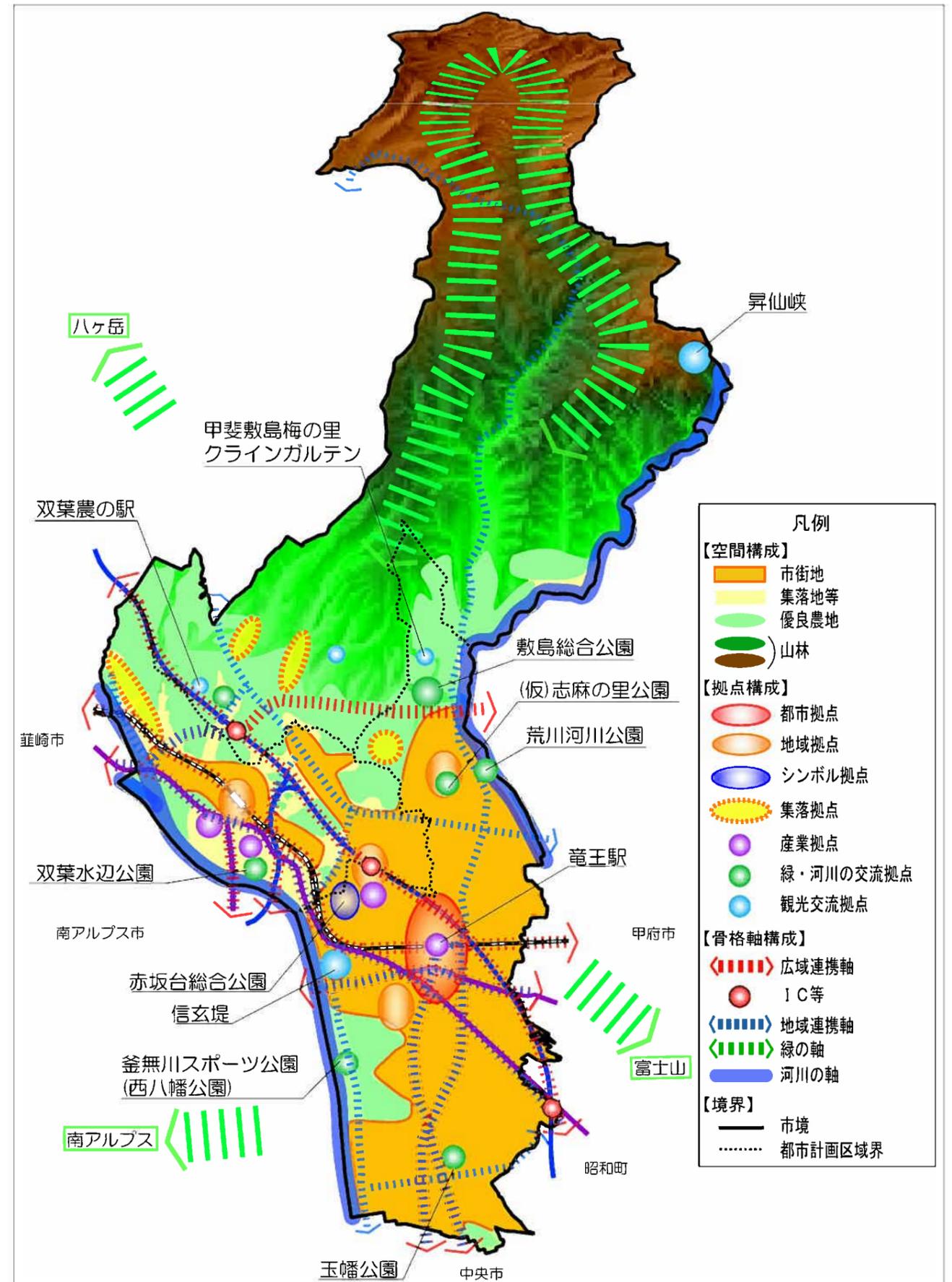


図2-3-1 将来都市構造図

※『集落地等』=市街地から離れ、ある程度の宅地の集まりや公民館の立地がみられる地域
 ※『集落地等』=「用途地域*」「農用地区域」外における集落、田園集落、一般的な市街地

2-4. 将来フレーム

(1)人口フレーム*

将来の都市規模に応じた都市づくりを行うために、目標年次における本市の将来人口(人口フレーム*)を設定しました。

将来人口は、平成17年の国勢調査結果を用いた推計に基づき、平成40年(目標年次)の人口を75,000人と設定しました。

現在(平成17年)の人口	平成40年の将来人口
74,062人	75,000人

なお、「第1次甲斐市総合計画」における将来人口は、平成12年の国勢調査結果を用いた推計を行っており、平成12年から引き続き人口増加が継続し、平成37年の80,894人をピークに減少傾向に転じるとしています。

一方で、本計画では、平成17年の国勢調査結果を用いた推計を行い、平成27年の76,530人をピークに減少に転じるとの結果となり、「第1次甲斐市総合計画」の推計結果と相違が生じています。

この推計結果の相違は、「第1次甲斐市総合計画」における推計では、平成17年の人口が74,967人でしたが、平成17年国勢調査では74,062(-905人)と、人口増加の鈍化が予測以上に早く進行している状況によるものです。

**都市MP
目標年次**

【将来人口推計値】単位=人

年	平成12 (2000)	平成17 (2005)	平成22 (2010)	平成27 (2015)	平成32 (2020)	平成37 (2025)	平成40 (2028)	平成42 (2030)
都市計画 マスタープラン (H17基準)	71,706	74,062 (実績値)	75,722	76,530	76,378	75,618	74,924	74,461
第1次甲斐市 総合計画 (H12基準)	71,706	74,967 (推計値)	77,847	79,675	80,597	80,894	(80,721)	80,606

区分	項目	平成17年実測値	平成40年推計値
将来人口 (人)	総人口	74,062	74,924
	都市計画区域内人口	71,564	74,245
	都市計画区域外人口	2,498	679
	用途地域内人口	63,964	65,302
	用途地域外人口	7,600	8,943
将来世帯数 (世帯)	総世帯数	26,770	36,209

(2) 土地利用フレーム

前節で設定した人口フレーム*に基づき、目標年次における「都市計画区域内」の住居系、工業系、商業系の将来土地利用面積(土地利用フレーム)を設定しました。

項目	現在(平成17年)の土地利用面積	平成40年の将来土地利用面積
住居系	839ha	1,160ha
工業系	98ha	80ha
商業系	207ha	210ha

※「住居系」=住宅、共同住宅、寄宿舎

※「工業系」=工場、倉庫、作業所

※「商業系」=店舗、事務所、旅館、料理店

【将来用地面積推計値】 単位=ha

区分	平成17年実測値	平成40年推計値
住居系	838.9	1,159.3
工業系	97.9	76.5
商業系	206.6	207.5

※「各用地面積」は、公共用地率(20%)を勘案

※「商業系用地面積」については、大規模商業施設分を加算

【将来産業規模推計値】 単位=百万円

区分	項目	平成17年実測値	平成40年推計値
将来産業規模	製造品出荷額	75,363	60,286
	商品販売額	99,282	99,748

《参考値》

本計画において掲げた「新たな都市的土地利用」を実現した場合の「将来人口」と「将来土地利用面積」を以下に示します。

区分	平成40年推計値	新たな都市的土地利用分	計
将来人口(人)	74,924	1,294	76,218
将来土地利用面積(ha)	住居系	15.5	1,174.8
	工業系	31.0	107.5
	商業系	31.0	238.5

※「新たな都市的土地利用」面積は、合計129.2haから「公共施設率=40%」を除き、残りの77.5haのうち「20%を住宅系」とした。さらに、残りの62.0haを「工業系=50%」「商業系=50%」で按分し算出

※「将来人口」の「新たな都市的土地利用分」人口は、以下に示す式により算出
「住居系面積」÷「1戸当たりの住宅用地面積」×「平均世帯人員数」
=15.5(ha)÷245.7(m²)×2.05(人/戸)

3. 全体構想

3. 全体構想

本章では、「将来都市構造*」を踏まえ、将来の都市づくりを実現するため、以下に示す分野ごとの基本方針を示します。

■ 土地利用分野

：土地利用の要素ごと(住居系、商業・業務系、工業系など)の基本方針

■ 都市施設分野

：都市施設(道路、公共交通、公園・緑地、下水道、防災)の基本方針

■ 自然環境及び歴史・文化資産分野

：自然環境・景観、歴史・文化資産の基本方針

3-1. 土地利用の構想

① 土地利用構想の構成

本市における土地利用を構成要素に分類し、それぞれの方針を位置付けます。

構 成 要 素	主な位置及び区域
住居系土地利用(市街地)	住居系用途地域*の範囲
住居系土地利用(集落地)	主要集落及び周辺
商業・業務系土地利用	竜王駅・塩崎駅周辺、大型商業施設周辺 ・竜王駅及び塩崎駅周辺の商業系用途地域の範囲 ・双葉地区の大型商業施設周辺の範囲
沿道サービス施設*・商業系土地利用	主要幹線道路において ・サービス施設の集積がみられる範囲 ・施設の集積や新規活用が見込まれる範囲
工業系土地利用	・現在の工業系用途の範囲 ・施設の集積や新規の活用が見込まれる範囲
田園集落系土地利用	用途地域*外及び農用地区域外の範囲
新たな都市的土地利用	将来的に土地利用が検討される範囲 ・幹線道路沿線の立地条件から、沿道サービス施設*・商業施設などを含めた範囲 ・シンボル拠点や産業拠点を中心に、業務系を中心とした施設などを含めた範囲 ・公共公益施設などを中心とした範囲
優良農地	農用地区域の範囲
山林	上記以外の範囲

②土地利用の基本的な考え方

【土地利用の概況】

本市は、市域北部山間地を中心に、山々を中心とした豊かな自然環境が広がっており、南部の平坦地に市街地が形成され、周辺を田園集落や優良農地が取り囲んでいます。また、市街地と山間地の間のなだらかな丘陵地に大規模な集落が点在しています。

市街地は、住居系が主であり、全国的な少子高齢・人口減少社会が進行する中で、核家族化が進み、現在でも宅地開発の需要がみられます。その住居系を主体とした中に商業系や工業系の土地利用が点在し、農地も多く存在しています。工業系土地利用は、現在、双葉地区拠点工業団地や竜王赤坂ソフトパーク、荒川右岸などにみられるほか、幹線道路沿道などに点在していますが、企業規模の拡大にともなう土地の確保や労働人口の確保などの問題により企業活動の維持が懸念されます。また、商業系土地利用は、双葉地区における大型商業施設をはじめとして、国道20号や主要地方道甲府韮崎線など、幹線道路沿道に集積がみられるほか、市街地全体に点在しています。

市街地周辺の田園集落系土地利用は、農地と住居系の土地利用が基本となる一方で、「集落地」は、農地や山々に囲まれた住居系を主体とした土地利用となっており、集落内にも農地が点在するほか、近年は、集落周辺に未作付け地*が増えつつあります。

【土地利用の基本的な考え方】

都市づくりの目標を実現するため、環境負荷の低減と地域活力の維持・増進の両立を目指し、都市の経営コストを重視した、均衡と抑制によるバランスの取れた土地利用を推進します。

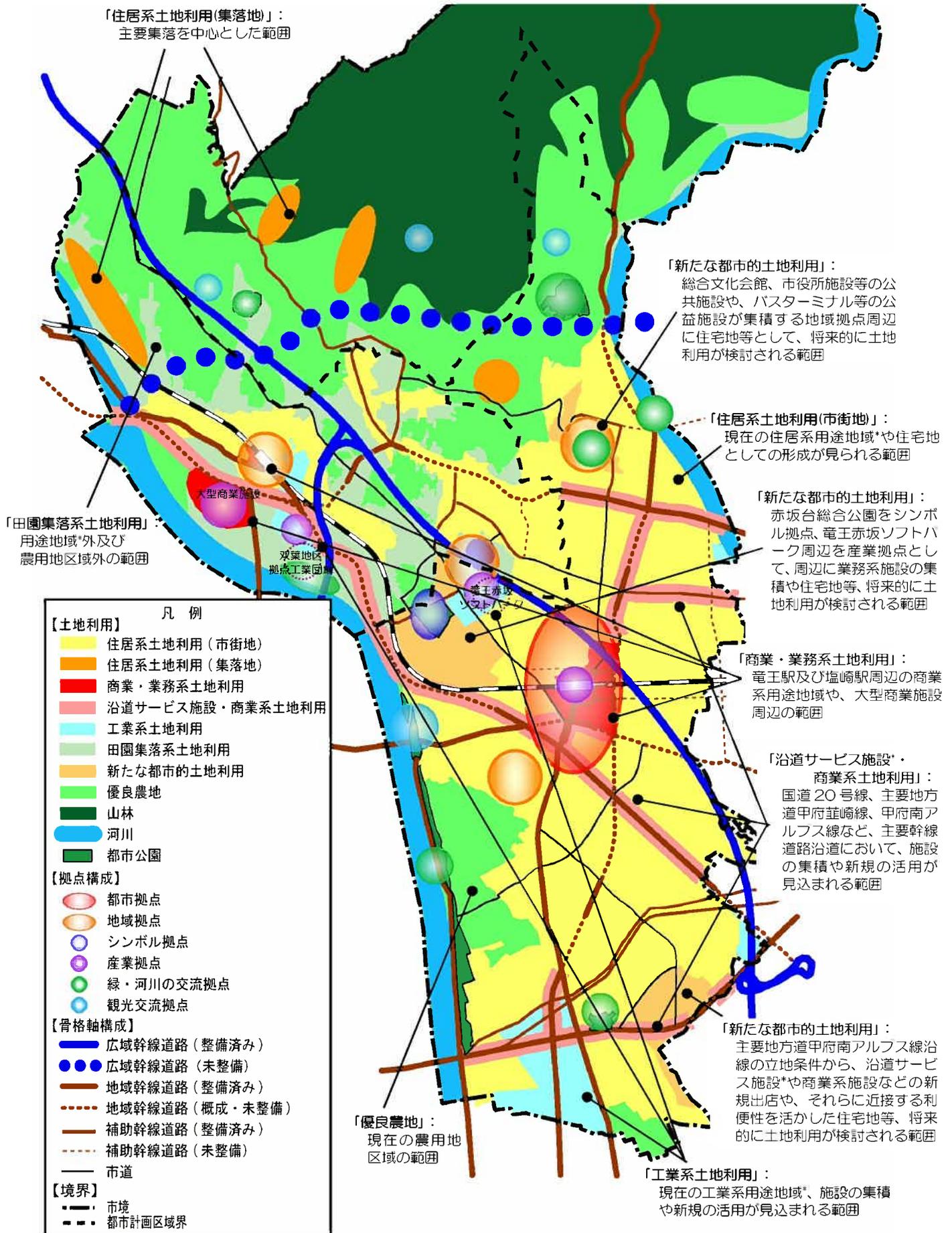
また、現在も続く宅地開発の需要や市街地における農地の存在及び新山梨環状道路(北部区間)の整備などの情勢を踏まえ、将来的な都市計画区域の拡大を考慮するとともに、各地域が持つ特徴や役割を維持・増進するための土地利用を計画的に進めていきます。

そのため、都市計画提案制度などの地域住民の発意を尊重しながら、地域の特性を活かした土地利用を推進します。

さらに、地域の活力となる商工業等の企業活動の維持・増進や誘致に向け、現在の土地利用状況や立地条件を勘案しながら、市街地において一団に広がる農地や低未利用地等について適切な土地利用方策を検討します。

土地利用の構想図

市北部(都市計画区域外)



③土地利用の構想

1) 住居系土地利用(市街地)

■自然を感じながら、生活しやすい居住環境の形成を図るため、必要な都市基盤整備を進めるとともに、必要に応じ、農地の多様な機能を活用します。

- ・土地区画整理事業*が完了するなど、既に良好な居住環境が形成されている地域にあつては、今後とも良好な居住環境の維持を図ります。
- ・農地と住宅地が混在する地域にあつては、都市基盤の整備にあわせた土地利用の転換を図る一方で、必要に応じ農地の多様な機能を活用するため、地区計画*などの適用について検討します。
- ・都市基盤が脆弱な地域にあつては、良好な居住環境を形成するため、住民との協働による基盤整備を検討します。
- ・竜王駅東側の地域にあつては、現況の土地利用状況を踏まえた上で、住居系土地利用が顕著な地域について、良好な居住環境を維持・形成するために地区計画*や特別用途地区などの適用について検討します。

2) 住居系土地利用(集落地)

■周辺環境と共生した居住環境の形成を図るため、市街地との連携や地域に必要な施設の改善・整備を進めるとともに、周辺の農地や山々を保全・活用します。

- ・集落としての形態・コミュニティの維持・増進を促すため、市街地などの周辺地域の役割を踏まえ、地域に必要な都市基盤や生活関連施設について改良・充実を図ります。
- ・集落内や周辺の自然地は、地域の特徴として保全を基本としつつ、コミュニティの維持・増進や環境及び文化などの地域資源を活かした交流促進などへの活用を図ります。

3) 商業・業務系土地利用

■本市の賑わいのある中心地として、鉄道駅周辺を位置付け、利便性や拠点性が高い空間を形成するため、都市基盤の整備に併せながら商業・業務を中心とした土地利用を誘導します。

- ・竜王駅は、都市拠点として、交通結節点機能などを向上させ、市内外の人々の交流を促す空間を目指し、竜王駅周辺整備事業や関連する事業の早期整備の実現を図ります。
- ・竜王駅や塩崎駅を中心とした公共交通の充実による利便性向上や歩行系による円滑な移動を可能とする地域を形成することで、市民が集まりやすい環境を生み出すとともに、都市拠点や地域拠点として多様な機能の集積を検討します。
- ・大型商業施設周辺については、主要幹線道路沿線の立地条件により、施設を核として二次的な集積等が見込まれることから、適切な土地利用の誘導について検討します。

4) 沿道サービス施設*・商業系土地利用

■市民の利便性向上に向け、周辺の居住環境や景観を考慮しながら、サービス施設*の維持・集積や誘致を図ります。

- ・市内を東西に結ぶ広域幹線道路の国道 20 号(都市計画道路* 甲府バイパス、双葉バイパス)沿道にあつては、4車線化事業が進められていることから、沿道や周辺の住宅地における居住環境を保全しながら、沿道サービス施設*の維持・集積や誘致を図ります。
- ・主要地方道甲府韮崎線(都市計画道路* 桜井町敷島線)、主要地方道甲府南アルプス線(都市計画道路* 塩部町開国橋線)、主要地方道甲斐中央線(都市計画道路* 田富町敷島線の供用区間)、都市計画道路* 愛宕町下条線などの主要幹線沿道にあつては、市民生活の利便性向上に向け、日常生活に資する沿道型商業施設*や沿道サービス施設*の維持・集積や誘致を図ります。

5) 工業系土地利用

■工業の活力向上に向け、現在の土地利用状況を勘案しながら、良好な操業環境や従業者に対する良好な居住環境の維持・増進を図ります。

- ・市内に事業所等を有する企業への良好な操業環境の提供や業務用地の維持・集積を図るとともに、企業誘致による市の産業活性化に向けた取組みを検討します。
- ・本市南部の昭和町との市境周辺にあつては、今後とも隣接する工場群の従業者に対する居住地として良好な居住環境を形成します。
- ・国道 20 号甲府昭和インターチェンジ周辺、塩崎駅周辺及び主要地方道甲府韮崎線荒川右岸にあつては、今後とも工業機能の維持・増進を図るため、操業環境の充実を図ります。
- ・双葉地区拠点工業団地や竜王赤坂ソフトパークについては、操業環境の維持に努めるとともに、隣接する赤坂台総合公園*との一体となったゆとりある空間の形成を図ります。



赤坂台総合公園(ドラゴンパーク)

6) 田園集落系土地利用

■無秩序な市街地の拡散を抑制しながら、既存の都市的土地利用(住居系・商業系・工業系)の維持・増進と適正な土地利用の誘導を図ります。

- ・用途地域*に隣接する地域にあっては、コンパクトな市街地の形成に向け、無秩序な市街地の拡散を抑制するため、適正な土地利用の誘導を図ります。また、既存集落にあっては、必要な都市基盤の整備・改良を行い、集落としての形態・コミュニティを維持・増進します。
- ・集落内に点在する農地については、保全を基本とし、必要に応じて土地利用の転換を検討します。
- ・大型商業施設周辺にあっては、開発圧力の高まりが予見されることから、適切な土地利用の誘導を図るため、用途地域*指定や特定用途制限地域などの適用について検討します。

7) 新たな都市的土地利用

■本市の活力の維持・向上や人口減少の抑制、さらに、ゆとりや良好な景観形成などの生活空間の豊かさの向上を目指し、市街地における農地の利活用を検討します。また、新たな都市的土地利用の受け皿として、市街地への近接や幹線道路沿いなど立地条件が良く、かつ、まとまった都市的土地利用が可能な地域においては、必要な都市基盤整備を進めるとともに、計画的に商業・業務系や住居系土地利用の誘導を検討します。

- ・主要地方道甲府南アルプス線(都市計画道路* 塩部町開国橋線)沿線の竜王南小学校周辺エリアについては、その立地条件から沿道サービス施設*や商業系施設などの新規出店や、高い利便性を活かした住宅地として市街地の形成が新たに見込まれることから、地区計画*や用途地域*などの適用について検討します。
- ・赤坂台周辺については、シンボル拠点である赤坂台総合公園や産業拠点である竜王赤坂ソフトパークが立地し、業務系施設の集積やゆとりある居住空間としての住宅地の形成が新たに見込まれることから、地区計画*や用途地域*などの適用について検討します。
- ・敷島総合文化会館周辺については、市役所施設や(仮)志麻の里公園の整備が予定され、周辺の公共公益施設を中心に高い利便性を活かした住宅地の形成が新たに見込まれることから、地区計画*や用途地域*などの適用について検討します。

8) 優良農地

■農地の多様な機能が発揮されるように適正な保全を図り、地元の農産物として「農のブランド化」や「地産地消」を推進します。

- ・優良農地は、食料の生産機能や雨水の貯留浸透機能、田園景観を構成する要素としての景観形成機能など様々な機能を有することから、適切な維持・管理が可能となるよう配慮しながら、今後とも保全を図ります。
- ・生産された地元の農産物は、双葉農の駅などにおいて販売し、「農のブランド化」や「地産地消」を推進します。

9) 山林

■山々が有する地球環境から居住環境に至るまでの多様な機能が発揮されるように適正に保全を図ります。

- ・二酸化炭素の吸収機能や水源涵養機能、斜面地景観や山岳景観などを構成する要素としての景観形成機能など、地球環境から居住環境に至るまでの多様な機能を有する山々は、本市の魅力の一つと捉え、適切な維持・管理が可能となるよう配慮しながら、今後とも保全を図ります。



棚田の山岳景観

3-2. 都市施設等の構想

(1) 道路

① 道路の基本的な考え方

【道路の概況】

本市には、中央自動車道と中部横断自動車道の2本の高速自動車国道があり、双葉サービスエリアに設置されたスマートインターチェンジや市域南部に隣接する甲府昭和インターチェンジ、市域西部に隣接する韮崎インターチェンジにより全国と連絡されています。

また、都市計画区域の北部には、地域高規格道路である新山梨環状道路(北部区間)の整備が位置付けられ、中部横断自動車道とともに甲府都市圏内における都市間連携の強化が進められています。

一方、近隣の自治体や市内の各地区を連絡する道路網は、国道20号や国道52号を中心に主要地方道4路線、一般県道5路線及び市道により形成されており、本市と結びつきの強い甲府市や韮崎市とを連絡する東西方向に特化し、南北方向に市域を貫く幹線道路は1路線のみとなっています。

【道路の基本的な考え方】

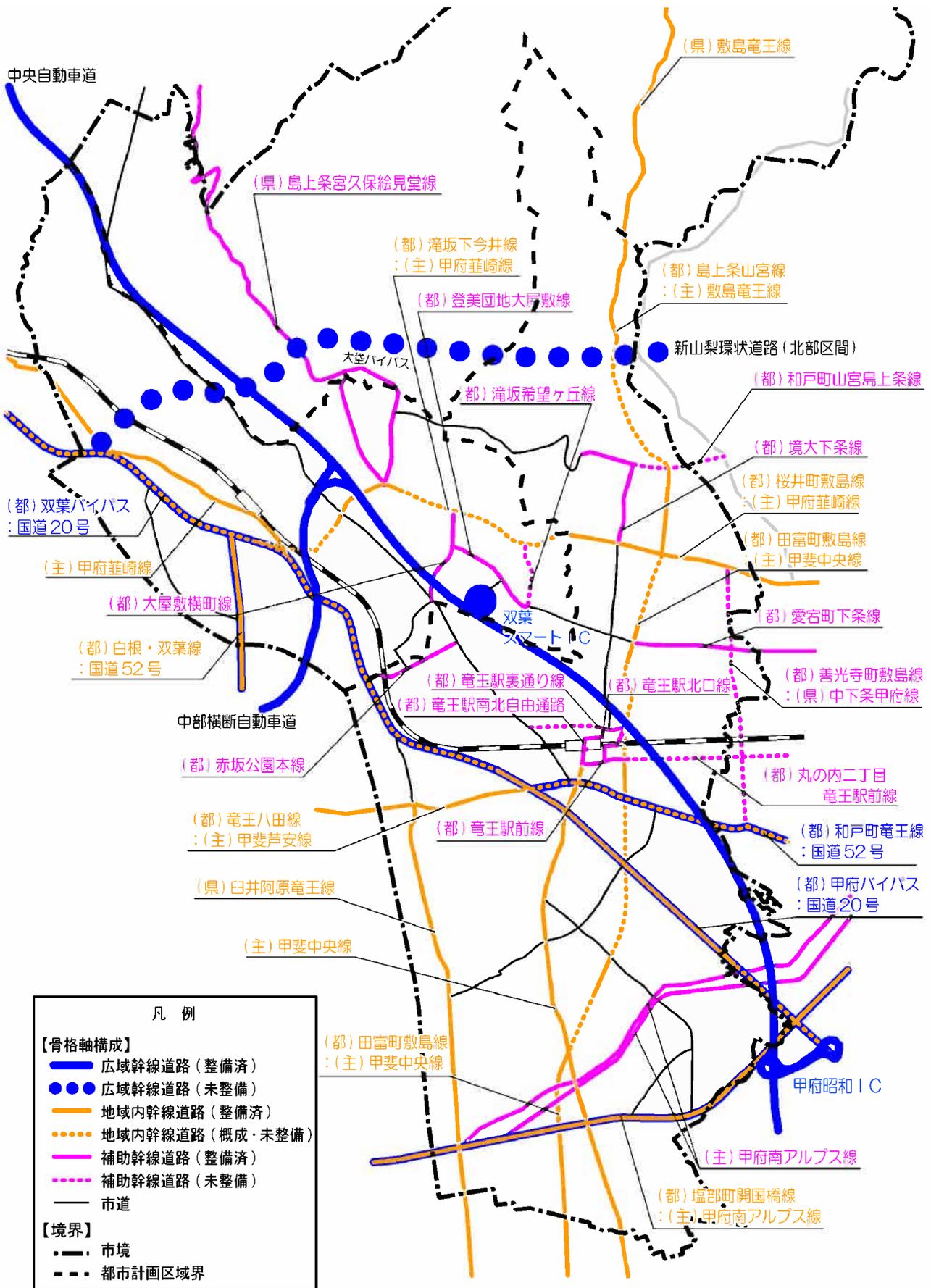
道路は、市民の日常生活や経済活動を支え、様々な交流を行う上で必要不可欠です。

そのため、環境負荷の低減や地域の活力増進、歩行者の安全確保といった視点から、「選択と集中」の考えのもと、都市拠点や地域拠点及び各居住地間のネットワークを形成する路線については、継続的な整備と維持管理を推進します。

また、必要に応じて真に必要な路線を見極め、整備基準や規格の見直しによる市内道路ネットワークのあり方を検討するとともに、「道路整備プログラムの策定」や関係機関との調整による「都市計画道路*の見直し」を図ります。

さらに、新たな道路の整備などにより、役割が変化した道路では、道路空間の使い方の見直し(自動車空間から歩行者空間への変更など)について検討します。

道路の構想図



②道路の構想

1) 広域幹線道路

■周辺都市はもとより、全国各都市を連絡する道路であり、全国、県内、甲府圏域における人や物の交流に資することから、関係機関と調整を図りながら、安全で円滑な道路網の構築を図ります。

【中央自動車道、中部横断自動車道】

- ・国土軸を形成する高速自動車国道で、周辺の都市から全国の都市までを結節する都市間連携軸であり、日常的な人や物の交流のほか、非常時の広域的な物資輸送の機能も有する道路です。
- ・よって、市内からの利用性を高め、広域的な交流を促すため、双葉スマートインターチェンジの名古屋・長野方面への利用が可能なフルインターチェンジ化と対応車種の拡大を図るとともに、その機能を十分に発揮させるため、関連道路の整備等について、関係機関との調整を進めます。

【新山梨環状道路(北部区間)】

- ・甲府都市圏の環状道路として、甲府都市圏の各都市までを結節する都市間連携軸であるとともに、圏域を通過する交通を市街地から排除し、圏域内の交通の円滑化にも資する道路です。
- ・よって、早期整備に向け、関係機関との調整を進めるとともに、道路の整備に併せ、必要となるインターチェンジへのアクセス道路の整備を進めます。

【(都)甲府バイパス、(都)双葉バイパス：国道20号】

- ・東京都と長野県を結ぶ国道で、周辺の都市から隣接県の都市までを結節する都市間連携軸であり、本市の道路網の基軸として、市民の通勤や企業の物資輸送など広域的な都市活動を支えています。また、本市の都市拠点である竜王駅周辺や竜王地区の地域拠点と双葉地区の地域拠点及び大規模商業施設を結ぶ地域連携軸の役割も担っていますが、日常的に渋滞が発生しています。
- ・よって、市民の広域的・地域的な活動の利便性向上や都市活動による環境負荷・経済的損失の低減を目指し、4車線化の早期全線開通に向け、関係機関との調整を進めます。

【(都)和戸町竜王線：国道52号】

- ・本市の都市拠点である竜王駅周辺と甲府市中心部とを連絡する都市間連携軸であるとともに、竜王駅周辺と本市中東部の市街地を結ぶ地域連携軸の役割を担っていますが、全線未改良区間となっています。
- ・よって、甲府市との交流促進や相互の都市機能の連携強化を図るとともに、安全性や円滑性、快適性を向上させるため、拡幅整備に向け関係機関との調整を進めます。

【(都)白根・双葉線：国道52号】

- ・本市の西部と南アルプス市とを連絡する都市間連携軸であるとともに、塩崎駅と大規模商業施設を結ぶ地域連携軸の役割を担っており、全線整備済みとなっています。
- ・よって、今後とも安全で円滑な道路環境を維持するため、関係機関と調整を図りながら、適切な維持管理に努めます。

【(都)塩部町開国橋線：(主)甲府南アルプス線】

- ・本市の南部と甲府市、南アルプス市の中心部とを連絡する都市間連携軸であるとともに、市街地と甲府昭和インターチェンジを連絡する地域連携軸の役割を担っており、市内は整備済みとなっています。
- ・よって、今後とも安全で円滑な道路環境を維持するため、関係機関と調整を図りながら、適切な維持管理に努めます。

2) 地域内幹線道路

■主に市内の主要な地域や施設を連絡する道路であり、地域の役割分担と連携による都市づくりの推進に資することから、安全で円滑な道路網の構築を図ります。

【(都)桜井町敷島線、(都)滝坂下今井線：(主)甲府葎崎線】

- ・敷島地区の地域拠点と双葉地区の地域拠点を結ぶ地域連携軸であるとともに、本市と甲府市、葎崎市とを連絡する都市間連絡軸の役割も担っており、双葉地区内の区間が一部を除き未改良となっています。
- ・よって、地域間の連携の強化と交流を促すため、安全性や円滑性、快適性の向上を目指し、未改良区間の整備に向け、関係機関との調整を図ります。

【(都)田富町敷島線、(都)島上条山宮線：(主)甲斐中央線、(県)敷島竜王線】

- ・本市を南北に縦断し、本市の中心部と竜王地区、敷島地区の地域拠点を、さらには市域北部の山間部や観光拠点である昇仙峡を結ぶ地域連携軸であるとともに、本市と昭和町とを連絡する都市間連携軸の役割も担っており、未整備区間と整備済み区間が混在しています。
- ・よって、地域間の連携の強化と交流を促すため、安全性や円滑性、快適性の向上を目指し、未整備区間の整備に向け、関係機関との調整を図ります。

【(都)竜王八田線：(主)甲斐芦安線】

- ・竜王駅周辺と本市中西部の市街地を結ぶ地域連携軸であるとともに、本市の都市拠点である竜王駅周辺と南アルプス市とを連絡する都市間連携軸の役割も担っており、全線整備済みとなっています。
- ・よって、今後とも安全で円滑な道路環境を維持するため、関係機関と調整を図りながら、適切な維持管理に努めます。

【(県)臼井阿原竜王線】

- ・本市西側の外郭を構成し、市域南部と中央部の東西方向の都市間連携軸への接続や観光資源である信玄堤を接続する地域連絡軸であるとともに、本市の南部と南アルプス市とを連絡する都市間連絡軸の役割も担っています。
- ・よって、釜無川や信玄堤への影響に配慮した道路景観の維持を進めるため、関係機関との調整を図ります。

3) 補助幹線道路

■ 幹線道路相互の接続や幹線道路から主要施設を連絡する道路で、主に市内の主要な地域や施設を連絡する道路であり、幹線道路を補完し、地域の円滑な交通処理を担うことから、既定計画を必要に応じて見直ししながら、安全で円滑な道路網の構築を図ります。

【(主)甲府南アルプス線】

- ・南部の市街地と広域・地域内幹線道路(国道20号、(都)塩部町開国橋線)を接続する道路であり、2つの路線が近接・並行して位置していますが、双方とも十分な歩行空間が確保されていません。
- ・南側に広域交通の処理を担う(都)塩部町開国橋線が供用されたことや既存の2つの路線が並行して位置することから、関係機関や地域住民との調整のもと、道路空間の再構築・再配分等により、安全な歩行空間の確保を図るなど、必要な整備に向け、関係機関との調整を図ります。

【(県)島上条宮久保絵見堂線】

- ・集落地と市街地を接続する道路であり、安全性や円滑性を確保するため、全線整備済みである大塚バイパスに引き続き、地域住民の協力のもと、部分的な改良など必要な整備促進に向け、関係機関との調整を図ります。

【(都)竜王駅前線 (都)竜王駅裏通り線 (都)竜王駅北口線】

- ・幹線道路と竜王駅を接続する道路であり、竜王駅周辺整備に併せ整備を進めるとともに市の都市拠点として、ふさわしい沿道景観の形成を図ります。

【(都)赤坂公園本線】

- ・シンボル拠点である赤坂台総合公園(ドラゴンパーク)と幹線道路とを接続する道路であり、引き続き道路機能・空間及び沿道景観の維持を図ります。

【(都)大屋敷横町線 (都)登美団地大屋敷線 (都)滝坂希望ヶ丘線】

- ・双葉サービスエリア北側の街区を形成する道路であり、双葉スマートインターチェンジと幹線道路を接続する道路であることから、整備済み区間においては、引き続き道路機能及び沿道景観の維持を図るとともに、必要に応じて未整備区間の整備を検討します。

【(都)境大下条線 (都)和戸町山宮島上条線】

- ・敷島地区の地域拠点周辺の街区を構成するとともに、幹線道路と地域拠点を連絡する道路であることから、整備済み区間においては、引き続き道路機能及び沿道景観の維持を図るとともに、必要に応じて未整備区間の整備を検討します。

【(都)善光寺町敷島線 (都)愛宕町下条線 (都)丸の内二丁目竜王駅線】

- ・竜王駅東側の市街地の街区を構成する道路であることから、整備済み区間においては、引き続き道路機能及び沿道景観の維持を図るとともに、未整備区間については、関係機関との調整のもと、整備に向けた検討を進めます。

4)生活道路*

■住民の日常生活を支える上で重要な生活道路*については、良好な住環境の向上を目指し、地域住民の協力を得ながら、必要箇所の改良や道路空間の再構築等により、自動車はもとより、歩行者や自転車にとっても、安全で、使いやすい道路網の構築を目指します。

- ・防災面や交通安全面などの住環境の向上の観点から、地域住民の協力を得ながら必要な箇所の改良や、現況幅員内での歩車道区分の見直しなどの再構築について検討・実践します。
- ・関係機関との調整のもと、幹線道路を基本とした市域の歩行者ネットワークの形成を図るとともに、都市拠点や地域拠点、学校などの公共公益施設周辺においては、地域内の歩行者ネットワークを構築し、高齢者や車椅子を利用する人などを含め、誰もが利用しやすい歩行空間の形成に努めます。

(2) 公共交通

①公共交通の基本的な考え方

【公共交通の概況】

本市の広域的な公共交通機関として、J R 中央本線と高速バスがあります。J R 中央本線は、市内に竜王駅と塩崎駅が設置されており、竜王駅は特急かいじ号の発着駅となっています。

また、高速バスは、竜王駅を発着とした首都圏(新宿、羽田空港、成田空港、川越・さいたま市)及び名古屋間が運行されているほか、双葉サービスエリアのバス停からの岡谷方面や、敷島仲町から京都・大阪方面、玉幡公園前から新宿に向かう一般道区間のバス停があり利用可能となっています。

一方、隣接都市を結ぶ路線バスは、次頁に示す路線図のとおり、竜王駅や敷島営業所を中心に甲府市や韮崎市を接続しており、市内では、(主)甲府韮崎線、国道 52 号、(主)甲府南アルプス線、(県)中下条甲府線などの東西方向を中心として運行されています。そのため、市内を南北に通過する路線や双葉地区における公共交通が脆弱な状況となっています。なお、現在、竜王駅から山梨大学医学部附属病院間においてコミュニティバスが試行運転されています。

【公共交通の基本的な考え方】

高齢社会の到来や環境問題より、自動車に過度に依存しない交通体系が求められています。

都市活動における環境負荷の低減や高齢者の生活の足を確保するとともに社会活動への参加を促すため、現在の公共交通の維持・増進を進め、事業者や地域住民と協力しながら、適正な交通手段を検討し、公共交通の利便性向上を図ります。

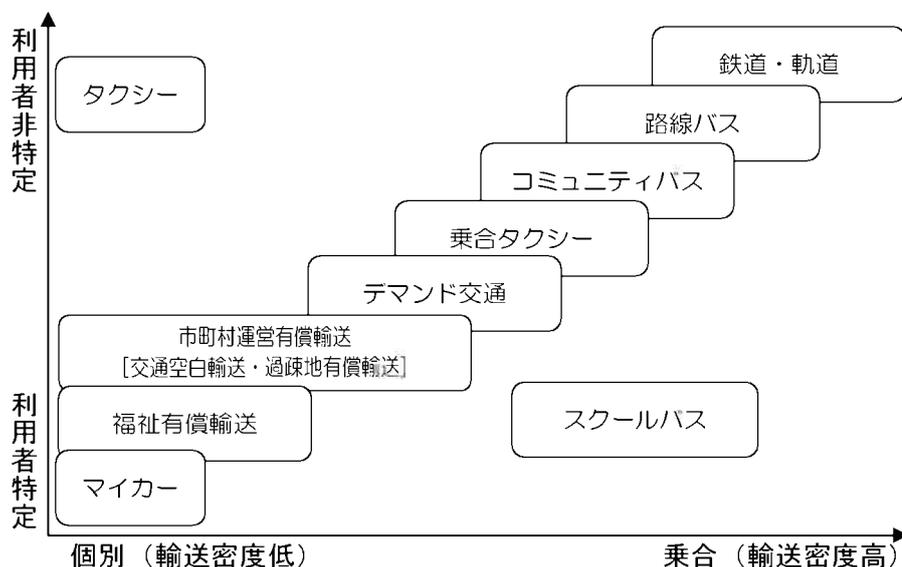


図 3-2-1 交通手段の特性

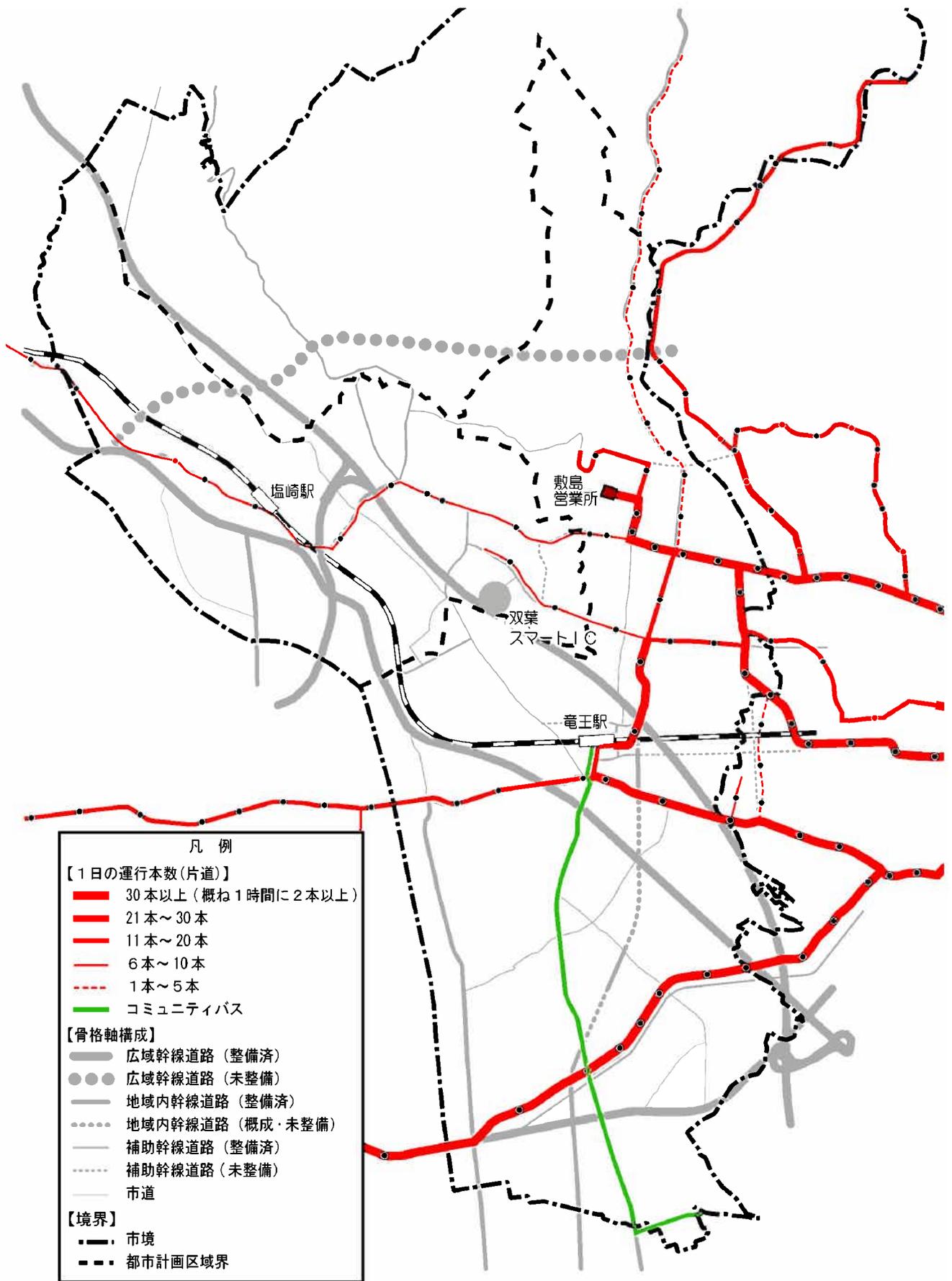


図3-2-2 路線バスの運行状況

②公共交通の構想

平成20年5月に地域の関係者が一体となり、本市の地域公共交通を総合的に検討し、計画を策定するための「甲斐市地域公共交通活性化協議会」を設置しました。この地域の実情に精通した本協議会において、地域公共交通の真のニーズやその地域の抱える問題を精査した上で、「甲斐市地域公共交通総合連携計画」の策定を行います。

「甲斐市地域公共交通総合連携計画」においては、路線バスやコミュニティバスを含めたバス路線網の検証、また、デマンドバス等の検討を行い、望まれる持続可能な公共交通の計画策定を目指します。

1) 鉄道

■環境にやさしく、誰もが利用可能な交通手段であり、隣接都市や広域的な都市との交流・連携にとって重要な役割を担っていることから、市民の利用を促しながら、維持を図ります。

- ・JR中央本線は、隣接する甲府市や韮崎市との連絡のほか、首都圏や中部圏などを連絡しており、市民や来訪者の重要な交通手段となっています。
- ・そのため、駅へのアクセス道路の整備や交通結節点としての駅前広場整備などを進めるとともに、パーク・アンド・ライド、サイクル・アンド・ライドの啓発を行いながら利用を推進します。また、特急の増発着を働きかけるなど関係機関との調整を進めるとともに、鉄道とバスの乗り継ぎ改善により、利用者の利便性の向上を図ります。
- ・なお、交通結節点の整備にあたっては、バリアフリー*に配慮した、誰もが利用しやすい歩行空間の確保に努めます。

2) 高速バス

■環境にやさしく、乗換の負担も少ない交通手段であり、広域的な都市との交流・連携にとって重要な役割を担っていることから、市民の利用を促しながら、維持・増進を図ります。

- ・高速バスは、鉄道を補完し、出発地から目的地まで乗換することなく移動できるなど、広域的な交流を促す重要な交通手段となっています。
- ・そのため、路線バスとの乗り継ぎ改善やパーク・アンド・ライド等の推進、市民への啓発などを行うことで利用を促しながら、関係機関との調整のうえ、交通手段の維持・増進を図ります。

3) 路線バス

■環境にやさしく、誰もが利用可能な交通手段であり、隣接都市や市内の交流・連携にとって重要な役割を担っていることから、市民の利用を促しながら、維持・増進を図るとともに、路線バス空白地における公共交通のあり方について検討します。

- ・路線バスは、市内における交流・連携及び隣接都市との交流・連携を行うために重要な交通手段となっています。
- ・特に自動車が運転できない市民にとっては、通院や買物、社会活動への参加のために重要な交通手段であり、高齢社会の進展にともない、ますますその重要性が高まると考えられます。
- ・そのため、関係機関との調整のうえ、バス停環境の改善や運行情報の提供など、バスを利用しやすい環境の充実を図るとともに、市民への啓発を行い、利用を促すことで、既存路線の維持・増進を図ります。
- ・また、現在、公共交通の空白地となっている地域にあっては、地域住民とともに、公共交通の必要性やサービス水準のあり方、運営主体や費用負担のあり方などについて検討した上で、需要に応じた適切な手段(デマンドバスなど)を選択し、“市民の足”の確保を図ります。

(3) 公園・緑地

① 公園・緑地の基本的な考え方

【公園・緑地の概況】

本市の公園・緑地は、本市のシンボルとなっている赤坂台総合公園(ドラゴンパーク)や敷島総合公園、平成18年に開園した玉幡公園(kai・遊・パーク)など、街区公園*4箇所、近隣公園*5箇所、地区公園*1箇所、総合公園*2箇所、運動公園*1箇所の計13箇所の都市公園が整備されています。

また、都市公園以外の公園・緑地として、カルチャーパークや双葉水辺公園などの市立公園が5箇所、その他の公園が1箇所配置されており、多くの人にとって憩い・交流・レクリエーションの場とされています。

【公園・緑地の基本的な考え方】

良好な住環境の向上を目指し、本市における人々の憩い・交流・レクリエーションによるコミュニティの形成の場として、また、生態系の維持・形成の場として、そして、災害・防災面も考慮し、既存施設の機能の充実を図ります。また、この公園・緑地と周辺に広がる豊かな山々や河川といった自然環境との連続性に配慮し、それらを結び付けることで、本市全体として自然環境が感じられるように努めます。

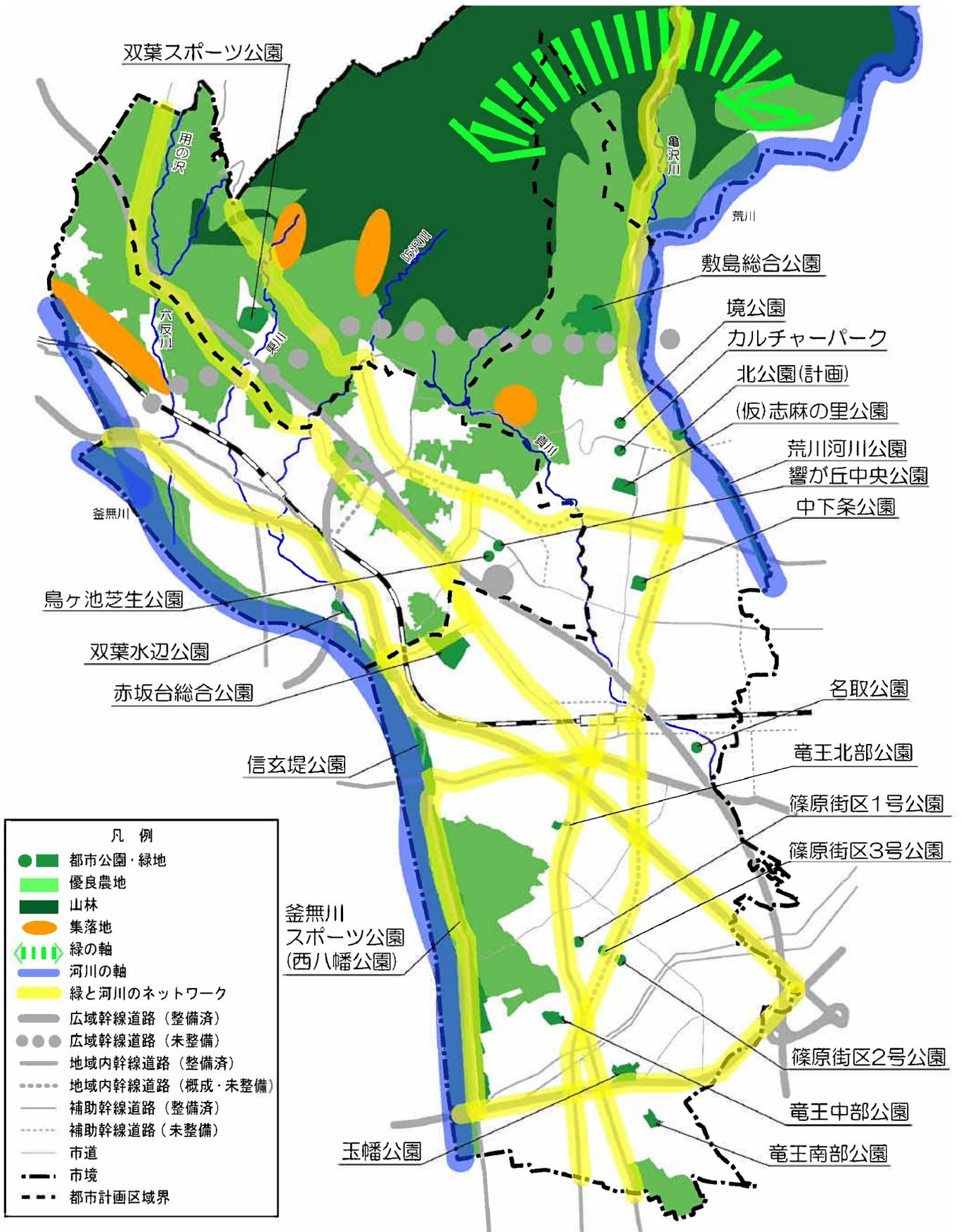
さらに、本市全体としての緑あふれる住環境の向上を目指し、各地に点在している社寺林や屋敷林などの小さな緑も活用します。

なお、これらの基本的な考え方を実現するため、「緑の基本計画」において掲げられる施策に積極的に取り組みます。



荒川の桜並木

公園・緑地の構想図



②公園・緑地の構想

1)公園・緑地

■人々の憩い・交流・レクリエーションによるコミュニティの形成の場として、既存施設の機能の充実を図るとともに、地域住民の協力を得ながら、市街地内における身近な緑として、維持・管理及び保全に取り組みます。

- ・運動公園*として開設されている釜無川スポーツ公園(西八幡公園)、総合公園*として開設されている赤坂台総合公園(ドラゴンパーク)、敷島総合公園は、市内外の人々の憩いや交流及びレクリエーションによるコミュニティの形成の場としての拠点化を図るため、地域住民の理解と協力のもと、既存施設を有効に活用します。
- ・荒川河川公園や双葉水辺公園については、河川の水辺環境や周辺の山並みとの調和を図りながら、市街地に近接した親水空間としての機能の充実を図ります。
- ・既存の公園・緑地については、地域住民の理解と協力のもとで必要に応じて機能の更新を図り、安全性の確保に努めるほか、高齢者等に配慮したバリアフリー*化など、利便性の向上を図るとともに、災害・防災面も考慮し、雨水の一時貯水や緊急物資の備蓄についても検討します。
- ・近隣公園*として都市計画決定されている(仮)志麻の里公園については、市内の人々の憩いや交流及びレクリエーションによるコミュニティの形成の場として、また、備えた防災機能を活かし周辺公共施設との連携を図り、防災の拠点化に努めます。
- ・上記の公園・緑地のほかに、市街地や集落内に点在する社寺林や屋敷林など、既存の緑地空間については、居住環境に潤いをもたらす身近な緑として地域住民とともに、維持・管理及び保全に取り組みます。

2)緑と河川のネットワーク

■良好な住環境の向上や生態系の維持など自然環境にやさしい都市づくりを進めるため、各地区に配置された公園・緑地と豊かに広がる山々及び河川とを結びつけ、本市の自然環境と身近な緑を一体化させます。

■市民が自主的な健康づくりに継続的に取り組める環境づくりを目指し、豊かに広がる自然環境を有効に活用します。

- ・本市の公園・緑地と周辺に広がる豊かな山々及び河川とを結びつける(主)甲斐中央線や(県)敷島竜王線などにあっては、「緑と河川のネットワーク」として位置付け、本市の自然環境と身近な緑による良好な住環境の向上を目指し、地域住民の理解と協力のもとで、積極的に沿道緑化を推進します。
- ・釜無川沿いなどを活用した散策・ジョギング・サイクリングなどが楽しめる「健康の道」を設定します。

(4) 下水道

① 下水道の基本的な考え方

【下水道の概況】

本市では、公共下水道の計画処理区域面積が1,776ha、供用区域面積が1,007haとなっており、その整備率は、56.7%となっています(出典：平成19年 行政資料集)。また、終末処理施設は、増穂町の釜無川浄化センターであり、本市の他に韮崎市や南アルプス市などの8市町の汚水を一括処理しています。

【下水道の基本的な考え方】

衛生的な生活環境の形成と河川・水路の水質浄化を図り、環境にもやさしい都市づくりを推進するため、引き続き下水道事業を進めていきます。

② 下水道の構想

- ・ 公共下水道計画区域のうち、公共下水道未供用の区域については、引き続き事業の推進を図るほか、市街化動向や人口分布状況等を考慮しながら、必要に応じて全体計画を見直し、計画的かつ効率的な整備を進めます。
- ・ 公共下水道計画区域に指定されていない区域については、合併浄化槽事業等により、計画的かつ効率的な整備を進めます。

(5) 防災

① 防災の基本的な考え方

【防災の概況】

本市は、「大規模地震対策特別措置法第6条」の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されており、東海地震のほか南関東直下プレート境界地震や釜無川・藤の木愛川・曾根丘陵・糸魚川―静岡構造線の各断層地震などの発生と、これによる人的及び建築物等の被害が想定されています。

水害についても、北部の山間地においては、豪雨、土砂災害等による孤立が懸念されるほか、市南部の平坦地においては、釜無川(富士川)ほか7本の1級河川があり、異常気象によるゲリラ豪雨が頻発する中、堤防の決壊等による被害が想定され、洪水への備えも必要です。

これらの地震や洪水の災害から、市民の生命・身体と財産の保護対策を推進するため、「市民防災マニュアル」や「洪水ハザードマップ」を全世帯に配布して市民の防災意識高揚を図るとともに、防災公園や飲料水兼用耐震性貯水槽の建設、公共施設の耐震化、指定避難場所への防災資機材及び非常用食糧備蓄倉庫の設置、民間業者との災害協定締結などを進めます。

災害時の拠点となる施設については、竜王・敷島・双葉の各庁舎を、「災害に強いまちづくり」の拠点として整備を進め、総合的な防災対策の推進を図ります。

また、災害の予防と被害の軽減を図る基本は「市民との情報の共有」であり、情報伝達の最も有効な手段は「防災行政無線」であるため、防災行政無線の整備を進め、災害時に迅速・的確な情報伝達を行うことにより、安全・安心なまちづくりを目指します。

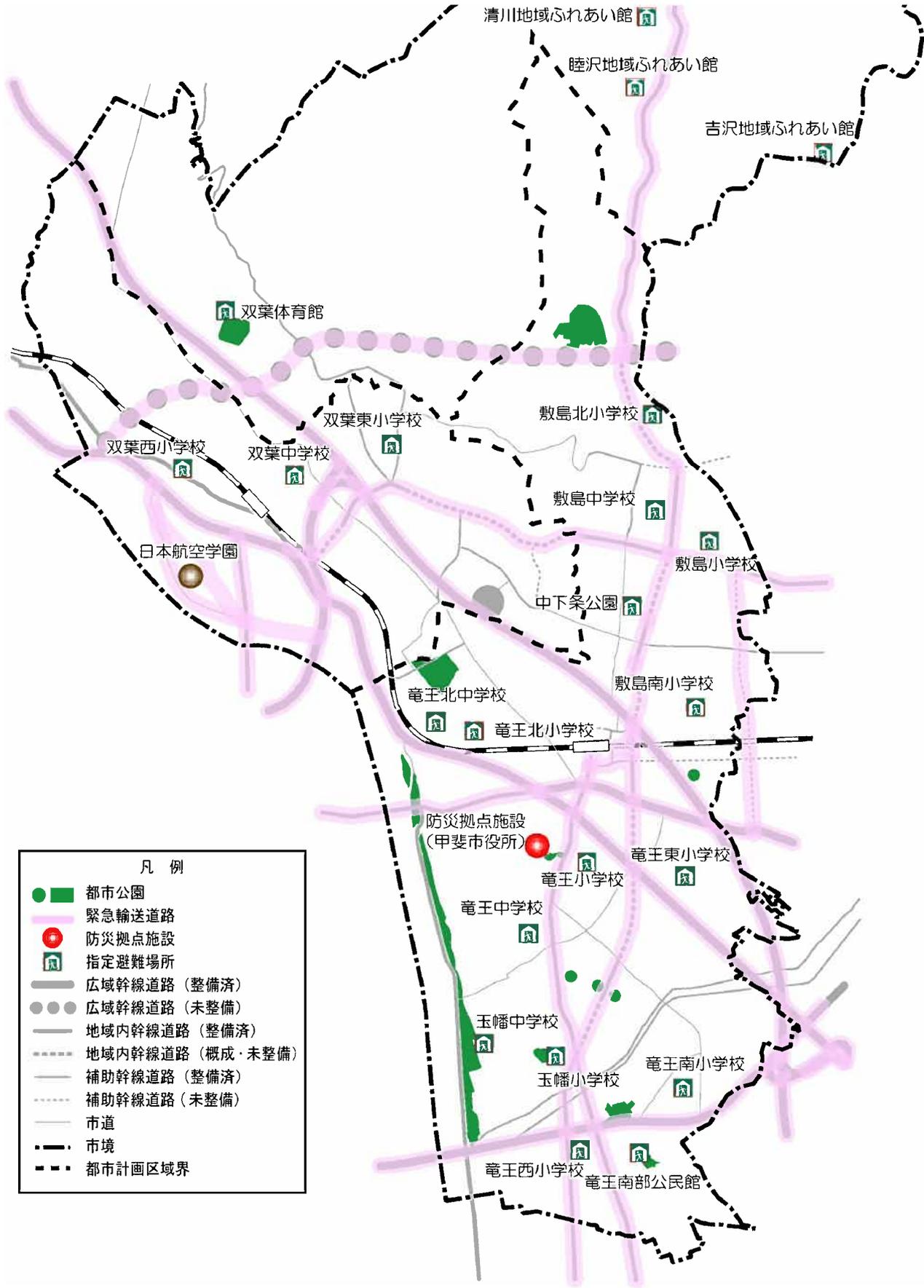
【防災の基本的な考え方】

災害が発生しやすい自然条件と、人口の集中や高度化した土地利用などの社会的条件をあわせもつ本市にあっては、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することは行政上最も重要な施策です。

災害発生時における緊急物資輸送及び避難地までの地域住民への円滑な誘導に資するための施設整備を進めます。特に水害発生時においては、非浸水地域までの速やかな避難を行うために、防災・減災を念頭に置いた道路・沿道整備を進めます。

また、避難ルートの周知など、防災に対する市民への啓発活動も併せて進めます。

防災の構想図



②防災の構想

1) 緊急輸送道路

■中央自動車道、国道 20 号、国道 52 号、(主)甲府韮崎線、(主)甲府南アルプス線、(主)甲斐芦安線、(主)甲斐中央線、(主)甲府昇仙峡線、(主)韮崎昇仙峡線、(県)中下条甲府線、(県)敷島竜王線、(市)塩崎町双田橋線、(市)柳の内旭台線の山梨県地域防災計画(平成 19 年 11 月)において緊急輸送道路に指定されている路線及び広域幹線道路である中部横断自動車道、新山梨環状道路(北部区間)については、緊急輸送道路として位置付け、災害発生時において、他都市からの円滑な救援物資の搬入等を行うため、また、都市内の輸送を行うため、必要な道路整備や交通規制について、関係機関との調整を進めます。

2) 避難予定場所

■各地域における避難場所について、災害発生時の避難場所として活用できるように、避難場所や必要な沿道整備を進めるほか、避難場所への防災資機材及び非常用食糧備蓄を進めます。

■また、避難予定場所を効果的に活用するため、避難ルートの周知など、防災に対する市民への啓発活動も併せて進めます。

3-3. 自然環境及び歴史・文化資産の構想

(1) 自然環境・景観

① 自然環境・景観の基本的な考え方

【自然環境・景観の概況】

本市は、富士山・南アルプス・八ヶ岳をはじめとする甲府盆地を囲む山々や、国指定特別名勝の御岳昇仙峡、釜無川・荒川・貢川などの河川といった豊かな自然環境に恵まれています。この自然環境は、昔から人々の生活とともに在り続け、人々に恵みを与えるとともに、その眺望等により、心に潤いや安らぎをもたらしてきました。

また、この山々や河川への眺望のほかに、本市では、田園景観も広がっており、周辺の山々の紅葉や黄金に輝く千枚田とも呼ばれる棚田など四季折々の景観をみせてくれます。

一方、人々が生活を営む空間では、集落景観をはじめとして、住宅地が立ち並ぶ市街地景観や斜面地景観、商業施設が立ち並ぶ沿道景観が存在しています。

【自然環境・景観の基本的な考え方】

山々や河川などの本市の魅力的な資源の一つである「緑」と「水」は、保全を前提として、自然環境にやさしい都市づくりを推進します。

また、山々や河川、田園、集落などといった本市の様々な魅力溢れる景観を今後も維持するとともに、さらなる魅力の向上を目指し、各地区の景観特性ごとに見合った景観整備を推進します。



秋の棚田

②自然環境・景観の構想

1)自然環境

■本市から望む富士山・南アルプス・ハケ岳に代表される山並みや、釜無川・荒川・貢川に代表される河川などの魅力的な資源の一つである「緑」と「水」は、保全を前提としつつ、必要に応じて、憩い・交流・レクリエーションによるコミュニティの形成の場として、利活用を図るとともに、防災対策や水質改善などを進めるために必要な施設整備について、関係機関との調整を進めます。

2)景観

■地域住民の理解と協力のもとで、本市に存在する様々な景観を保全し、さらに魅力を引き立たせるために必要な景観整備や景観法による景観計画*などの制度の適用について検討を進めます。

■また、住民活動を促し、支援することで本市の新たな景観資源を再発見し、その魅力を磨き、活かしたまちづくりを促します。

【市街地景観】

- ・日常生活において、潤いや安らぎをもたらすために、地域住民の理解と協力のもと、積極的な前庭緑化や門・塀などを両隣と調和のとれたものとするなど良好な街並み景観を目指し、景観法による景観計画*の策定など制度の適用について検討します。
- ・本市の魅力的な特徴の一つである周辺の山並みへの眺望や河川への眺望を確保し、日常生活の中で、自然環境が感じられる景観を形成するため、地域住民の理解と協力のもと、景観法による景観計画*の策定など制度の適用について検討します。
- ・交差点などの人の視線が集まる場所は、各地区の印象に残る場所であることから、地域住民の理解と協力のもと、積極的に良好な景観形成を図ります。
- ・本市の景観的魅力を高めるため、良好な景観を望むことができる視点場を明確にするとともに、アイ・ストップ*やスカイライン*の統一などの景観的手法の活用を検討します。



篠原地区の市街地景観

【斜面地景観】

- ・斜面地に立地する特性により、市街地などを眼下に見下ろす景観(俯瞰景)が望めることから、良好な眺望景観が望める視点場を整備するなど、この景観特性を有効に活用します。
- ・日常生活において、潤いや安らぎをもたらすために、地域住民の理解と協力のもと、積極的な前庭緑化や門・扉などを両隣と調和のとれたものとするなど良好な街並み景観を目指し、景観法による景観計画*の策定など制度の適用について検討します。



クラインガルテンから望む斜面地景観

【集落景観】

- ・集落とその周辺に広がる田畑、そして、集落の背後に立地する里山との関係性に配慮し、派手な色彩や特異な形態の住宅等の立地を避けるため、景観法による景観計画*の策定など制度の適用について検討するとともに、未作付け地*の利活用や優良農地を保全するために必要な方策について、関係機関との調整を行います。



菅蒲沢地区の集落景観

【沿道景観】

- ・国道 20 号などは、沿道立地型の商業施設が建ち並び、派手な色彩や大きな看板などが目立つことにより、乱雑な景観となっています。よって、屋外広告物条例の適用などにより、この乱雑な景観を正すとともに、周辺の山並みへの眺望を大切にし、商業空間の賑わいと遠景の山並みが調和した街なみ景観の形成を目指します。そのため、景観法による景観計画*の策定など制度の適用について検討します。



国道 20 号の沿道景観

【田園景観】

- ・豊かに広がる田園と住宅との関係性に配慮し、派手な色彩や特異な形態の住宅等の立地を避けるため、景観法による景観計画*の策定など制度の適用について検討します。
- ・千枚田とも呼ばれる棚田など、優良農地等の一団の農地にあつては、今後とも広大で身近な田園景観として保全するため、未作付け地の利活用や優良農地を保全するために必要な方策について、関係機関との調整を行います。



釜無川左岸の田園景観

【山岳景観】

- ・標高が高い位置に立地する特性により、市街地などを眼下に見下ろす景観(俯瞰景)が望めることから、良好な眺望景観が望める視点場を整備するなど、この景観特性を有効に活用します。
- ・一方で、山並みは、市街地から背景として望まれる視対象ともなることから、保全を前提として、今後も本市の魅力の維持に努めます。



亀沢地区の山岳景観

【河川景観】

- ・河川周辺にあつては、市街地の中の水辺空間として、高い親水性が感じられる河川景観を形成することは勿論のこと、対岸からの眺望にも配慮し、開放感と広がりのある景観を形成するため、関係機関との調整を行います。



荒川の河川景観

(2) 歴史・文化資産

① 歴史・文化資産の基本的な考え方

【歴史・文化資産の概況】

本市には、観光交流拠点として位置付けた国指定特別名勝の「御岳昇仙峡」、**「光照寺薬師堂 附 厨子」**や**「白輿」**の国指定重要文化財、そして、「信玄堤」をはじめとする史跡や彫刻、建造物といった歴史・文化資産が数多くみられるとともに、神楽や祭典といった人々の生活に根ざした文化も市内に存在しています。

【歴史・文化資産の基本的な考え方】

本市固有の歴史・文化資産を後世に引継いでいくことを基本としながら、本市に存在する歴史・文化資産や観光交流拠点相互を連携する「歴史・文化のネットワーク」として位置付けた路線を中心に、利便性を向上させ利用を促進し、歴史・文化資産に対する市内外の人々の保全意識を高揚するため、道路・交通アクセスの充実を図ります。

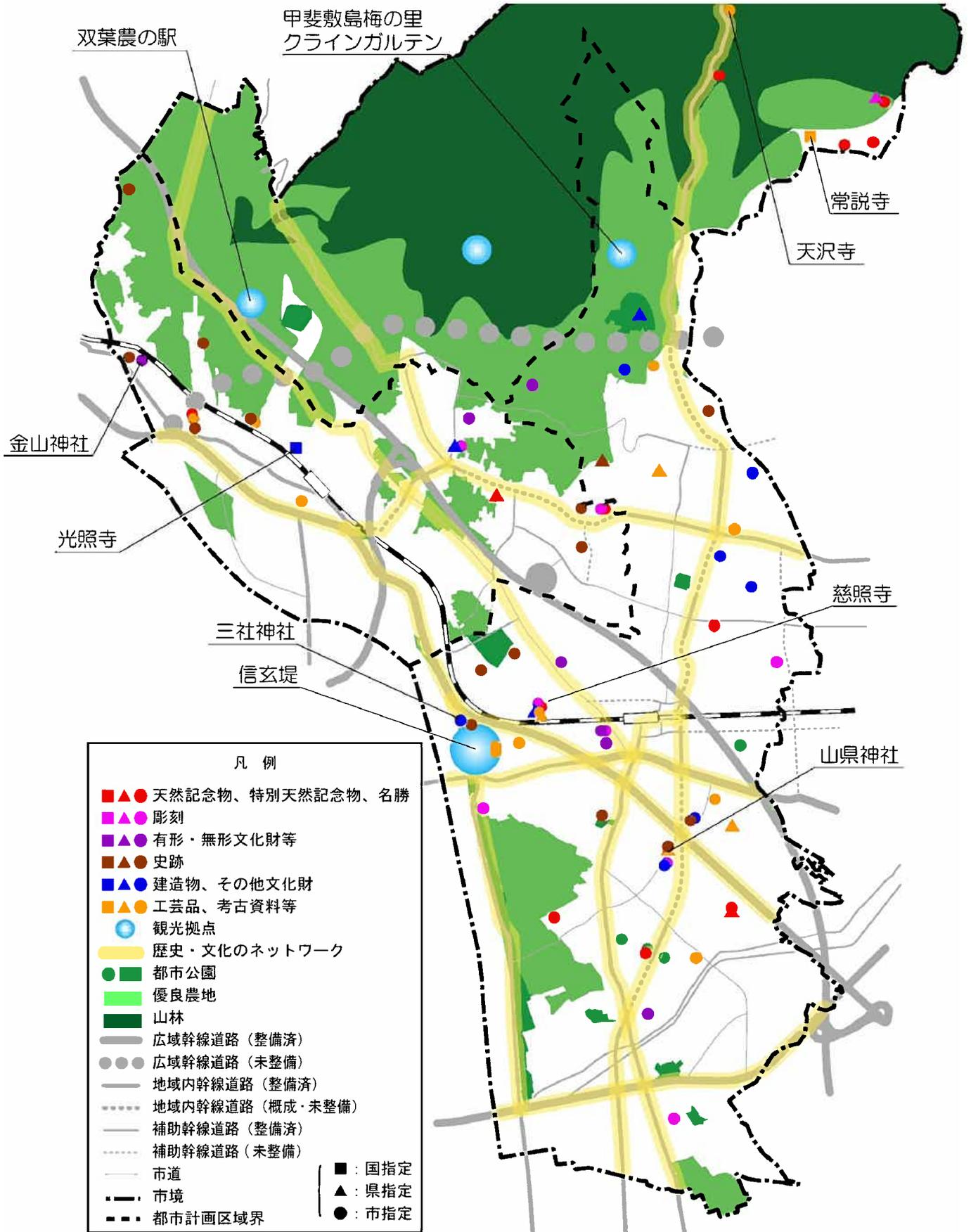
② 歴史・文化資産の構想

- ・市内に点在する名勝、彫刻、天然記念物、史跡、建造物、工芸品等は、本市の歴史や文化を未来へ伝えるかけがえのないものであることから、市外からの来訪者だけでなく、本市の子どもたちの貴重な教材として、引き続き保全を図ります。
- ・観光資源としての利活用にあたっては、歴史・文化資産の保全意識を高揚するため、各資源の希少性等のPR活動の充実を図ります。また、市民や市外からの来訪者の支援を行うため、必要な施設整備や公共交通等の充実を図ります。
- ・本市には、文化財指定等がされているもの以外にも多くの歴史・文化資産が眠っています。よって、住民活動を促し、支援することで本市に存在する新たな歴史・文化資産を再発見し、その魅力を磨き、活かしたまちづくりを促します。



光照寺

歴史・文化資産の構想図



4. ゾーン別構想

4. ゾーン別構想

4-1. ゾーン別構想の基本的な考え方

(1) ゾーン区分の基本的な考え方

「全体構想」を踏まえ、より詳細な視点によるまちづくりの方針を示すにあたり、これまでの現況分析結果から『土地利用状況』及び『将来計画』により、以下に示すように市域を4つのゾーンに分類します。

ゾーン名	主な該当範囲
市街地ゾーン	既成市街地(現行用途地域*)の範囲
竜王駅周辺ゾーン	竜王駅を中心とした周辺の範囲
農地・集落ゾーン	農用地区域及び 既成市街地(現行用途地域*)外の範囲
自然環境ゾーン	都市計画区域外の範囲

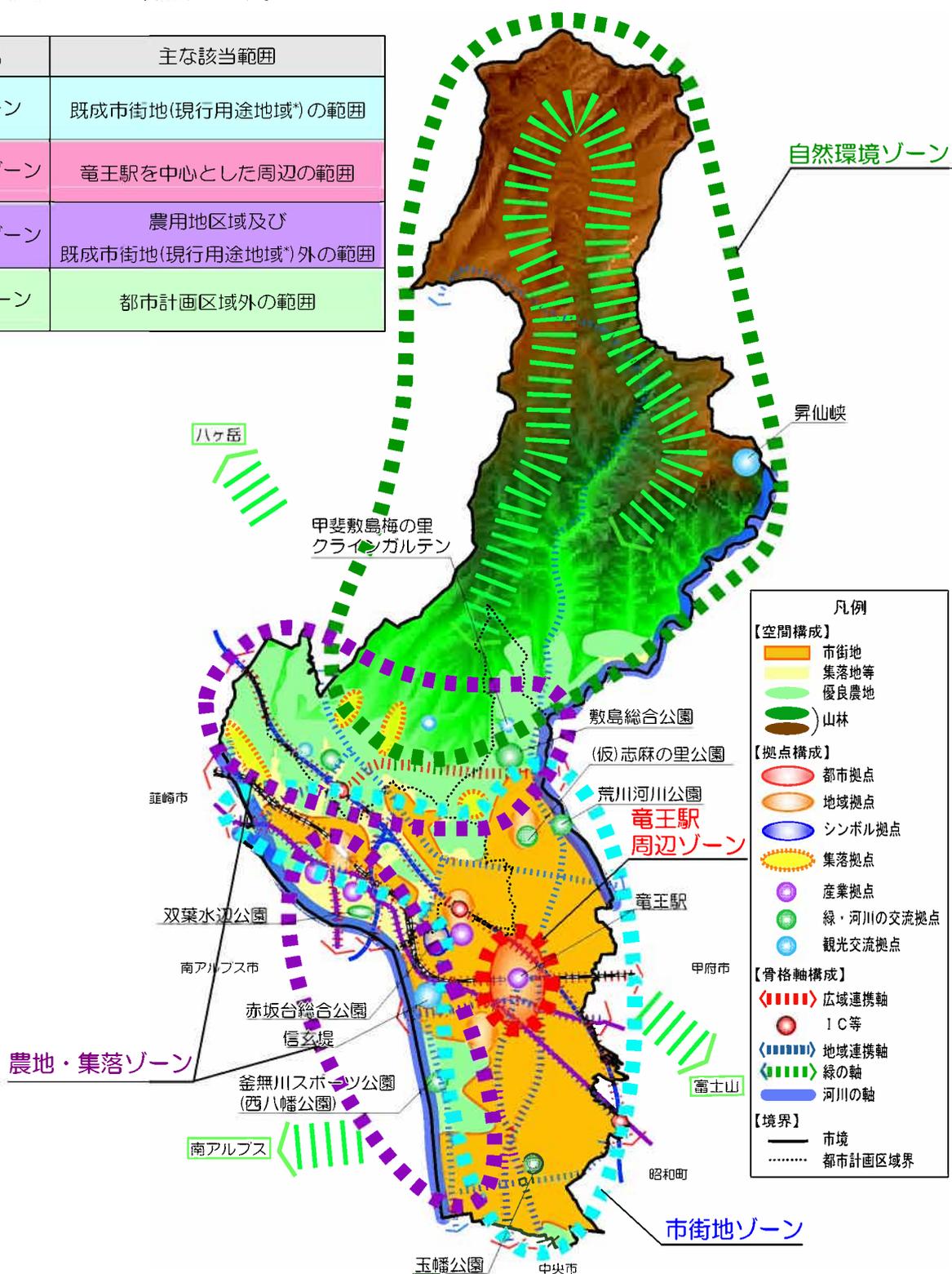


図4-1-1 ゾーン区分

(2) 拠点の基本的な考え方

「将来都市構造*」では、都市機能が集積している『都市拠点』や『地域拠点』において、さらに必要な都市機能を複合的に配置・集積させ、それらを連携させることで、コンパクトで一体性があり、持続可能な市街地の形成を目指すものとしています。

そして、本章における各ゾーンにおいても、市全体の「将来都市構造*」の考え方に基づいたまちづくりを進めるものとします。そのため、各年齢層に応じた活動の拠点となる公民館や児童館周辺を「地域の活動拠点」として位置付け、日常生活を送る上での機能の充実を図り、『都市拠点』や『地域拠点』と連携することで、地域コミュニティを維持・再生し、少子高齢社会に対応した、環境にも優しい都市の形成を目指すものとします。

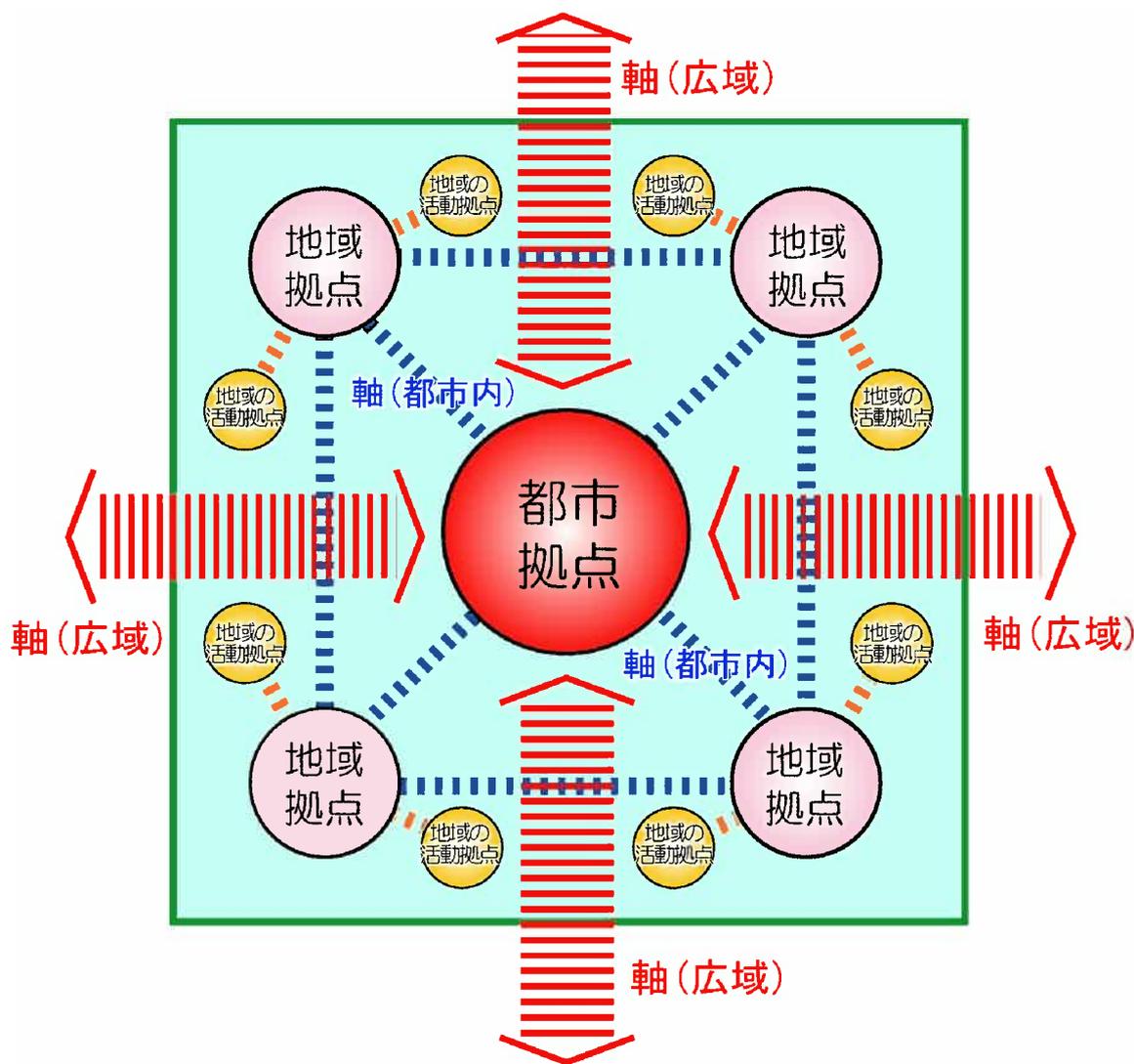


図4-1-2 各拠点の概念

【都市拠点】＝竜王駅周辺

本市全域の拠点として、複合的に機能を配置・集積させるとともに、道路網や公共交通の交通結節点としてアクセス性の向上を図ります。また、本市の魅力の一つである山並みなどを活かしながら、本市の玄関口として、「賑わいのある都市空間」を醸成し、交流による賑わいを創出します。

【地域拠点】＝敷島総合文化会館周辺エリア、塩崎駅周辺エリア、 双葉響が丘周辺エリア、市役所周辺エリア

地域住民が集まり様々な交流を育み、地域住民にとって心の拠り所となる、各地域における中心拠点として、「都市拠点」との役割分担に配慮しながら、必要に応じて、複合的に機能を配置・集積させるとともに、既存施設の機能の充実やバリアフリー*化、ユニバーサルデザインの導入などにより、アクセス性の向上を図ります。

【地域の活動拠点】＝各地域の公民館や児童館などの公共公益施設の周辺

日常生活における地域内のコミュニティを維持・増進させるための「つどい」「かたらい」「学び」の核の空間を形成する活動拠点として、「地域拠点」との役割分担に配慮しながら、必要に応じて、複合的に機能を配置・集積させるとともに、既存施設の機能の充実やバリアフリー*化などによりアクセス性の向上を図ります。



赤坂台総合公園(ドラゴンパーク)

4-2. 市街地ゾーンにおけるまちづくりの実現に向けて

市街地ゾーンは、本市の南部に位置し、北部に自然環境ゾーンの山々がそびえ立ち、限られた平地に形成された市街地は、主に住宅地となっています。

今後のまちづくりにおいては、ゆとりや安らぎ、豊かな自然環境などを感じられる良好な居住環境の創出を図るとともに、安全・安心が感じられる日常生活の実現を図ります。また、相互に助け合い、賑わいと活力あるまちづくりを進めていくことで、本市の将来を牽引する中心地区として、誰もが居住地としての良さを感じるまちの実現を図ります。

(1) まちづくりのテーマ・目標

みんなで創り 築く 快適なまち

都市づくりの目標

■日常生活の中で豊かな自然環境が感じられるまちづくり

■相互に助け合い、賑わいと活力のあるまちづくり

■誰もが住み良さと安らぎを感じるまちづくり

■未来へ引き継ぐまちづくり

市街地ゾーンの目標

■今後とも本市の主な居住地として、ゆとりや安らぎにより「誰もが住み続けたいと感じる居住空間の形成」を図ります。

■公民館やその他の公共公益施設等を活用し、「人々の憩いや触れ合いがあふれる交流の場の形成」を図ります。

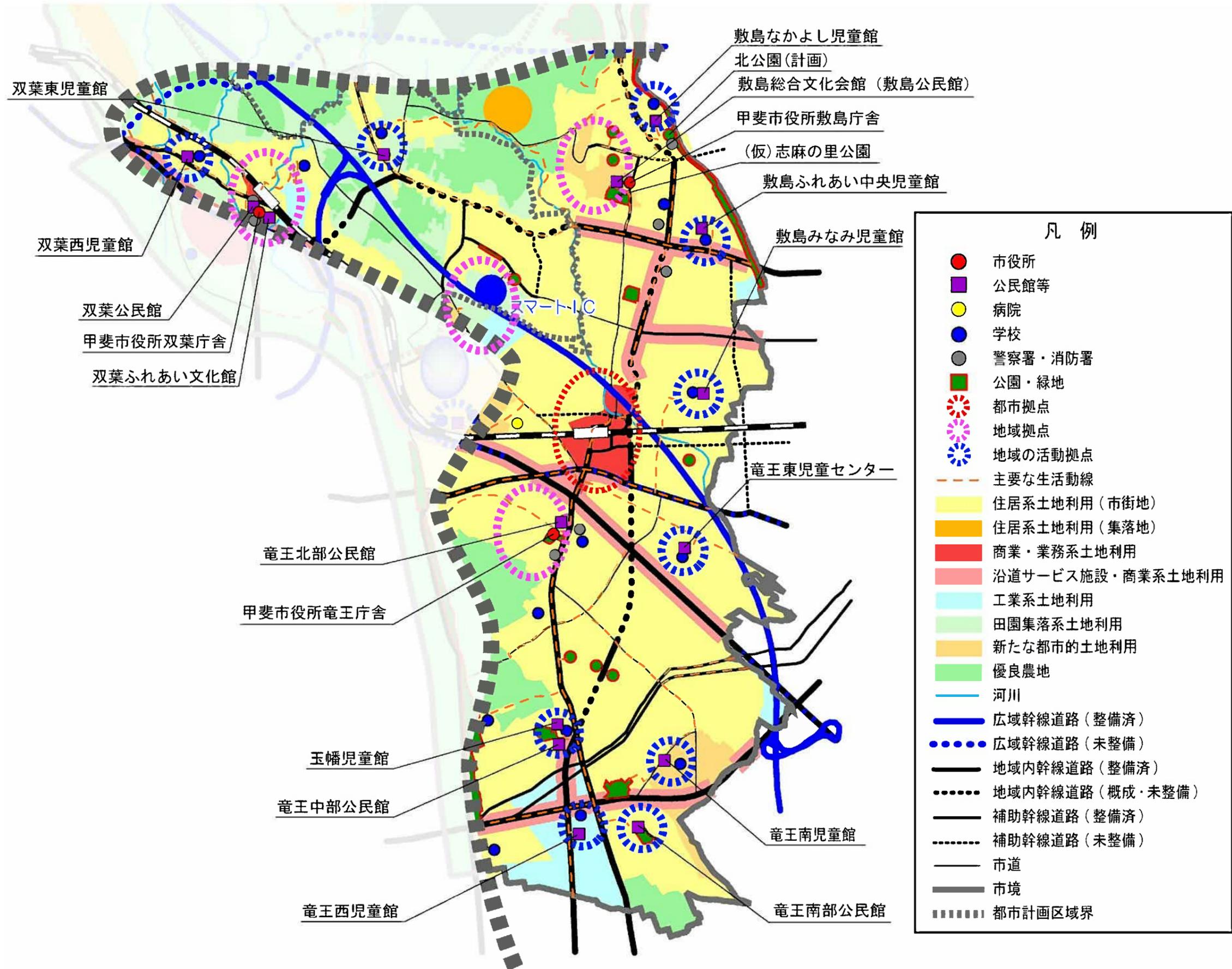
■現在の様々な産業機能を活かし、「地域の活力を支える産業空間の形成」を図ります。

■交通安全や災害対策を充実させ、「誰もが安全・安心に生活できる空間の形成」を図ります。

■地場産業や歴史・文化資産を活かし、「様々な交流や賑わいのある空間の形成」を図ります。

■山林や身近な緑などの自然環境及び歴史・文化資産の保全や活用により、「誰もが潤いや安らぎを感じ、誇りを持てる良好な景観の形成」を図ります。

市街地ゾーンにおけるまちづくり構想図



(2)まちづくりの構想の設定

【誰もが住み続けたいと感じる居住空間の形成】

- 良好な居住環境を形成するため、既存ストック*を活かしながら必要な都市基盤整備を進めます。
- 住宅が密集している地区や複雑な街区となっている地区については、オープンスペース*や道路空間を確保するなど良好な居住環境を創出するために、地区計画*や土地区画整理事業*などの適用について検討します。
- 計画的に整備された土地については、地域住民の発意のもと、良好な居住環境を維持するための地区計画*などの適用を促し、建物用途の混在の是正を図ります。
- 双葉響が丘周辺エリアは、双葉スマートインターチェンジのフルインターチェンジ化によるインパクトに配慮しながら、地域住民の発意のもと、良好な居住環境を維持するための地区計画*などの適用を促します。
- 高齢社会への対応として、「選択と集中」の考えのもと、生活動線を勘案しながら、生活道路*網における歩行空間の確保やバリアフリー*化などを進めるとともに、高齢者の移動手段を確保するため、需要に応じた適切な公共交通の体系を検討します。
- 市街地の縁辺部については、市街化の圧力を抑制し、良好な田園居住環境として住宅地と優良農地の共生を図るため、地区計画*や特定用途制限地域などの適用について検討します。
- 市街地内の農地については、都市基盤整備と併せて宅地化を図り、必要に応じて、都市内緑化機能や雨水貯水浸透機能などの利活用について関係機関との調整を行います。

【人々の憩いや触れ合いがえられる交流の場の形成】

- 敷島総合文化会館周辺エリアは、敷島公民館や敷島図書館など多くの公共公益施設が立地することから、交流を促し、コミュニティの維持・増進を図るため、既存施設の機能の充実を図るとともに、利便性・快適性の向上を図ります。
- 本市における都市拠点や、地域拠点のほかに、各年齢層に応じた活動拠点となる各地域の公民館や児童館などの公共公益施設の周辺を「地域の活動拠点」として位置付け、「つどい」「かたらい」「学び」の空間として交流を促し、コミュニティの維持・増進を図るため、既存施設の機能の充実を図ります。
- また、誰もが利用しやすい施設とするため、利便性の向上を目的とした施設周辺の必要な箇所についての道路改良や公共交通の充実、快適性の向上を目的としたバリアフリー*化などを図ります。
- 既存の公園・緑地については、交流の場としての活用を促すため、その機能の維持・向上を図るとともに、荒川とのネットワークの形成を検討します。



玉幡公園

- 「河川の軸」である荒川沿いについては、交流の場として引き続き護岸の維持管理を進めるとともに、清流が身近に感じる河川空間の形成を図ります。



荒川の河川敷

【地域の活力を支える産業空間の形成】

- 国道20号、(都)桜井町敷島線、(都)塩部町開国橋線、(都)田富町敷島線、(都)愛宕町下条線などの幹線道路の沿道については、自動車交通に対する利便性の高さを活かした沿道サービス施設*・商業施設の維持・集積を図るほか、後背地における良好な生活環境の維持を図るために、地区計画*や用途地域*指定及び特定用途制限地域などの適用について検討します。
- 竜王駅東側(大下条地区の一部、名取地区の一部)の地域では、住宅地と小規模工場等が混在していることから、良好な居住環境と生産環境の維持を図るために、地区計画*や特別用途地区などの適用について検討します。
- 市街地内に広がる一団の農地については、後背地における良好な生活環境の維持に配慮しながら、新たな産業空間としての利活用を検討します。
- 本市南部の市境周辺(西八幡地区、玉川地区)については、操業環境を充実させるため、今後とも隣接する工場群の従業者に対する居住地として良好な居住環境を維持・形成します。

【誰もが安全・安心に生活できる空間の形成】

- 各地区における避難場所について、災害発生時の避難場所として活用できるように、避難場所や必要な沿道整備を進めるほか、避難場所への防災資機材及び非常用食糧備蓄を進めます。
- 緊急輸送道路や主要な避難路については、円滑な救援物資の輸送や各避難地・避難所までの避難・誘導を行うため、必要な道路整備や沿道建築物の不燃化・耐震化等を進めます。
- 小学校や中学校等の周辺については、通学路の安全確保のため、歩行空間の確保を図るなど、必要な整備を進めます。
- そのほか、主要な道路については、関係機関との調整や地域住民の理解と協力のもとで、沿道と一体となった整備を行い、安全な歩行空間の確保を図るなど、良好な居住環境の形成に資する整備を進めます。

【様々な交流や賑わいのある空間の形成】

- 観光施設については、交流による地域の活性化を目指し、施設相互の結び付きや利用形態を考慮し、利便性向上に必要な道路改良や施設整備等について検討します。
- 市街地内に所在する歴史的建造物などについては、本市の歴史や文化を未来へ伝えるかけがえのない宝であることから、市外からの来訪者だけでなく、本市の子どもたちの貴重な教材として、引き続き保全を図るとともに、利活用に必要な施設整備について検討します。
- 地域の住民活動を促し、支援することで市街地内に存在する本市の隠れた魅力を再発見し、その魅力を磨き、活かしたまちづくりを促します。

- 双葉スマートインターチェンジのフルインターチェンジ化や双葉地区における大型商業施設の設置による来訪者の増加を活かし、周辺の観光施設への誘導を図ります。

【誰もが潤いや安らぎを感じ、誇りを持てる良好な景観の形成】

- 本市の魅力的な特徴の一つである富士山・南アルプス・八ヶ岳をはじめとする山並みや釜無川・荒川・貢川への眺望を保全・活用し、本市をより魅力的なものとするため、景観計画*の策定や地区計画*及び高度地区指定などについて検討します。
- (都)塩部町開国橋線などの沿道型商業施設*が立地する幹線道路沿道については、背景となる南アルプスなど、周辺の山並みに配慮した、賑わいのある良好な景観形成に向けて景観計画*の策定や地区計画*及び高度地区指定などについて検討します。



沿道型商業施設が立地する幹線道路

- 市街地内において、身近な緑を感じる空間を形成するため、地域住民の理解と相互協力のもと、生け垣・花壇コンクールの拡充など、緑化等による良好な街並み景観を推奨するほか、社寺林や屋敷林の維持管理及び保全を促進します。
- 市街地内に存在する農地については、日常生活における身近な緑として、必要に応じて、地区計画*などの適用について検討します。



住民主体による沿道緑化整備



宅地間に存在する農地

4-3. 竜王駅周辺ゾーンにおけるまちづくりの実現に向けて

竜王駅周辺ゾーンは、第1期として平成20年3月に竜王駅南北自由通路、新駅舎の供用開始を行い、交通結節点機能の強化を図り、都市活動において、本市の「都市拠点」として位置付けた竜王駅周辺1km圏内を想定したエリアです。

今後のまちづくりにおいては、本市の最も賑わいのある空間として、市内外の人々の交流を促します。そして、本市の玄関口として、ゲート性を持たせ、魅力的で誰もが訪れたいとなるまちの実現を図ります。

(1) まちづくりのテーマ・目標

未来へつなぐ にぎわいのまち

都市づくりの目標

■日常生活の中で豊かな自然環境が感じられるまちづくり

■相互に助け合い、賑わいと活力のあるまちづくり

■誰もが住み良さと安らぎを感じるまちづくり

■未来へ引き継ぐまちづくり

竜王駅周辺ゾーンの目標

■本市の玄関口として、魅力的で利便性が高く「誰もが住み続けたいと感じる居住空間の形成」を図ります。

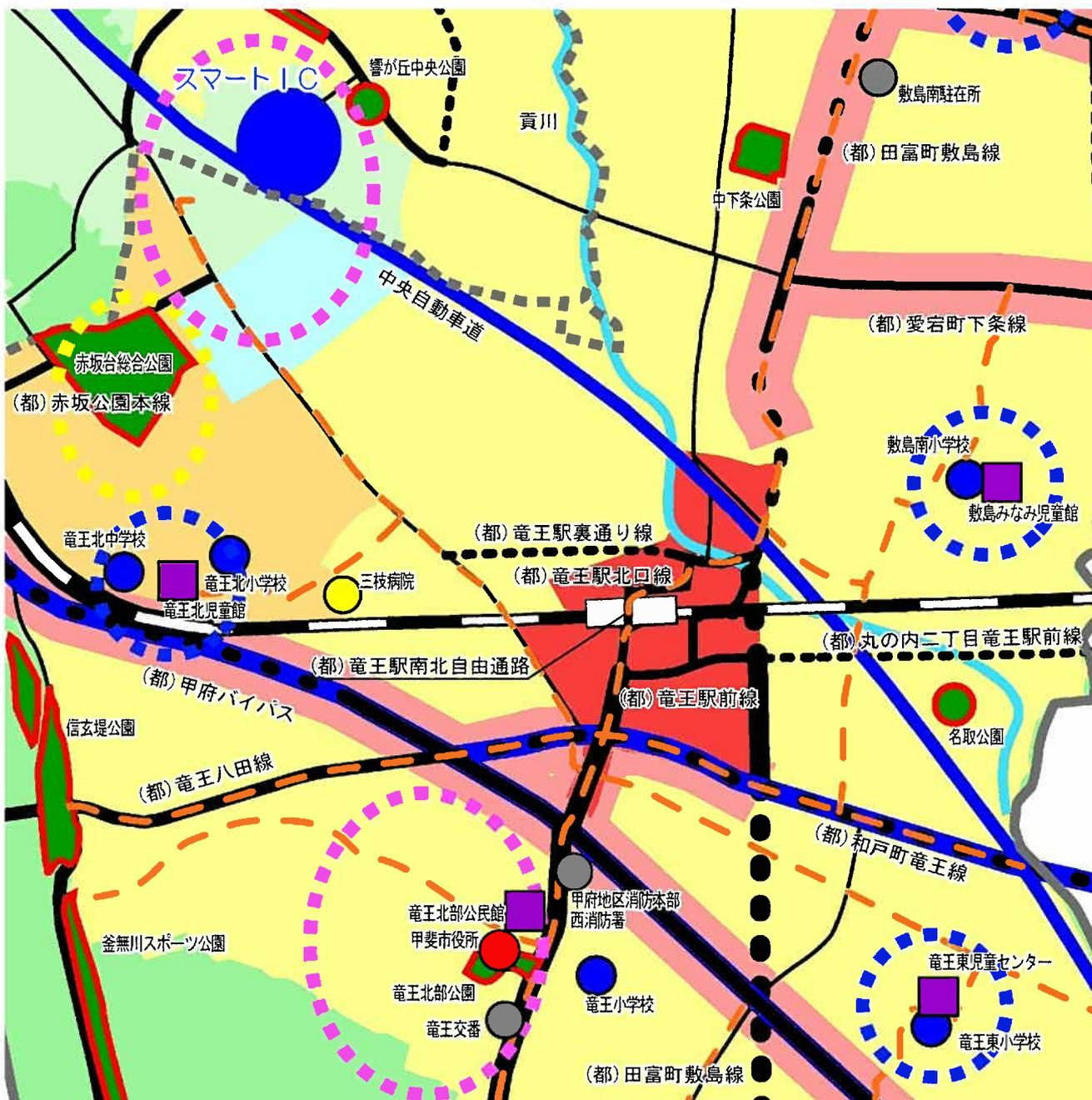
■竜王駅や甲斐市役所などの公共公益施設等を活用し、「人々の憩いや触れ合いがふれる交流の場の形成」を図ります。

■本市の先進・先導的な場所として、市内外の人々を対象とする商業、業務機能を集積させ、「地域の活力を支える産業空間の形成」を図ります。

■交通安全や災害対策を充実させ、「誰もが安全・安心に生活できる都市空間の形成」を図ります。

■本市の玄関口として、市内外の来訪者の第一印象を魅力的なものとするため、山並みへの眺望など、景観を活用した「誰もが潤いや安らぎを感じ、誇りを持てる良好な景観の形成」を図ります。

竜王駅周辺ゾーンにおけるまちづくり構想図



竜王駅周辺ゾーン=1 km圏内を想定

凡 例		
● 市役所	--- 主要な生活動線	—— 地域内幹線道路 (整備済)
■ 公民館等	■ 住居系土地利用 (市街地) 地域内幹線道路 (概成・未整備)
● 病院	■ 商業・業務系土地利用	—— 補助幹線道路 (整備済)
● 学校	■ 沿道サービス施設・商業系土地利用	----- 補助幹線道路 (未整備)
● 警察署・消防署	■ 田園集落系土地利用	—— 市道
■ 公園・緑地	■ 新たな都市的土地利用	—— 市境
● シンボル拠点	■ 優良農地 都市計画区域界
● 地域拠点	■ 河川	
● 地域の活動拠点	■ 広域幹線道路 (整備済)	

(2)まちづくりの構想の設定

【誰もが住み続けたいと感じる居住空間の形成】

- 本市の都市拠点として、利便性が高く、歩いて暮らせるまちづくりを実現するため、既存ストック*を活かしながら、必要な都市基盤整備を進めます。
- 住宅が密集している地区や複雑な街区となっている地区については、オープンスペース*や道路空間を確保するなど、良好な居住環境を創出するため、地区計画*や土地区画整理事業*などの適用について検討します。
- 地域住民の発意のもと、良好な居住環境を維持するための地区計画*等の適用を促し、建物用途の混在の是正や適正な誘導を図ります。
- 人にやさしい都市づくりを進めるため、「選択と集中」の考えのもと、生活動線を勘案しながら、生活道路*網における歩行空間の確保やバリアフリー*化などを進めます。
- 都市拠点として、ゆとりと潤いある生活環境を形成するため、竜王駅周辺整備事業や関連する事業の早期整備の実現を図ります。
- 竜王駅については、交通結節点としての機能の向上や、環境にもやさしい都市づくりを実現するため、パーク・アンド・ライドや街並みの整備を推進するとともに、市内外の人々の交流を促す空間として、更なる魅力の向上を図ります。



竜王駅前広場全体イメージ

【人々の憩いや触れ合いがあふれる交流の場の形成】

- 竜王駅周辺は、本市のターミナルとして、また、市役所周辺エリアについては、多くの公共公益施設が立地することから、地域住民と観光客双方の様々な交流を促し、コミュニティの維持・増進を図るため、利便性・快適性の向上を図ります。
- 本市における都市拠点や、地域拠点のほかに、活動拠点となる各地域の児童館などの公共公益施設の周辺を「地域の活動拠点」として位置付け、「つどい」「かたらい」「学び」の空間として交流を促し、コミュニティの維持・増進を図るため、既存施設の機能の充実を図ります。

- また、誰もが利用しやすい施設とするため、利便性の向上を目的とした施設周辺の必要な箇所についての道路改良や公共交通の充実、快適性の向上を目的としたバリアフリー化*などを図ります。
- 既存の公園・緑地については、交流の場としての活用を促すため、その機能の維持・向上を図ります。

【地域の活力を支える産業空間の形成】

- 本市の都市拠点として、市内外の人々にとって活気あふれる、より魅力的な都市とするため、商業施設や業務施設の誘導を促進し、複合的に機能を配置・集積させるとともに、回遊性を考慮した商業施設の配置や交流を促す空間の形成を検討します。
- 誰もが利用しやすい商業・業務空間として、バリアフリー*を考慮した歩行空間の確保や休憩の場となるポケットパーク*等を配置するとともに、後背地における良好な生活環境の維持を図るために、地区計画*や特別用途地区などの適用について検討します。
- 竜王駅東側(大下条地区の一部、名取地区の一部)の地域では、住宅地と小規模工場等が混在していることから、良好な居住環境と生産環境の維持を図るために、地区計画*や特別用途地区などの適用について検討します。

【誰もが安全・安心に生活できる空間の形成】

- (都)竜王駅前線、(都)田富町敷島線、(主)甲斐中央線の緊急輸送道路については、円滑な救援物資の輸送や各避難地・避難所までの避難・誘導を行うため、必要な道路整備や沿道建築物の不燃化・耐震化等を進めます。
- 各地区における避難場所について、災害発生時の避難場所として活用できるように、避難場所や必要な沿道整備を進めるほか、避難場所への防災資機材及び非常用食糧備蓄を進めます。
- 小学校や中学校等の周辺については、通学路の安全確保のため、歩行空間の確保を図るなど、必要な整備を進めます。
- そのほか、主要な道路については、関係機関との調整や地域住民の理解と協力のもとで、沿道と一体となった整備を行い、安全な歩行空間の確保を図るなど、良好な居住環境の形成に資する整備を進めます。

【誰もが潤いや安らぎを感じ、誇りを持てる良好な景観の形成】

- 本市の魅力的な特徴の一つである富士山・南アルプス・八ヶ岳をはじめとする山並みへの眺望、特に本市の玄関口となる竜王駅舎からの眺望を保全・活用するとともに、竜王駅舎については、視対象としての活用も促し、市内外の人々にとって本市をより魅力的なものとするため、景観計画*の策定や地区計画*及び高度地区指定などについて検討します。



竜王駅舎からの眺望

- 「賑わいのある都市空間」を創出するため、(都)竜王駅前線や(都)田富町敷島線などの地区内の幹線道路については、デザインにおいて本市の特色を反映したストリートファニチャー*の設置や、シンボルツリー等の設置、そして、背景となる山並みにも配慮した沿道景観の形成を推進します。
- 地区内の市街地については、身近な緑を感じる空間を形成するため、地域住民の理解と相互協力のもと、生け垣・花壇コンクールの拡充など、緑化等による良好な街並み景観を推奨するほか、社寺林や屋敷林の維持管理及び保全を促進します。
- 地区内に存在する農地については、日常生活における身近な緑として、必要に応じて、地区計画*などの適用について検討します。

4-4. 農地・集落ゾーンにおけるまちづくりの実現に向けて

農地・集落ゾーンは、主に本市の西部や中山間地に位置し、豊かな優良農地が広がるとともに、その農地に囲まれて宅地が立地し、魅力的な田園景観が形成されています。また、一部の地域では、集落も存在し、本市の魅力の一つである水が豊かな「釜無川」も流れています。

今後のまちづくりにおいては、優良農地は、食料生産機能や雨水貯留浸透機能、景観形成機能など様々な機能が発揮されるように適正な保全を図ります。また、宅地にあっては、良好な生活環境の向上に努めるとともに、無秩序な市街地の拡散を抑制するため適正な土地利用の誘導を図ります。そして、釜無川にあっては、貴重な水辺空間として、高い親水性が感じられる河川空間を創出することで、本市の魅力の一つである「緑」と「水」が感じられる空間の実現を図ります。

(1) まちづくりのテーマ・目標

自然と人が交流する ゆとりのまち

都市づくりの目標

■日常生活の中で豊かな自然環境が感じられるまちづくり

■相互に助け合い、賑わいと活力のあるまちづくり

■誰もが住み良さと安らぎを感じるまちづくり

■未来へ引き継ぐまちづくり

農地・集落ゾーンの目標

■日常生活空間として、農地と集落の調和により、魅力的で「誰もが住み続けたいと感じる居住空間の形成」を図ります。

■公民館やその他の公共公益施設等を活用し、「人々の憩いや触れ合いがあふれる交流の場の形成」を図ります。

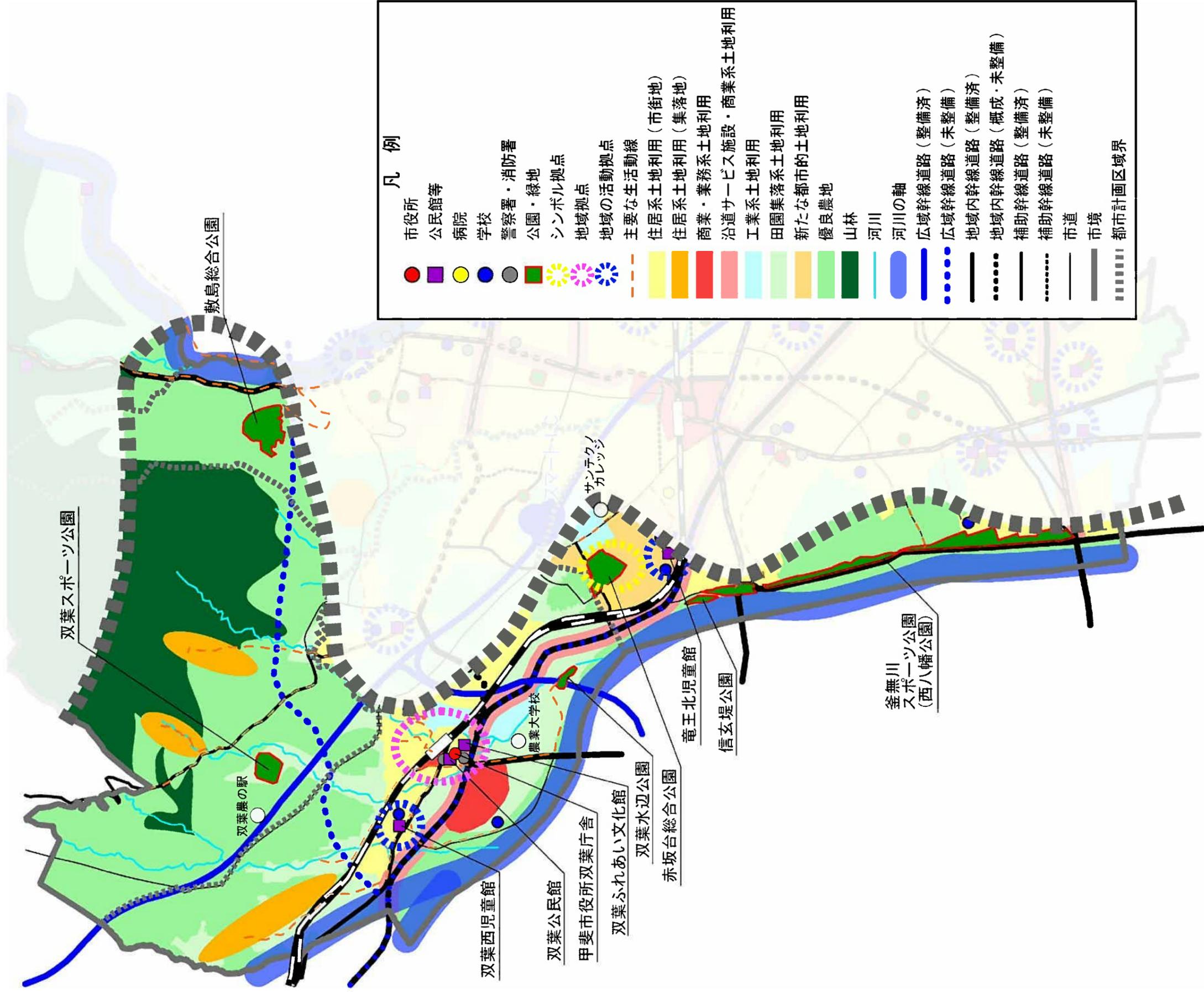
■現在の様々な産業機能や新たな大規模商業施設等を活かし、「地域の活力を支える産業空間の形成」を図ります。

■交通安全や災害対策を充実させ、「誰もが安全・安心に生活できる空間の形成」を図ります。

■広大な農地の恵みや歴史・文化資産を活かし、「様々な交流や賑わいのある空間の形成」を図ります。

■山林や河川などの自然環境及び歴史・文化資産の保全や活用により、「誰もが潤いや安らぎを感じ、誇りを持てる良好な景観の形成」を図ります。

農地・集落ゾーンにおけるまちづくり構想図



(2)まちづくりの構想の設定

【誰もが住み続けたいと感じる居住空間の形成】

- 塩崎駅周辺エリアは、本市の西部のターミナルとして、市内外の人々の交流を促す空間を形成するため、交通結節点機能など更なる魅力の向上を検討します。
- 農地に囲まれた魅力的な居住環境を形成するため、集落とその周辺に広がる田畑、そして、集落の背後に立地する里山との関係性にも配慮し、この関係性を阻害しないように既存ストック*を活かしながら必要な都市基盤整備を進めます。
- 高齢社会への対応として、「選択と集中」の考えのもと、生活動線を勘案しながら、生活道路*網における歩行空間の確保やバリアフリー*化などを進めるとともに、高齢者の移動手段を確保するため、需要に応じた適切な公共交通の体系を検討します。
- 特に、路線バスが脆弱となっている双葉地区においては、利便性の向上を目指し、運営主体や費用負担のあり方などを検討した上で、地域住民の足を確保するため、公共交通の運営・サービス内容について検討します。
- 点在する各集落については、道路の整備や公共交通などによる市街地との連絡強化を促し、市街地との機能分担を図るとともに、商業施設などの生活関連施設の混在を容認しながら、周辺住民の日常の買い物など、生活の利便性の向上を検討します。
- 優良農地等の一団の農地にあっては、食料生産機能や雨水貯留浸透機能、景観形成機能など様々な機能を有することから、保全するために必要な方策について、関係機関との調整を行います。

【人々の憩いや触れ合いがえられる交流の場の形成】

- 各年齢層に応じた活動拠点となる各地域の公民館や児童館などの公共公益施設の周辺を「地域の活動拠点」として位置付け、「つどい」「かたらい」「学び」の空間として交流を促し、コミュニティの維持・増進を図るため、既存施設の機能の充実を図るとともに、本市における都市拠点や地域拠点とのネットワークの強化を推進します。
- また、誰もが利用しやすい施設とするため、利便性の向上を目的とした施設周辺の必要な箇所についての道路改良や需要に応じた適切な公共交通のあり方を検討するとともに、快適性の向上を目的としたバリアフリー*化などを検討します。
- 特に、本市のシンボル拠点である赤坂台総合公園(ドラゴンパーク)については、市内外の人の憩いや交流及びレクリエーションによるコミュニティの形成の場として、地域住民の理解と協力のもと、既存施設を有効に活用します。



赤坂台総合公園(ドラゴンパーク)

- 既存の公園・緑地については、交流の場としての活用を促すとともに、その機能の維持・向上を図ります。
- 双葉水辺公園や「河川の軸」である釜無川沿いについては、交流の場として引き続き護岸の維持管理を進めるとともに、清流が身近に感じられる河川空間の形成を図ります。



釜無川の河川敷

【地域の活力を支える産業空間の形成】

- 国道 20 号などの幹線道路の沿道については、自動車交通に対する利便性の高さを活かした沿道サービス施設*の維持を図るほか、後背地における良好な生活環境の維持を図るために、地区計画*や特別用途地区などの適用について検討します。
- 地元の農産物を販売する双葉農の駅などについては、「農のブランド化」や「地産地消」を推進する場としての活用を促すとともに、その機能の維持・向上を図ります。
- 竜王赤坂ソフトパーク周辺における業務機能の活性化を目指し、隣接する赤坂台総合公園(ドラゴンパーク)との一体的な空間の形成などにより、ゆとりある業務空間の形成を推進します。
- 双葉地区における新たな大規模商業施設周辺にあっては、竜王駅周辺と並ぶ本市の商業空間の拠点として、市内外から人の流れを呼び込むことで地域の活性化を図ります。また、主要幹線道路沿線の立地条件により、施設を核として二次的な集積等が見込まれることから、適切な土地利用の誘導を図るため、用途地域*指定や特定用途制限地域などの適用について検討します。



双葉農の駅

【誰もが安全・安心に生活できる空間の形成】

- 各地区における避難場所について、災害発生時の避難場所として活用できるように、避難場所や必要な沿道整備を進めるほか、避難場所への防災資機材及び非常用食糧備蓄を進めます。
- 小学校や中学校等の周辺については、通学路の安全確保のため、歩行空間の確保を図るなど、必要な整備を進めます。
- そのほか、主要な道路については、関係機関との調整や地域住民の理解と協力のもとで、沿道と一体となった整備を行い、安全な歩行空間の確保を図るなど、良好な居住環境の形成に資する整備を進めます。

【様々な交流や賑わいのある空間の形成】

- 信玄堤をはじめとする金山神社、三社神社などの観光資源については、交流による地域の活性化を目指し、周辺施設相互及び市街地内に存在する観光施設との結び付きや利用形態を考慮し、利便性向上に必要な道路改良や施設整備等について検討します。
- 地区内に所在する歴史的建造物などについては、本市の歴史や文化を未来へ伝えるかけがえのないものであることから、市外からの来訪者だけでなく、本市の子どもたちの貴重な教材として、引き続き保全を図るとともに、利活用に必要な施設整備について検討します。
- 地域の住民活動を促し、支援することで地区内に存在する本市の隠れた魅力を再発見し、その魅力を磨き、活かしたまちづくりを促します。
- 地域の農産物を観光資源として活かすため、PR活動を促すとともに、施設設備の維持・増進により、市内外からの集客力の向上を図ります。
- 双葉スマートインターチェンジの整備や双葉地区における大型商業施設の設置による来訪者の増加を活かし、周辺の観光施設への誘導を図ります。

【誰もが潤いや安らぎを感じ、誇りを持てる良好な景観の形成】

- 集落とその周辺に広がる田畑、そして、集落の背後に立地する里山が織り成す魅力的な集落景観を維持するため、景観法による景観計画*の策定など制度の適用について検討します。
- 広大な農地は、本市の魅力的な特徴の一つである富士山・南アルプス・八ヶ岳をはじめとする山並みや釜無川への眺望と調和し、周辺の山林の紅葉や黄金に輝く田んぼなど四季折々の景観により、地域住民の日常生活に潤いや安らぎをもたらしてくれることから、景観計画*の策定及び未作付け地*の利活用や優良農地を保全するために必要な方策について、関係機関との調整を行います。



田園景観

- 地区内の市街地については、身近な緑を感じる空間を形成するため、宅地の周辺に広がる農地や緑地、社寺林や屋敷林等の維持管理及び保全を促進します。



宅地と周辺に広がる農地

- (都)塩部町開国橋線などの沿道型商業施設*が立地する幹線道路沿道については、背景となる南アルプスなど、周辺の山並みに配慮した、賑わいのある良好な景観形成に向けて景観計画*の策定や地区計画*及び高度地区指定などについて検討します。



沿道型商業施設が立地する幹線道路

4-5. 自然環境ゾーンにおけるまちづくりの実現に向けて

自然環境ゾーンは、主に都市計画区域外で豊かな山林が広がり、国指定特別名勝である昇仙峡をはじめとする豊かな自然環境であふれています。これら自然環境は、二酸化炭素の吸収や水源涵養、景観形成など地球環境から居住環境に至るまで多様な機能を有しています。

今後のまちづくりにおいては、これら豊かな自然環境を本市の魅力の一つと捉え、適切な維持・管理が可能となるように配慮しながら、今後とも保全を前提としつつ、必要に応じて憩い・交流・レクリエーションによるコミュニティの形成の場として、利活用を図り、「緑あふれる甲斐市」の実現を図ります。

(1) まちづくりのテーマ・目標

自然の魅力あふれる やすらぎのまち

都市づくりの目標

■日常生活の中で豊かな自然環境が感じられるまちづくり

■相互に助け合い、賑わいと活力のあるまちづくり

■誰もが住み良さと安らぎを感じるまちづくり

■未来へ引き継ぐまちづくり

自然環境ゾーンの目標

■周辺の「自然環境と調和した居住空間の維持・形成」に努めます。

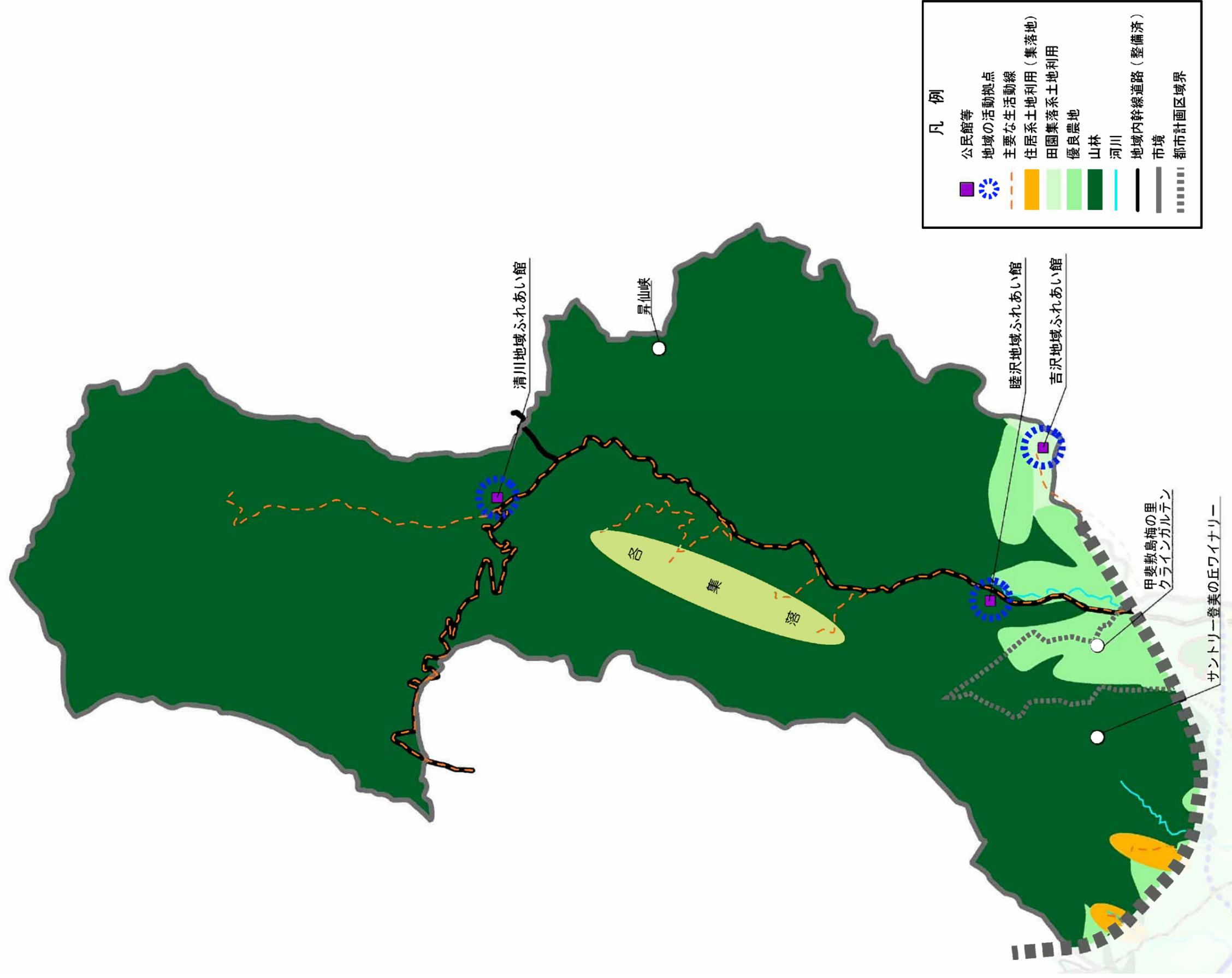
■ふれあい館などの公共公益施設を活用し、「人々の憩いや触れ合いがあふれる交流の場の形成」に努めます。

■高低差などの地形条件を考慮し、交通安全や災害対策を充実させ、「誰もが安全・安心を感じられる空間の形成」に努めます。

■昇仙峡をはじめとする豊かな自然環境を活かし、「様々な交流や賑わいのある空間の維持・形成」に努めます。

■山林などの自然環境及び歴史・文化資産の保全や活用により、「誰もが潤いや安らぎを感じ、誇りを持てる良好な景観の維持・形成」に努めます。

自然環境ゾーンにおけるまちづくり構想図



(2)まちづくりの構想の設定

【自然環境と調和した居住空間の維持・形成】

- 点在する各集落については、自然環境との共存・共生を目指し、「選択と集中」の考えのもと、生活動線を勘案しながら、道路の整備や公共交通などによる市街地との連絡強化に適宜努め、市街地との機能分担を前提として、日常生活に必要な機能の確保を検討します。
- 高齢者の移動手段を確保するため、需要に応じた適切な公共交通の体系を検討します。
- 優良農地等の一団の農地にあっては、食料生産機能や雨水貯留浸透機能、景観形成機能など様々な機能を有することから、保全するために必要な方策について、関係機関との調整を行います。
- 多様な機能を有する山々は、本市の魅力の一つと捉え、適切な維持・管理が可能となるように配慮しながら、今後とも保全を図ります。

【人々の憩いや触れ合いがあふれる交流の場の形成】

- 清川地域ふれあい館、睦沢地域ふれあい館、吉沢地域ふれあい館などの公共公益施設の周辺を「地域の活動拠点」として位置付け、「つどい」「かたらい」「学び」の空間として交流を促し、コミュニティの維持・増進を図るため、既存施設の機能の充実等を検討するとともに、本市における都市拠点や地域拠点とのネットワークを強化します。
- また、誰もが利用しやすい施設とするため、利便性・快適性の向上を目的として、施設周辺の必要な箇所についての道路改良やバリアフリー*化などを検討します。

【誰もが安全・安心を感じられる空間の形成】

- (主)敷島竜王線、(主)甲府昇仙峡線、(主)葦崎昇仙峡線の緊急輸送道路については、円滑な救援物資の輸送や各避難地・避難所までの避難・誘導を行うため、必要な道路整備や沿道建築物の不燃化・耐震化等を進めます。
- 各地区における清川地域ふれあい館、睦沢地域ふれあい館、吉沢地域ふれあい館の避難場所について、災害発生時の避難場所として活用できるように、避難場所や必要な沿道整備を進めるほか、避難場所への防災資機材及び非常用食糧備蓄を進めます。
- 地域住民の防災意識の高揚に努め、自主防災組織の育成や強化など、地域が主体となった総合的な地域防災体制を推進します。

【様々な交流や賑わいのある空間の維持・形成】

- 甲斐敷島梅の里クラインガルテンについては、農業の振興を通じて、本市の農村部と都市部の連携を促すとともに、他都市において生活を育む人々との交流も促すことから、既存施設の利活用に必要な施設整備について検討します。
- 現在、整備中の茅ヶ岳東部広域農道を利用し、市内観光施設を結ぶ観光周遊ルートを設定するなど、活用方法について関係機関との調整を図ります。
- 昇仙峡、サントリー登美の丘ワイナリーなどの観光資源については、交流による地域の活性化を目指し、周辺施設相互及び市街地内に所在する観光施設との結び付きや利用形態を考慮するとともに、未来へ伝えるかけがえのないものであることから、市外からの来訪者だけでなく、本市の子どもたちの貴重な教材として、引き続き保全を図るとともに、利活用に必要な施設整備について検討します。

【誰もが潤いや安らぎを感じ、誇りを持てる良好な景観の維持・形成】

- 茅ヶ岳、太刀岡山、羅漢寺山など標高が高い位置に立地する特性により、市街地などを眼下に見下ろす景観(俯瞰景)が望めることから、良好な眺望が望める視点場を整備するなど、この景観特性を有効活用し、さらなる魅力の向上に努めます。
- 一方で、山並みは、市街地から背景として望まれる視対象ともなることから、保全を前提として、今後も本市の魅力の維持に努めます。



サントリー登美の丘ワイナリーからの山岳景観



棚田の山岳景観

- 甲斐敷島梅の里クラインガルテンなどが立地する中山間地については、斜面地に立地する特性により、市街地などを眼下に見下ろす景観(俯瞰景)が望めることから、良好な眺望が望める視点場を整備するなど、この景観特性を有効活用し、さらなる魅力の向上に努めます。



クラインガルテンから望む斜面地景観

5. 實現化方策

5. 実現化方策

ここでは、「全体構想」や「ゾーン別構想」等を実現するための方策について検討しました。

なお、事業手法・制度の選定及び適用手法の検討にあたっては、計画熟度を十分に考慮した上で柔軟な対応が可能になるよう留意することとします。

5-1. 都市づくりの実現方策

(1) 今後のまちづくりの基本的な考え方

少子高齢・人口減少社会の到来など、これまでの拡大傾向の社会から、維持・集積型の社会へと状況が大きく変化する中で、多様化する市民の社会的なニーズに対応したまちづくりが求められています。また、地域における自己決定と自己責任の原則に基づく地方分権が進められており、今後は地域が自ら考え、まちづくりを実践することが必要です。

そのような中で、近年は、様々な活動に取り組む市民やNPO等の活動が活発化し、行政との協働により成果を上げている例もあります。更に、平成14年には都市計画法の一部改正により、地域住民が一定の要件のもと、都市計画の決定等の提案が行える制度が創設される等、地域住民が自主的にまちづくりを行うためのシステムが整いつつあります。

このような状況を踏まえ、今後のまちづくりを実践するにあたっては、以下に示すステップにより、地域住民と行政の協働によるまちづくりを推進していきます。

ステップ①：情報や認識の共有化

はじめに、今後のまちづくりに関わる人達が、本市の持つ魅力や現状問題等を共通の情報として認識し、目指すべき方向性等を共有化することが必要です。そのため、市は、まちづくり勉強会等の説明会やホームページ等の多様な手段を用いて、効率的に情報提供を進めます。一方、地域住民も、市やNPO等が開催するイベント等に積極的に参加し、地域の魅力を見つめ直すことが重要です。

ステップ②：協働によるまちづくりの実践

「地域住民によるまちづくりへの発意」をもとに、地域住民と行政が協働して、まちづくり計画の構築に向けた基礎調査の実施や(仮称)まちづくり委員会を開催するなど、自らの考えでまちづくり計画(あるべき姿)を構築し、その計画に基づき、まちづくりを実践していきます。

ステップ③：まちづくりの見直し

まちづくりは、社会情勢の変化や都市の動向、事業の進捗等に伴い、見直しが必要となる可能性があります。よって、必要に応じて、各事業や計画の有効性や達成度を検証するとともに、共有化や協働体制も含めて、より良い手法・方向性のもと、まちづくりが実施できるように取り組みを見直し、改善を図り、充実させていきます。

(2)まちづくりにおける各主体の役割

都市計画マスタープランに基づき、今後のまちづくりを進めていくためには、本市で暮らす市民や企業の理解と協力、さらに、行政の支援が必要となります。そして、市民や企業と行政が、それぞれの役割を明確にし、まちづくりに関わっていくことが求められます。よって、以下にそれぞれの役割を示します。

1)住民や企業等の役割

- ・まちづくりに向けた発意(あるべき姿)を提示する。
- ・行政が実施する計画づくりに向けた基礎調査へ協力する。
- ・行政が実施する事業実施の手続きに関する調査へ協力する。
- ・住民や企業等が主体となり、行政の支援のもと、今後のまちづくりを検討・展開するまちづくり体制(仮称：まちづくり委員会)へ参画する。

2)行政の役割

- ・市内体制(予算措置含む)を構築する。
- ・関係機関と協議・調整する。
- ・コンサルタントを選定する。
- ・計画書を作成する。
- ・本市が持つ魅力や現状課題等の情報をまちづくり勉強会等により住民や企業等へ提供する。
- ・「あるべき姿」を実現するためのまちづくり手法を住民や企業等へ提示する。
- ・計画づくりに向けた基礎調査を実施する。
- ・事業実施の手続きに関する調査を実施する。
- ・住民や企業等が主体となり、今後のまちづくりを検討・展開するまちづくり体制(仮称：まちづくり委員会)を構築する。

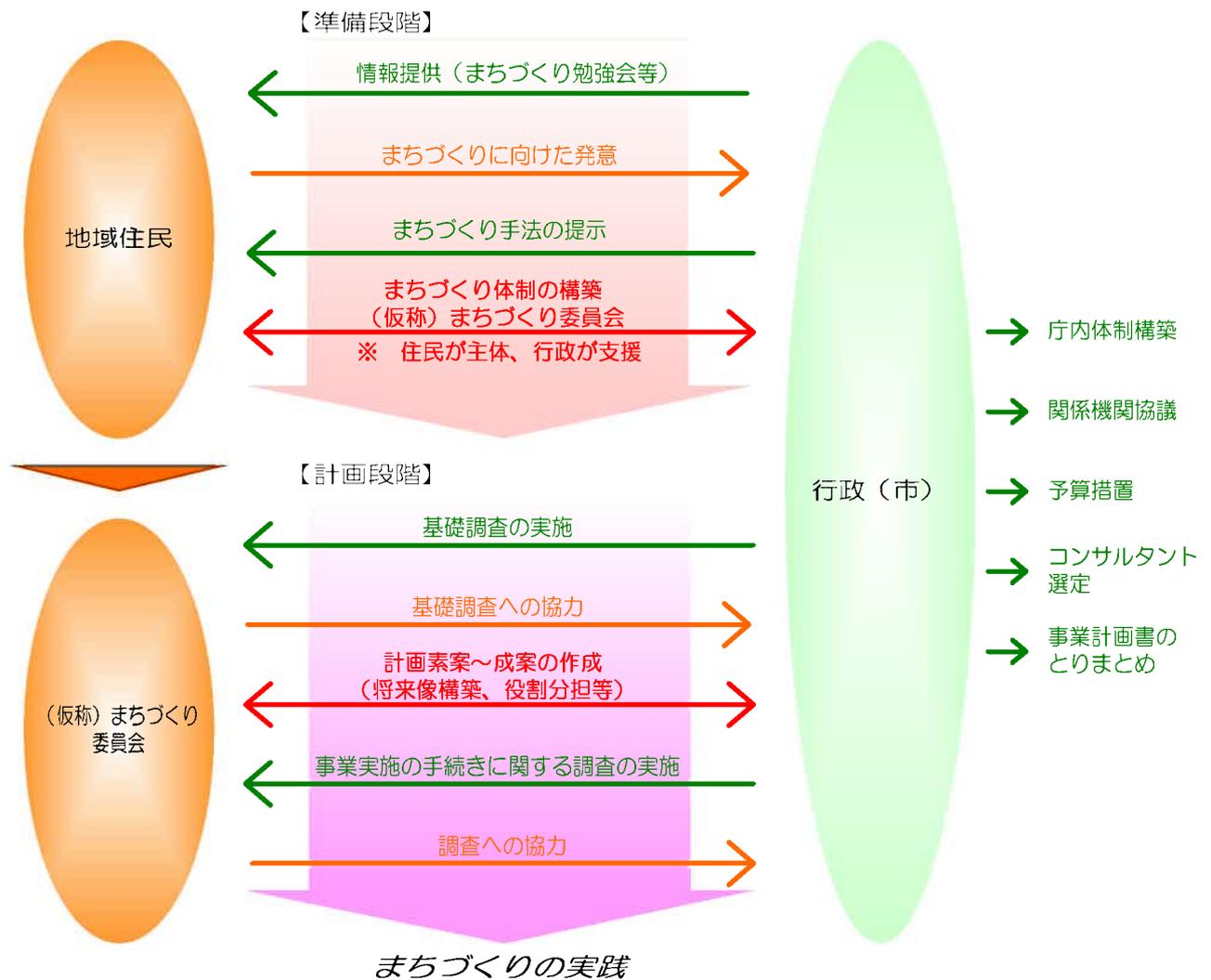


図 5 - 1 - 1 住民や企業と行政の役割分担

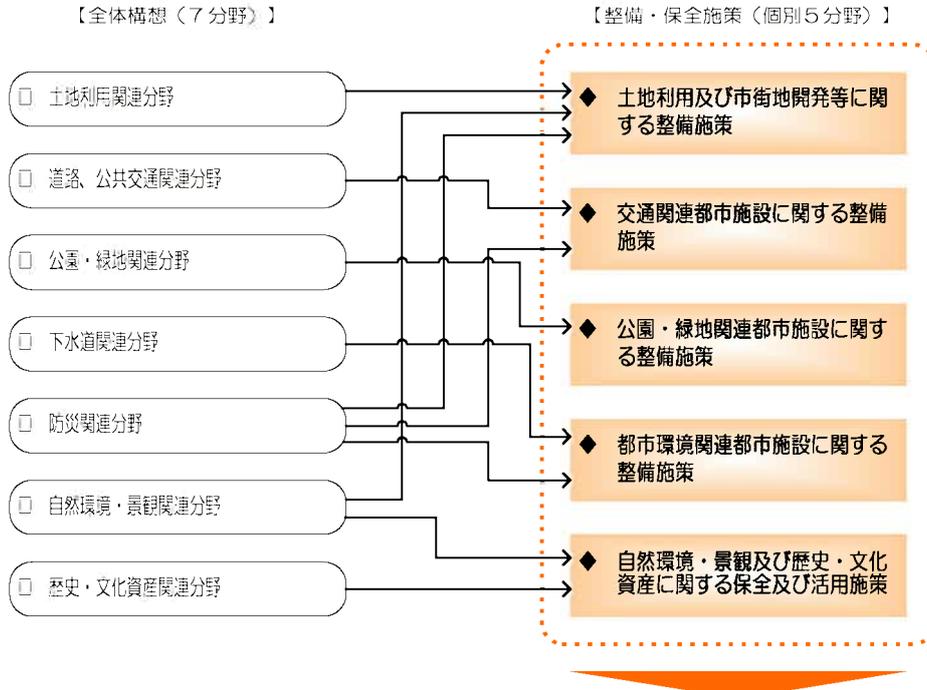
なお、“住民主体のまちづくり”を進めるにあたり、活動のための気運を高めるとともに、まちづくり組織を育て参画を促すために必要な支援を行います。

(3) 施策の選定にあたっての基本的な考え方

都市計画マスタープランに位置付けた「全体構想」や「ゾーン別構想」の実現に向けて、考えられる「個別整備・保全施策の整理及び適用可能性」を検討しました。

整備施策の選定にあたっては、「全体構想」において系統づけた7分野について、次に示す個別5分野に分類した上で、本市にあった適切な手法を抽出しました。

ただし、近年は個別事業・制度レベルといった視点ではなく、個別事業・制度を統合(パッケージ)した地区一括での事業採択にシフトしつつあることから、それらの組み合わせについても併せて検討しました。



(4) 個別整備・保全施策の整理及び適用可能性

【個別整備・保全施策の一覧】

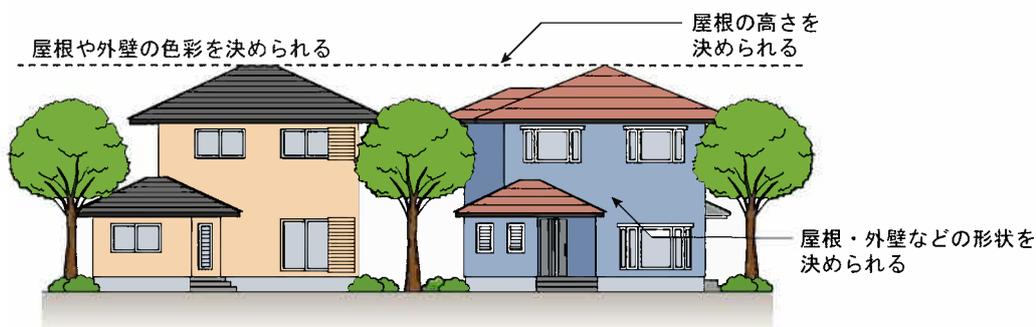
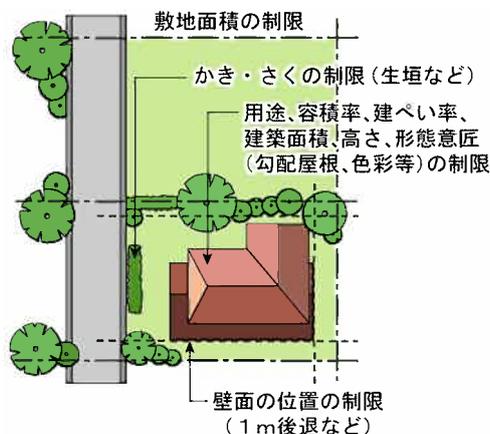
パッケージ

整備・保全施策	主な目的					基本となる対象範囲	主体
	土地利用及び市街地開発等	交通関連都市施設	公園・緑地関連都市施設	都市環境関連都市施設	自然環境・景観及び歴史・文化資産		
地区計画制度	■	■	■		■	都市計画区域	市
市街地再開発事業	■	■	■			用途地域*	組合、市、公園
開発許可制度	■					市全域	県、市
土地区画整理事業*	■	■	■			都市計画区域	組合、市、公園
道路・街路事業		■				市全域	国、県、市
交通安全施設整備事業		■				市全域	国、県、市
都市公園事業			■			都市計画区域	市
緑化推進事業			■			市全域	市
下水道事業				■		都市計画区域	市
河川事業					■	市全域	国、県、市
景観地区、景観協定等					■	都市計画区域	市
風致地区等					■	都市計画区域	市

【土地利用及び市街地開発等に関する整備施策】

(地区計画*制度)

- ◆一体的に整備または保全を図るべき地区を対象に、当該地区の居住者等の利用に供される道路、公園等の地区施設の整備、建築物の建築等に関し、必要な事項を一体的かつ総合的に定め、地区計画*の内容に従った秩序ある開发行為、建築物の建築等が行われるように、開発許可制度及び建築確認制度とあいまって、これらの行為の規制・誘導により、それぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境を有する街区の整備及び保全を図るための手法です。
- ◆タイプとしては、大きく「良好な市街地環境の維持・保全」「劣悪な市街地環境の改善」に分類されますが、一般的には土地区画整理事業*や市街地再開発事業等によって都市基盤整備が完了した後の開発・建築行為の規制・誘導に係わる事項を定め、良好な市街地環境を維持するための手法として用いられることが多いです。
- ◆また、市街化区域*内の既存住宅地についても、市街地全体の整備方針を踏まえながら、一定規模のまとまりの中で、面整備と同等の良好な市街地形成を行う場合には、街区単位での適用が考えられます。

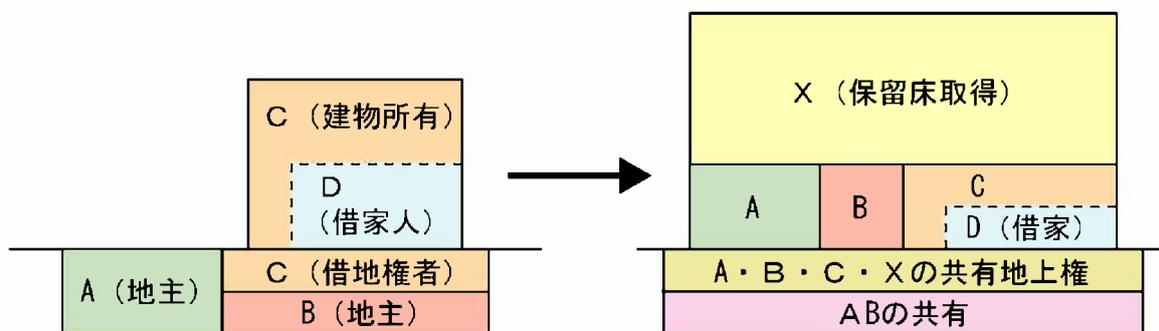


本市への
適用可能性

⇒今後のまちづくりの基本的な取り組みになる制度です。
地域住民の発意により、適宜、街区単位での適用も考えられます。

(市街地再開発事業)

- ◆公共施設が未整備であり、宅地の細分化、老朽木造住宅の密集化等、土地利用が著しく不健全で都市の機能が低下している地区において、建物の共同化と敷地の整備及び公共施設の整備を一体的に行うことにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る手法です。
- ◆権利変換方式による第一種市街地再開発事業と、管理処分方式による第二種市街地再開発事業とに区分されています。



本市への 適用可能性

⇒高度利用の必要性が高い「都市拠点」等における適用が考えられます。一方で、都市拠点における良好な景観形成に向けた「高度地区」による高さ制限の適用も考えられます。

(開発許可制度)

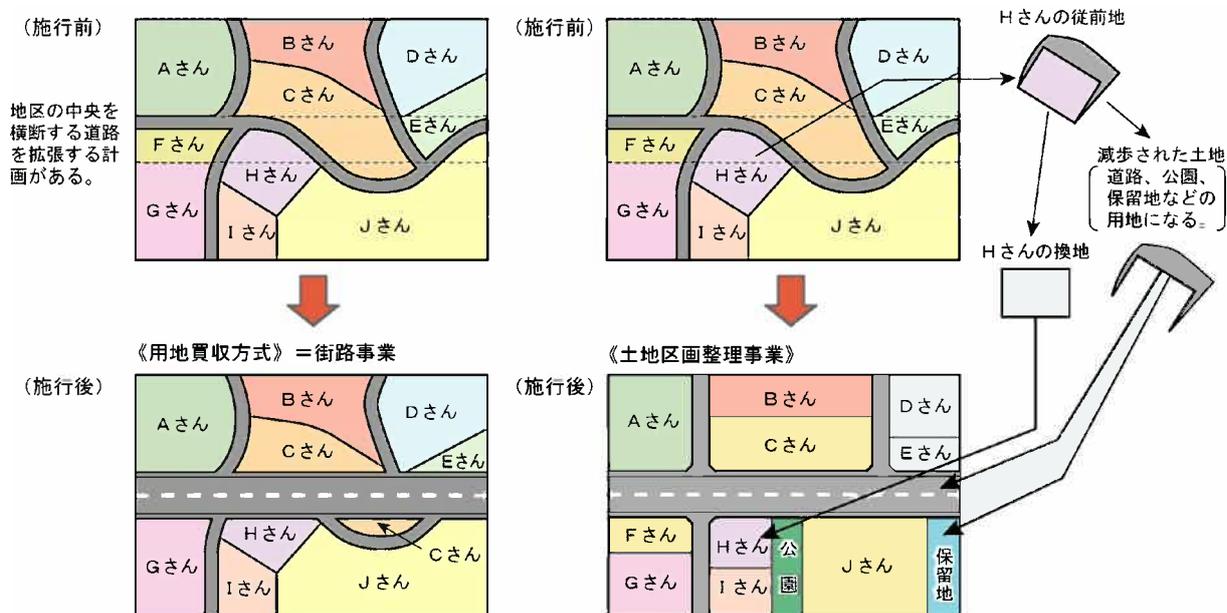
- ◆市街化調整区域*内における一定の整備に関して、都市基盤が一定のレベルで整備されている場合は、都市計画法第34条の11に基づく開発許可制度の運用により、地域に必要な機能の配置を位置づけることができます。
- ◆一団としての開発行為に対する規制には一定の効果を上げることが可能ですが、都市基盤整備を伴わない個別建て替えが連続するなどの場合には別途条例等で規制する必要があるため、十分な都市基盤を備えた地区ではない場合には、適用すべきではありません。

本市への 適用可能性

⇒本市の市街化調整区域*にあつては、下水道の基盤整備と併せての適用が考えられます。

(土地区画整理事業*)

- ◆都市施設が未整備であり、かつ低・未利用地*が広がるエリアを対象に、減歩・換地方式によって公共施設用地を創出し、良好な市街地を創出する手法です。
- ◆事業にあたっては、施行区域、事業により達成される公共施設の配置方針、宅地の利用計画などを定めなければなりません。



本市への 適用可能性

⇒都市計画道路*が計画されている市街地において、良好な居住環境を形成する上での都市基盤整備に適しています。

【交通関連都市施設に関する整備施策】

(道路・街路事業)

- ◆道路(街路)、駅前広場、駐車場等、個別の道路施設を整備するための事業であり、幹線道路または都市計画決定された施設の個別整備手法として一般的です。
- ◆他の基盤整備を伴わない都市計画道路*の整備等が適しています。

本市への 適用可能性

⇒引き続き、都市計画道路*等の本市の骨格を形成する幹線道路の整備への適用が考えられます。なお、適宜適切に見直すことで、効率的な事業の実施を図る必要があります。

(交通安全施設整備事業)

- ◆歩行者空間整備、地区交通計画に基づく生活道路*の整備、駐車場等、個別の交通安全施設を整備するための事業であり、一体的な広がりを持つ地区での一括整備も可能です。
- ◆市街化区域*内における幹線道路及びその他の都市基盤施設の整備が完了している地区における生活道路*の整備等に適しています。

本市への 適用可能性

⇒集落内などの生活道路*の整備のほか、各地区における「地域の活動拠点」周辺における歩行者を中心とする空間の整備への適用が考えられます。

【公園・緑地関連都市施設に関する整備施策】

(都市公園事業)

- ◆総合公園*や運動公園*といった都市基幹公園及び地区公園*、近隣公園*、街区公園*といった住区基幹公園は、都市計画公園として、市民の日常生活に定着した基本的な公園であり、コミュニティ形成の場、スポーツ・レクリエーションの場、震災・火災等の災害時の避難地として多様な機能を有するため、公園整備事業によって整備を図るものです。
- ◆その他、都市計画公園以外の公園への適用が可能な事業としては、各省庁のコミュニティ形成、あるいはスポーツ振興のための空間づくりがあります。なお、身近な憩いの場の設置には、市民緑地制度などの活用を図ります。
- ◆身近な公園・広場により市民の快適な暮らしやレクリエーション活動を促すため、地域住民やグループなどの幅広い市民が連携して担う公園里親制度の導入に取り組みます。

本市への 適用可能性

⇒既存施設の充実による生活環境の向上を前提としつつ、必要に応じて都市公園事業の適用が考えられます。なお、地域の活動拠点における公民館などと一体化した広場整備等にあたっては、その他の事業の適用も考えられます。

(緑化推進事業)

- ◆基本的には市街地整備が完了した市街化区域*内の宅地について検討を行うべきですが、面整備の未整備地区や市街化調整区域*については、地区計画*による位置づけや基盤整備時における協定締結等が考えられます。
- ◆緑化を推進する制度の一つに「生け垣・花壇補助制度」が設けられていますが、住宅や事業所の公道に面した部分に、補助要件に該当する「生け垣」「花壇」を新設する場合、その費用の一部が補助されます。

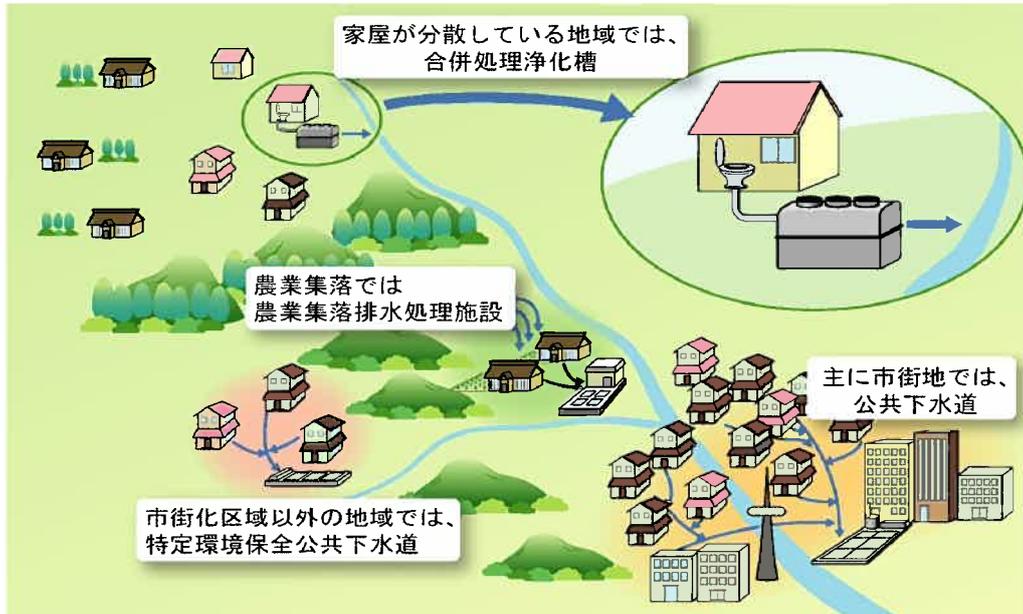
本市への 適用可能性

⇒行政と地域住民などが地区ごとに策定・実施に取り組む方法が考えられます。

【都市環境関連都市施設に関する整備施策】

(下水道事業)

- ◆生活環境改善と水質浄化のため、市街化区域*内は、公共下水道事業、その他の地区については、合併浄化槽等を主体とする下水道事業を実施します。



本市への 適用可能性

⇒「公共下水道事業計画」「合併処理浄化槽事業」については、適宜適切に見直すことで、効率的な事業の実施を図る必要があります。

【自然環境・景観及び歴史・文化資産に関する保全並びに利活用施策】

(河川事業)

- ◆冠水等の水害の解消のほか、近年は、河川本来の自然環境の整備・保全や周辺景観との調和を図りつつ、地域整備と一体となった改修も進められています。
- ◆河川管理者との連携・調整・要請等を行った上で、「健康の道」の設定などの河川空間を利活用した事業推進が必要です。

本市への 適用可能性

⇒引き続き、既に進められている釜無川や荒川における親水空間整備を推進することが考えられます。

(景観地区や景観協定等)

- ◆街並みの景観整備にあたり、地区計画*及び条例などの一体的な規制によらない場合には、特定の地区に限定した上で、地域住民等の発意による景観地区指定や景観協定の締結が考えられます。なお、ふるさとの景観をつくる棚田については、農家と市民が連携・協働して保全していくために必要な情報の収集・発信を行って活動の発展を図ります。

本市への
適用可能性

⇒シンボルロード*である(都)田富町敷島線や(都)竜王駅前線沿道などの幹線道路においては、ファサード*や門・塀の統一など本市の景観的魅力の向上を目指した適用が考えられます。

(風致地区等)

- ◆本市には自然環境及び歴史・文化資産が多く分布していますが、これらについては、後世に守り伝えるべく、今後とも法指定に沿って保全するほか、市民や来訪者における保全意識の高揚のため、アクセス道路の整備やPRを継続して行っていくことが必要です。
- ◆これらの中で、緑地の保全・活用については、「緑の基本計画」の策定によって、市内に分布する緑地ごとにその必要性の高さや公共性について評価した上で、あるべき姿の構築及び事業計画を明確化することが必要と考えられます。

本市への
適用可能性

⇒本市の都市計画区域内の北部に点在する山林を対象とした風致地区や緑地保全地区への指定が考えられます。

(緑地保全に関する法制度の概要)

	名称	根拠法令・条例	目的	指定要件 (対象・面積基準)	指定主体	行為規制
都市計画制度	市街化調整区域*	都市計画法	無秩序な市街化の抑制	都市計画区域内	県	許可
	緑地保全地区	都市緑地法	都市における緑地の保全	都市計画区域内	県(10ha以上) 市町村	許可
	近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法	首都圏近郊整備地帯における良好な自然環境を有する緑地の保全	近郊整備地帯内 概ね100ha以上	内閣総理大臣	届出
	近郊緑地特別保全地区			近郊緑地保全区域内	県	許可
	風致地区	都市計画法	都市の良好な風致の維持	都市計画区域内	県(10ha以上) 市町村	許可
	生産緑地地区	生産緑地法	良好な都市環境の形成	市街化区域*内 農地500m以上	市町村	許可
	緑地協定	都市緑地法	市街地の良好な環境の確保	都市計画区域内の一団の土地	土地所有者等の全員の合意による締結	—
	市民緑地契約	都市緑地法	都市に残された貴重な緑地の保全・活用	都市計画区域内 300m以上	土地所有者と地方公共団体又は緑地管理機構との契約	—
環境保護制度	自然環境保全地域 普通地区	県自然環境保全条例	自然環境の適正な保全の総合的推進	自然公園区域外	県	届出
	自然環境保全地域 特別地区			自然公園区域外	県	許可
	国立公園普通地域	自然公園法	優れた自然風景地の保護及びその利用の増進	—	環境省	届出
	国立公園特別地域			—	環境省	許可
	県立自然公園普通地域	県自然公園条例	優れた自然風景地の保護及びその利用の増進	—	県	届出
	県立自然公園特別地域			—	県	許可

(5) 施策統合(パッケージ)の適用可能性

【地域一括のまちづくり】

- ◆地域の抱える課題解決のために、総合的なまちづくりを目指し、必要であると認められる地区において、まちづくり事業計画を策定し、それらの要素事業をパッケージとして総合的に整備する事業であり、道路、公園、下水道、河川、駐車場等、さまざまな事業への対応が考えられます。
- ◆また、都市計画道路*の整備に合わせて、都市基盤(下水道、公園及び生活道路*等)を整備することで、面整備や地区計画*などの一体的に整備を行う必要のない区域にも適用できます。
- ◆なお、空き家及び空き店舗の活用、ファサード*整備、まちづくり活動支援などのまちづくりに必要な様々な事業を含めることが可能です。

本市への 適用可能性

⇒都市拠点や地域拠点において、一体的な地区整備への適用が考えられます。



街路景観(街路樹=ハナミズキ)

5-2. 整備プログラムの検討

これまで検討してきた整備・保全施策及び適用の可能性を総括し、整備プログラムについて検討しました。その結果は、以下に示すとおりです。

なお、ここで検討する施策については、都市整備分野に該当するものに限定しています。

【整備プログラムの検討表：その1】

分野	施策	対象	実現化方策(整備・保全施策)*
土地利用及び市街地開発	既成市街地における居住環境・商業環境の整備	・現市街化区域*	◆地区計画*制度(建物用途規制による土地利用の純化、地区施設整備、街区の整序化) ◆土地区画整理事業*
	既存集落地における居住環境の整備	・市街化調整区域*内の各集落地	◆地区計画*制度(地区施設整備、街区の整序化) ⇒今後の市街化動向から土地区画整理事業*へのシフトも念頭に置く
	田園住宅地の整備	・農業振興地域における農用地区域外の地域のうち宅地需要が認められる地区	◆地区計画*制度(地区施設整備、街区の整序化) ⇒今後の市街化動向から土地区画整理事業*へのシフトも念頭に置く
	新たな産業・居住空間の創出・整備	・(都)塩部町開国橋線 竜王南小学校周辺 ・赤坂台周辺 ・敷島総合文化会館周辺 ・新山梨環状道路(北部区間)のインターチェンジ整備予定場所	◆地区計画*制度(土地区画整理事業*との併用による良好な居住環境の維持・増進) ◆土地区画整理事業* ◇地域一括のまちづくり ⇒コミュニティ公益施設の導入
	新たな産業空間の創出・整備	・竜王駅周辺 ・塩崎駅周辺 ・双葉大型商業施設周辺 ・双葉地区拠点工業団地周辺	◆土地区画整理事業* ◇地域一括のまちづくり
	沿道商業地の配置	・(都)甲府バイパス (都)双葉バイパス (都)桜井町敷島線 (都)塩部町開国橋線 (都)田富町敷島線 (都)愛宕町下条線などの主要幹線沿道	◆地区計画*制度(地区施設整備、街区の整序化) ◆開発許可制度の運用
	コミュニティに供する公共空間の整備	・現公共公益施設	◆地区計画*制度(地区施設整備、街区の整序化) ◇地域一括のまちづくり

※ ◆：個別整備・保全 ◇：パッケージ事業

【整備プログラムの検討表：その2】

分野	施策	対象	実現化方策（整備・保全施策）※
交通関連施設等に 関する整備	幹線道路の整備	・新山梨環状道路(北部区 間)の整備 ・都市計画道路* ・都市計画道路*以外の 幹線道路	◆街路(道路)事業 [他のインフラ整備を兼ねる場合は、地区計画*] ◆土地区画整理事業*による一体整備
	生活道路*の整備	・生活道路*	◆街路(道路)事業 [他のインフラ整備を兼ねる場合は、地区計画*] ◆交通安全施設整備事業 ◆土地区画整理事業*による一体整備
	バス交通の充実	・現行都市間路線の強化 ・市内循環バスの導入	◆バス交通網の見直し
	交通結節点の整備	<竜王駅、塩崎駅> ・駅前広場の整備 ・P & RR、P & BR 推進のための駐輪場・ 駐車場の配置 ・バスターミナル機能の 配置	◆街路(道路)事業 [他のインフラ整備を兼ねる場合は、地区計画*] ◆交通安全施設整備事業 ◇地域一括のまちづくり
公園緑地関連都市施設等に 関する整備	都市公園の整備	・近隣公園*	◆公園整備事業 ◆土地区画整理事業*による一体整備
	地域の活動拠点	・各地区の公民館等及び その周辺	◆地域コミュニティ活動拠点の充実 ◆バリアフリー*化事業
	幹線道路の緑化	・幹線道路の緑化	◆交通安全施設整備事業 ◇地域一括のまちづくり
	風致地区、 緑地保全地区の指定	・北部地区	◆風致地区または緑地保全地区の指定
	建物緑化の推進	・宅地	◆緑化協定
都市環境関連施設等に 関する整備	下水道の整備	・事業認可区域内 ・事業認可区域を除く 区域	◆公共下水道事業 ◆合併浄化槽
	河川の改修	・釜無川、荒川等 ・遊水池	◆河川事業
	避難路及び避難地・ 避難所の整備	・広域輸送路及び主要な 避難路として位置づけ た路線 ・避難地・避難所	◆防災公園(避難場所)
自然環境・景観及び 歴史・文化資産の 保全及び活用施策	景観地区及び 景観協定の推進	・(都)田富町敷島線や (都)竜王駅前線沿道 などの幹線道路	◆景観地区指定 ◆景観協定
	田園環境の保全	・優良農地(農用地区域) 及び社寺林・屋敷林	◆農用地区域指定(継続) ◆保安林指定 ◆風致地区または緑地保全地区の指定

※ ◆：個別整備・保全 ◇：パッケージ事業

■參考資料

1. 都市の現況

1-1. 都市の概況

(1) 位置及び地勢

- ◇南部は平地で市街地が広がり、県都である甲府市街地に隣接。
- ◇北部は丘陵・山岳地域であり、自然環境が豊か。
- ◇内陸性気候であり、気温の高低差が大きく、少雨で日照時間が長い。

本市は山梨県の北西部、甲府盆地の北西部に位置し、北側は北杜市、南側は昭和町、東側は甲府市、西側は韮崎市、南アルプス市に接しています。

市域の面積は71.94km²であり、南部は、釜無川左岸の平地が広がり、北部は丘陵・山岳地域となっており、山岳地域の一部は、秩父多摩甲斐国立公園に指定されるなど豊かな森林資源を有しています。

気候は、夏の気温が高く、冬の冷え込みが強い内陸性気候であり、日照時間が長く降水量が少なくなっています。

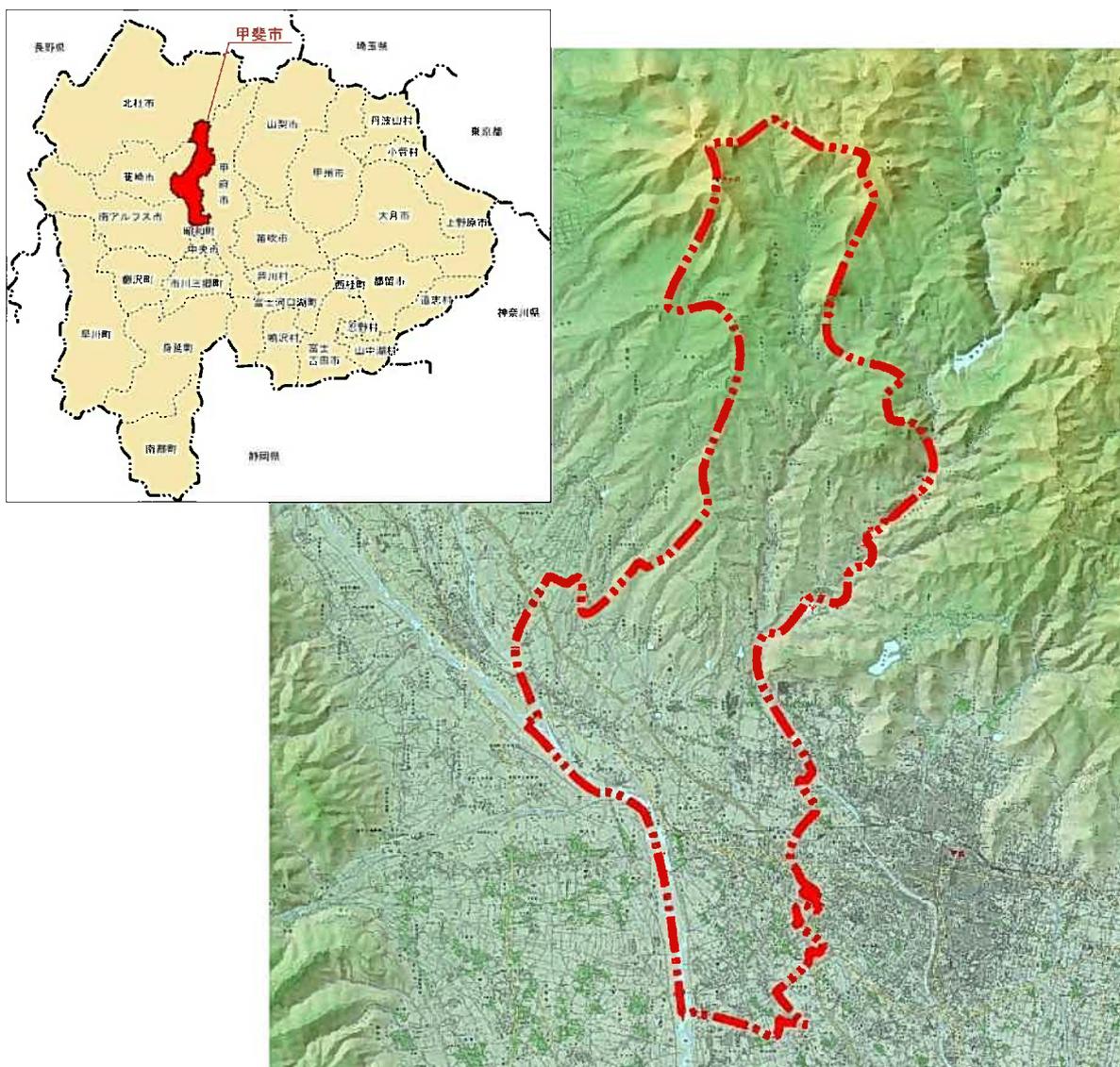


図 1-1-1 本市の位置及び地形

(2) 都市の沿革

◇平成 16 年9月1日に旧竜王町、旧敷島町、旧双葉町の3町が合併し、“甲斐市”が誕生。

本市では、敷島、双葉地区を中心に縄文時代から人々が生活していた形跡が確認されています。

明治期に9村であったものが、区制や郡区町村編成法などにより合併が進み、いわゆる「昭和の大合併」により、竜王町・敷島町・双葉町が誕生しました。

その後、平成16年9月1日に、竜王町・敷島町・双葉町が合併し、甲斐市が誕生しました。

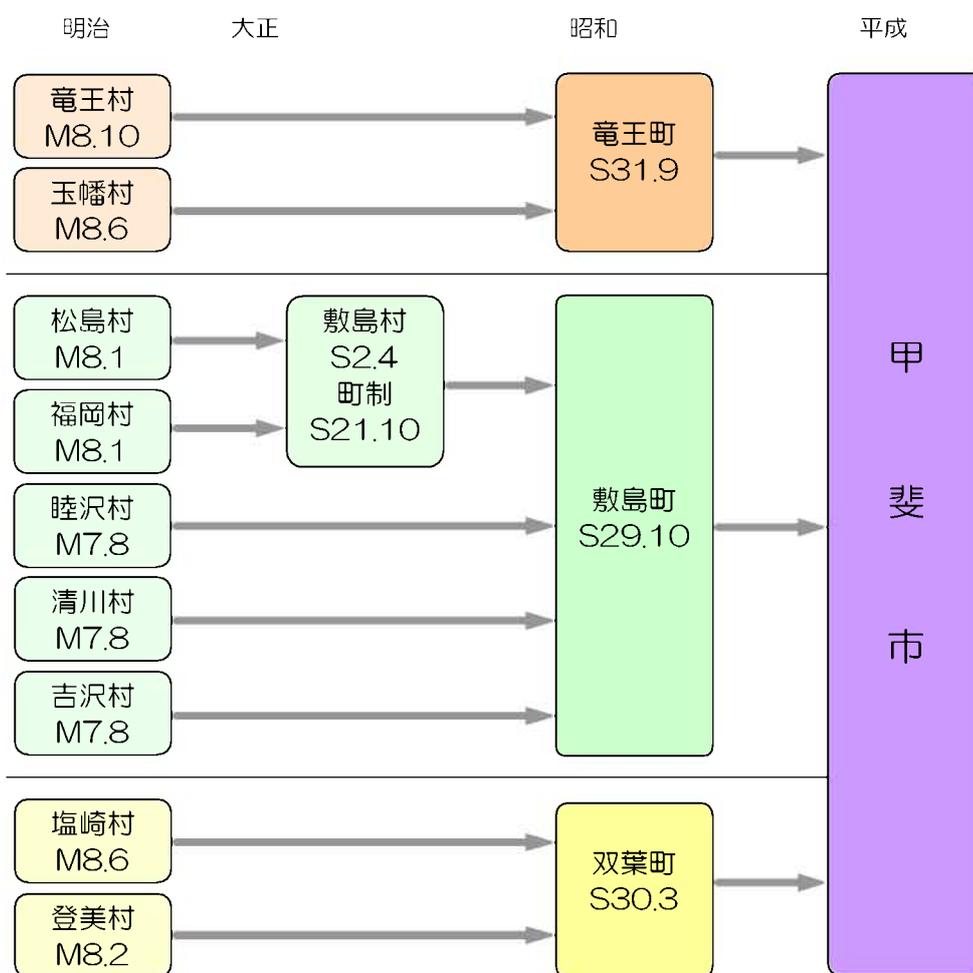


図 1 - 1 - 2 甲斐市の変遷

(3) 都市計画の決定・変更の経緯

表 1-1-1 都市計画の決定・変更の経緯

都市計画区域名称	町名	経緯	告示番号	告示年月日	都市計画区域面積	市街化区域面積	市街化調整区域面積	備考
甲府都市計画区域	旧竜王町	当初決定	山梨県告示第186号	S46.3.31	1,287.0	822.0	465.0	
		用途地域変更	山梨県告示第671号-2	S47.11.10	—	—	—	用途地帯を6種類（竜王町は住居地帯、住居専用地帯、準工業地帯の3種類指定）から、6種類（竜王町は第一種住居専用地帯、第二種住居専用地帯、住居地帯、近隣商業地帯、準工業地帯、工業地帯の3種類指定）に変更
		第1回見直し	山梨県告示第326-2号	S56.7.7	1,287.0	822.0	465.0	
		第2回見直し	山梨県告示第426号	S62.12.9	1,287.0	782.0	505.0	【玉川地区】 市街化調整区域⇒市街化区域（0.7ha） 【竜王地区】 市街化区域⇒特定保留地区（13.8ha） 【深原地区】 市街化区域⇒特定保留地区（19.0ha） 【西八幡地区】 市街化区域⇒特定保留地区（10.0ha）
		随時見直し	山梨県告示第203号	H9.6.4	1,282.0	801.9	480.1	【深原地区】 特定保留地区⇒市街化区域（0.0ha） 注）同年 国土建設院面積公表により市街化調整区域削減（6ha）
		第3回見直し 用途地域変更	山梨県告示第426号	H7.10.5	1,282.0	801.9	480.1	用途地帯を8種類（竜王町は6種類指定）から、1,2種類（竜王町は一階層、二階層、一中高、二中高、一階住居、二階住居、準住居、近商、準工業、工業の10種類指定）に変更
		第4回見直し	山梨県告示第226号	H16.5.6	1,282.0	801.9	480.1	【竜王地区】 特定保留地区⇒市街化調整区域（10.8ha） 【西八幡地区】 特定保留地区⇒市街化調整区域（10.0ha）
	旧敷島町	当初決定	山梨県告示第186号	S46.3.31	668.0	360.8	277.2	
		用途地域変更	山梨県告示第671号-2	S47.11.10	—	—	—	用途地帯を6種類（敷島町は住居地帯、住居専用地帯の2種類指定）から、8種類（敷島町は第一種住居専用地帯、第二種住居専用地帯、住居地帯、近隣商業地帯、準工業地帯の3種類指定）に変更
		第1回見直し	山梨県告示第326-2号	S56.7.7	668.0	360.8	277.2	
		第2回見直し	山梨県告示第426号	S62.12.9	668.0	374.9	293.1	【坂地区】 市街化区域⇒特定保留地区（15.0ha）
		随時見直し	山梨県告示第187号	H9.9.11	668.0	396.8	277.2	【坂地区】 特定保留地区⇒市街化区域（15.0ha）
		第3回見直し 用途地域変更	山梨県告示第426号	H7.10.5	668.0	360.8	277.2	用途地帯を8種類（敷島町は6種類指定）から、1,2種類（敷島町は一階層、二階層、一中高、一階住居、近商、準工業の3種類指定）に変更
		第4回見直し	山梨県告示第226号	H16.5.6	668.0	394.0	274.0	【天狗沢地区】 市街化調整区域⇒市街化区域（4ha） 注1）2,500円で都市計画区域面積再計算した面積
都市計画区域名称	町名	経緯	告示番号	告示年月日	都市計画区域面積	用途地域面積	備考	
韮崎都市計画区域	旧双葉町	当初決定	山梨県告示第488号	S58.10.1	904.0	—	—	
		用途地域指定	双葉町告示第1号	H5.2.1	904.0	236.0	—	【第一種住居専用地帯】 81.6ha） 【第二種住居専用地帯】（約32.1ha） 【住居地帯】（102.0ha） 【近隣商業地帯、準防火地帯】（2.8ha） 【準工業地帯】（5.7ha）
		用途地域変更	双葉町告示第36号	H8.5.2	904.0	236.0	—	【第一種高層住居専用地帯】（79.8ha） 【第一種中高層住居専用地帯】（約32.0ha） 【第一種住居地帯】（110.0ha） 【近隣商業地帯、準防火地帯】（2.8ha） 【準工業地帯】（8.2ha） 【12用途に変更】
		用途地域変更	双葉町告示第88号	H13.12.6	904.0	233.6	—	【第一種高層住居専用地帯】（71ha） 【第一種中高層住居専用地帯】（約30.8ha） 【第一種住居地帯】（110ha） 【近隣商業地帯、準防火地帯】（2.8ha） 【準工業地帯】（10ha） 【岩ヶ丘地区】

資料：都市計画課

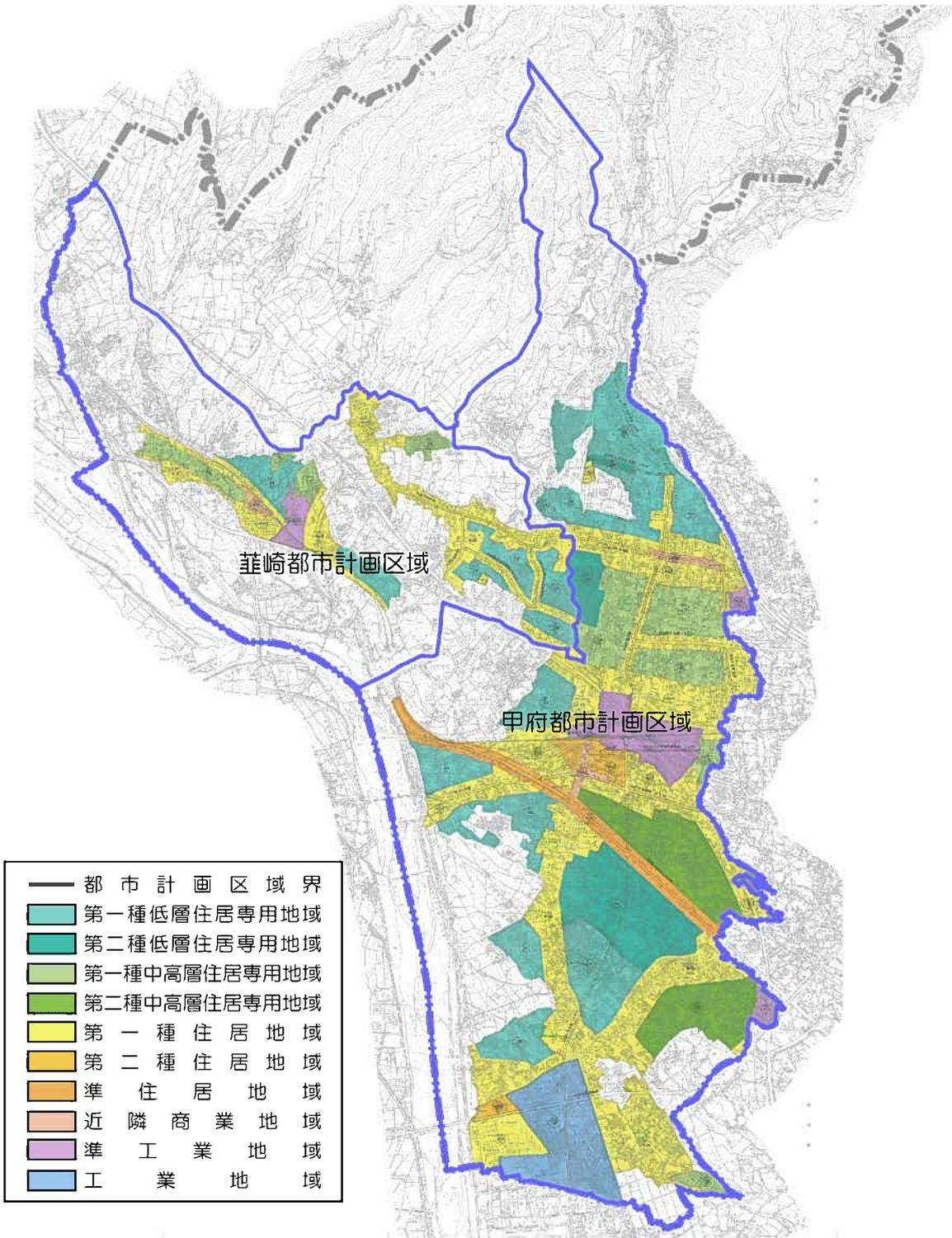


図 1 - 1 - 3 都市計画用途地域指定図

1-2. 人口・世帯の状況

(1) 人口・世帯数

- ◇過去 20 年間で人口は 1.36 倍に、世帯数は 1.69 倍に増加。
- ◇世帯構成員数は過去 20 年間で 0.81 倍に減少。
- ◇近年、人口と世帯数の増加傾向は鈍化。

本市は、人口・世帯数ともに増加傾向を示しており、昭和 60 年と比べ人口が 1.36 倍、世帯数が 1.69 倍となっていますが、増加率は減少傾向にあります。

世帯数の増加は、人口の増加と核家族化の進行が要因となっています。



図 1-2-1 人口の推移



図 1-2-2 世帯数の推移



図 1-2-3 世帯人員の推移

資料：国勢調査

(2) 都市計画区域内外及び市街化区域*内外(用途地域*内外)人口

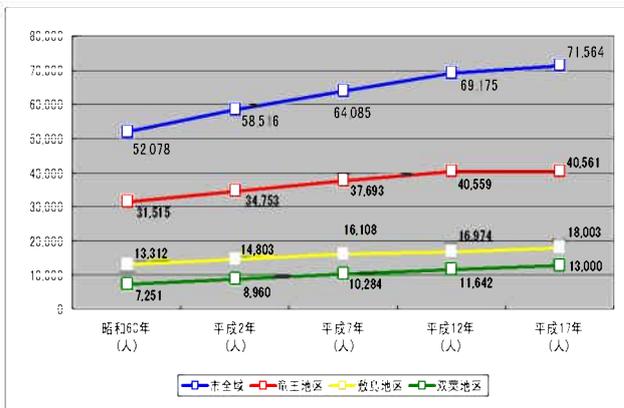
- ◇都市計画区域内人口は、全域で増加傾向にあります。
- ◇都市計画区域外人口は、敷島地区で減少傾向にある一方で、双葉地区においては、増加傾向にあり、市全体として増加傾向を示しています。
- ◇竜王地区及び敷島地区では、市街化区域*人口が増加する一方で、市街化調整区域*人口は、減少傾向にあります。

市全域において都市計画区域内人口は、増加傾向にあります。

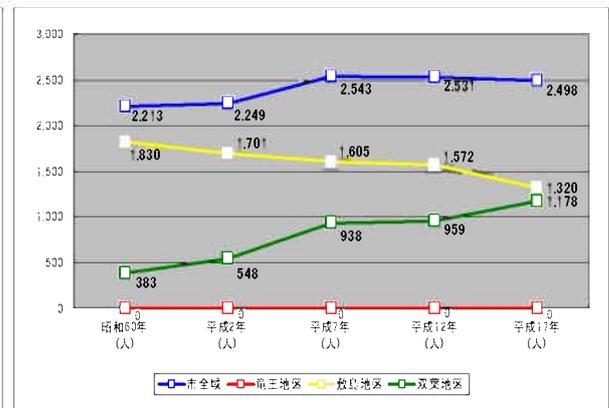
都市計画区域外人口は、敷島地区で減少傾向にある一方で、双葉地区においては、増加傾向にあり、市全体として増加傾向を示しています。

竜王地区及び敷島地区では、市街化区域*の人口は増加傾向にある一方で、市街化調整区域*人口は、減少傾向にあります。

【都市計画区域内】



【都市計画区域外】



資料：都市計画基礎調査

図 1-2-4 地域別都市計画区域内外人口の推移

表 1-2-1 地域別都市計画区域内外及び市街化区域*内外(用途地域*内外)人口の推移

区域区分		昭和60年 (人)	平成2年 (人)	平成7年 (人)	平成12年 (人)	平成17年 (人)
市 全 域	都市計画区域内	52,078	58,516	64,085	69,175	71,564
	都市計画区域外	2,213	2,249	2,543	2,531	2,498
竜 王 地 区	都市計画区域内	31,515	34,753	37,693	40,559	40,561
	市街化区域内	28,594	31,759	35,455	38,307	38,311
	市街化調整区域	2,921	2,994	2,238	2,252	2,250
	都市計画区域外	0	0	0	0	0
敷 島 地 区	都市計画区域内	13,312	14,803	16,108	16,974	18,003
	市街化区域内	12,803	14,063	15,526	16,441	17,530
	市街化調整区域	509	740	582	533	473
	都市計画区域外	1,830	1,701	1,605	1,572	1,320
双 葉 地 区	都市計画区域内	7,251	8,960	10,284	11,642	13,000
	用途地域内	—	—	6,277	7,200	8,123
	用途地域外	7,251	8,960	4,007	4,442	4,877
	都市計画区域外	383	548	938	959	1,178

資料：都市計画基礎調査

(3) 年齢階層別人口

◇県全体と比べると少子高齢化の進行が遅い。
 ◇着実に少子高齢化が進行しており、高齢化率は20年前の約2倍。

平成17年では年少人口が15.9%、老年人口が15.3%となっており、年少人口の減少及び老年人口の増加が見られるものの、県平均（年少人口14.4%、老年人口21.9%）と比較すると少子高齢化の進行は遅く、高齢化率は県全体の10～15年前の値となっています。敷島地区において、比較的高齢化が進行しています。

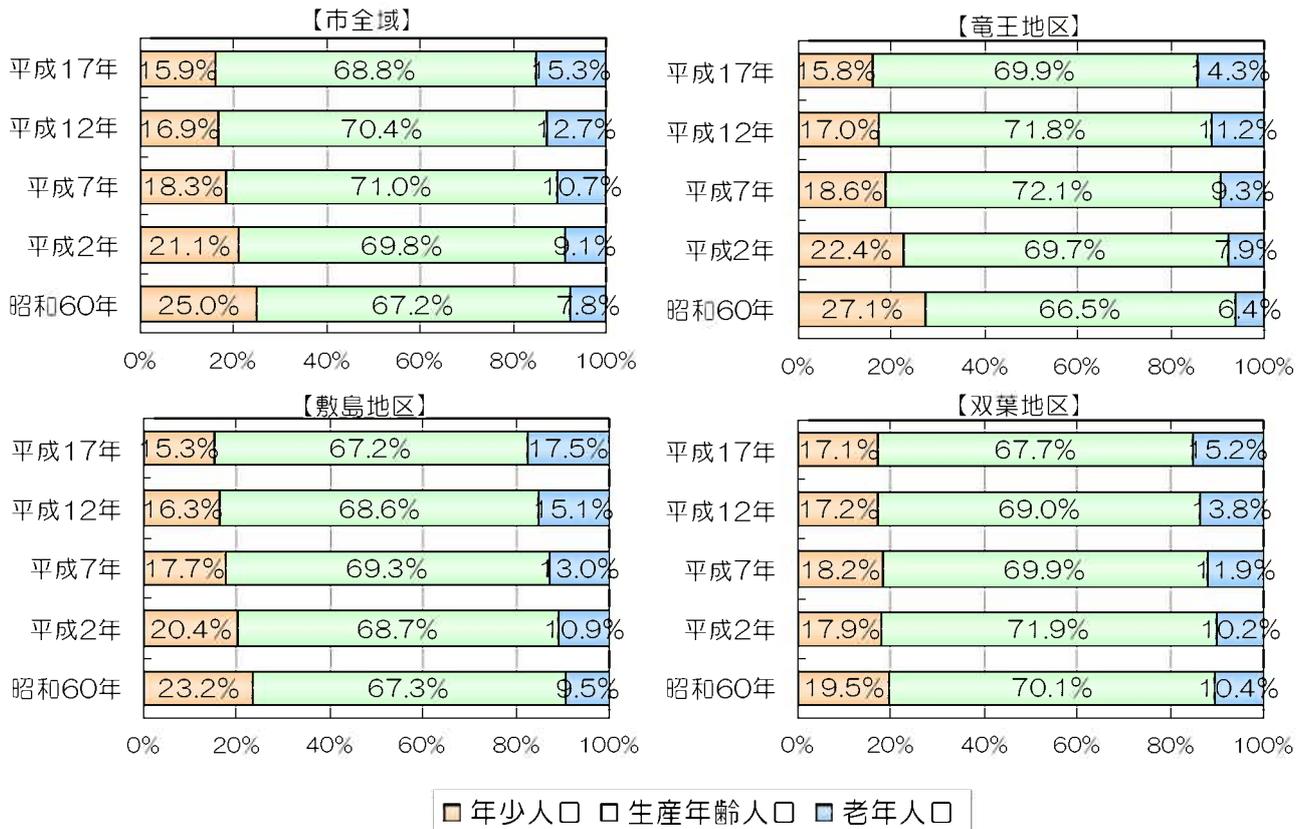


図1-2-5 年齢階層別人口の構成

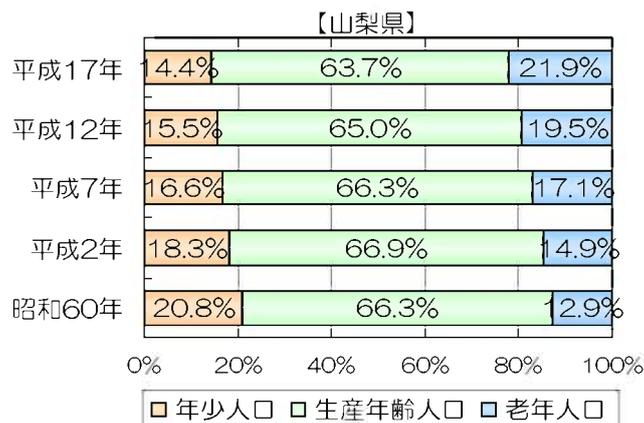


図1-2-6 山梨県の年齢階層別人口の構成（参考）

資料：国勢調査

(4)人口動態

◇近年、社会動態がマイナスとなり、平成17年では313人減少しています。
 ◇自然動態はプラスですが、増加数が徐々に減少しています。

人口動態は、自然増である一方、社会動態は近年流出超過の傾向にあり、5年前には1,000人/年程度の人口増が見られたものの平成17年には+83人と大幅に減少しています。
 自然動態については、5年前には+500人/年程度であったものが平成17年では約+400人/年と徐々に減少しています。

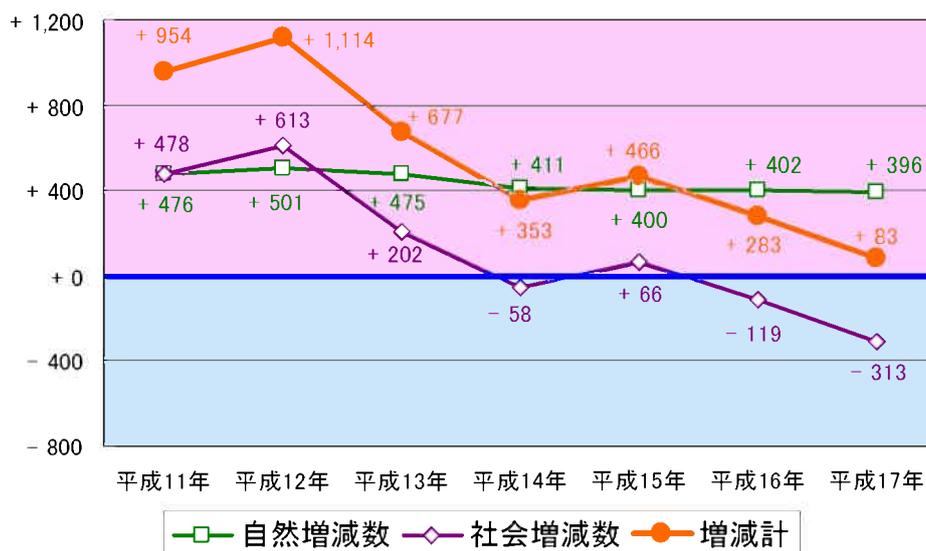


図1-2-7 人口動態の推移

表1-2-2 人口動態の推移

年次	自然増減数 (人)	社会増減数 (人)	増減計 (人)
平成11年	+476	+478	+954
平成12年	+501	+613	+1,114
平成13年	+475	+202	+677
平成14年	+411	-58	+353
平成15年	+400	+66	+466
平成16年	+402	-119	+283
平成17年	+396	-313	+83

資料：市民課

(5)人口密度

◇人口集中地区は、面積・人口とも増加傾向であり、人口密度はほぼ横ばい。
 ◇人口集中地区は、南側に拡大する傾向にあります。

人口集中地区（以下 DID 地区と称す）は、全地区において存在します。

これらの DID 地区は面積及び人口とも拡大傾向にあり、南側への拡大が顕著となっています。

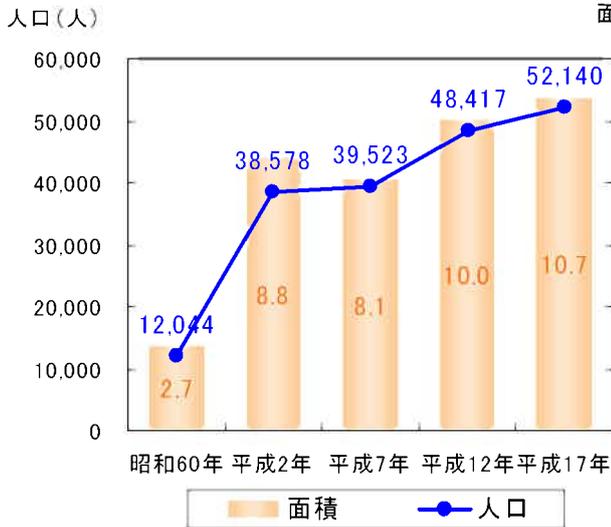


図 1-2-8 DID地区の面積と人口の推移

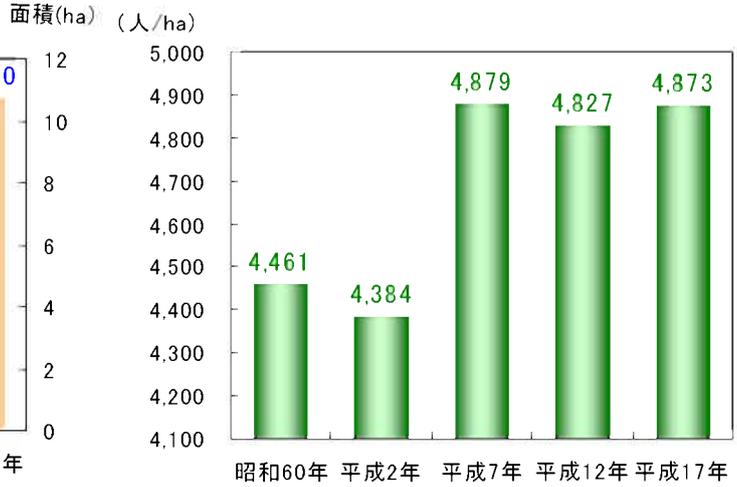


図 1-2-9 DID地区人口密度の推移

表 1-2-3 DID地区の推移

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
竜王地区	人口(人)	6,130	29,100	28,229	36,041	36,526
	面積(ha)	140	660	560	734	752
	人口密度(人/ha)	43.8	44.1	50.4	49.1	48.6
敷島地区	人口(人)	5,914	9,478	11,294	12,376	14,655
	面積(ha)	130	220	250	269	309
	人口密度(人/ha)	45.5	43.1	45.2	46.0	47.4
双葉地区	人口(人)	-	-	-	-	959
	面積(ha)	-	-	-	-	9
	人口密度(人/ha)	-	-	-	-	106.6
総数	人口(人)	12,044	38,578	39,523	48,417	51,181
	面積(ha)	270	880	810	1,003	1,070
	人口密度(人/ha)	45	44	49	48	48

資料：国勢調査

※人口集中地区とは、原則として人口密度が1km²当たり4,000人以上(40人/ha)で、隣接した地域の人口が5,000人以上の地域をいいます。(国勢調査の調査区単位で集計)

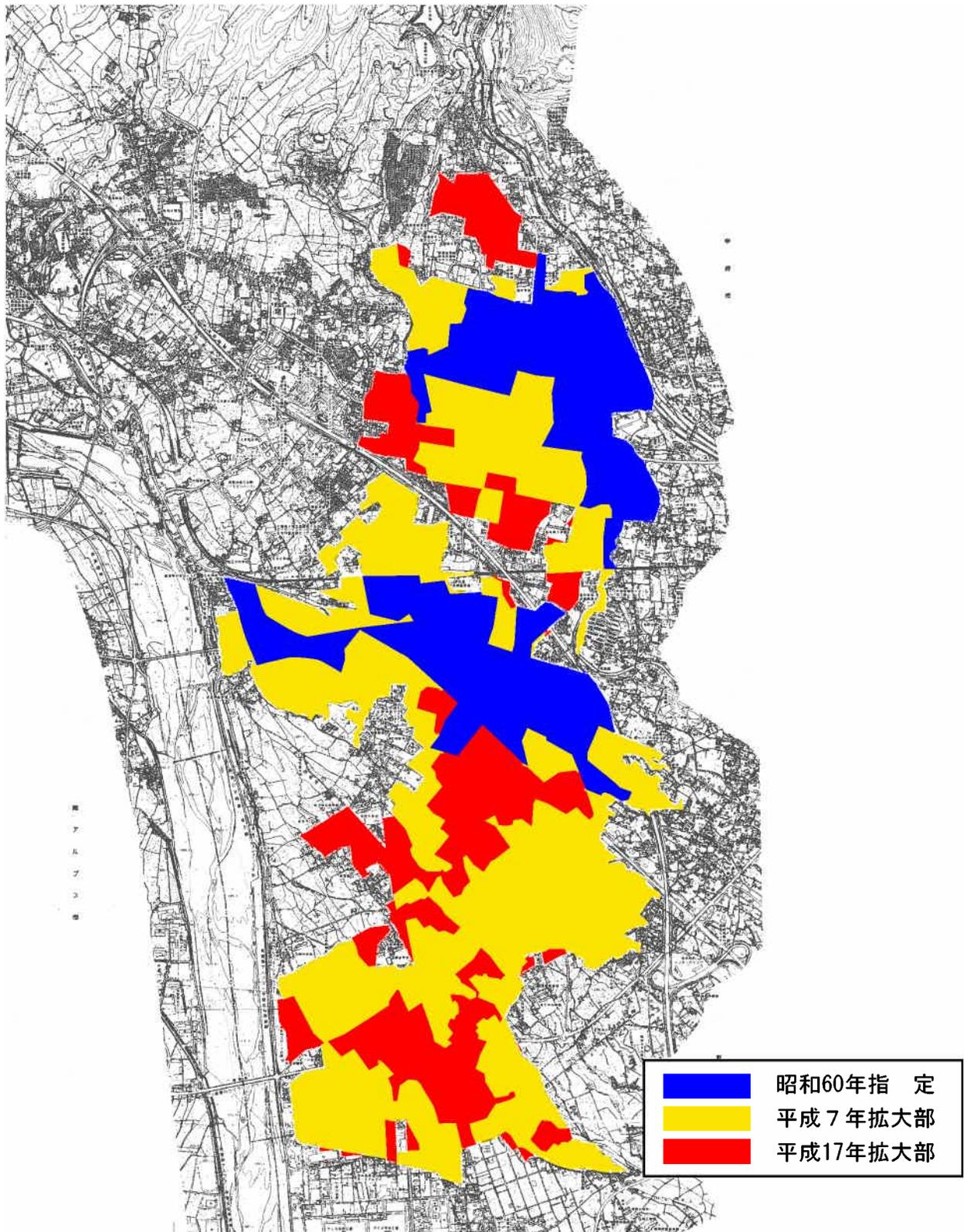


図1-2-10 DID地区の拡大状況図

資料：国勢調査

(6) 通勤通学流動

◇自市就業・通学率は37.4%と流出傾向が強く、低下傾向を示しています。
 ◇隣接する甲府市との結びつきが非常に強いものの流出率は低下している反面、他の近隣都市への流出率が増加しています。
 ◇就業・通学の流入者は増加傾向を示しており、最も流入が多い甲府市からの流入率も増加しているほか、他の近隣都市からの流入率も一様に増加しています。

市内居住の就業・就学者数は41,594人(平成17年)であり、自市就業・就学率は37.4%となっており、昭和60年の47.5%から約10%低下しています。流出先は甲府市が30.3%と最も多く、次に韮崎市の6.7%となっています。

甲府市への流出者数は増加傾向にあるものの、流出率は低下しており、近隣の韮崎市、南アルプス市、昭和町、北杜市への流出率が増加する傾向にあります。

市内で就業・就学する人は25,686人(平成17年)であり、市内居住者が60.6%を占めています。市外からの就業・就学は甲府市が最も多く14.2%であり、次いで南アルプス市の7.9%となっています。

流入が最も多い甲府市からの流入率は増加する傾向にあります。

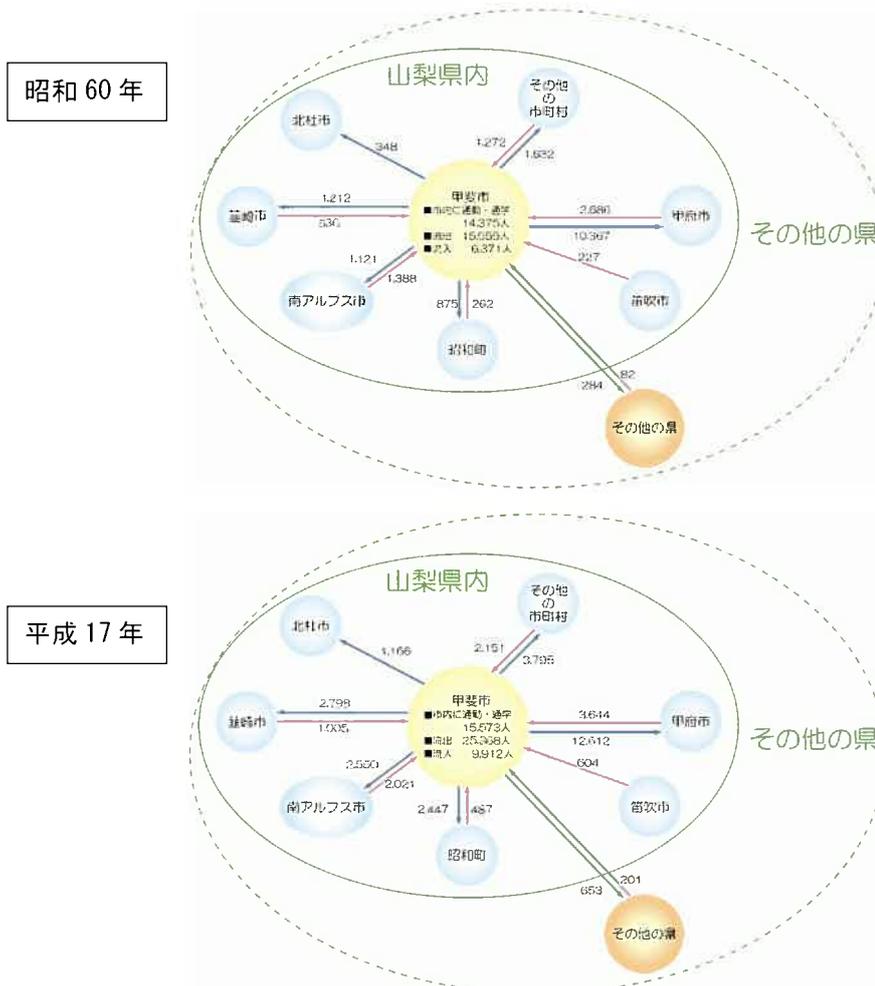


図1-2-11 通勤・通学流動

※現市町単位に集計

表 1-2-4 通勤通学状況（流出）

昭和60年					平成17年				
通勤・通学合計			内訳		通勤・通学合計			内訳	
			通勤	通学				通勤	通学
市居住の就業・就学	30,282	100%	26,212	4,070	市居住の就業・就学	41,594	100.0%	37,668	3,926
市内で就業・就学	14,375	47.5%	12,914	1,461	市内で就業・就学	15,573	37.4%	14,406	1,167
市外へ(流出)					市外へ(流出)				
県内	15,555	51.4%	13,063	2,492	県内	25,368	61.0%	22,808	2,560
甲斐市→甲府市	10,367	34.2%	8,490	1,877	甲斐市→甲府市	12,612	30.3%	10,810	1,802
甲斐市→韮崎市	1,212	4.0%	937	275	甲斐市→韮崎市	2,798	6.7%	2,584	214
甲斐市→南アルプス市	1,121	3.7%	1,099	22	甲斐市→南アルプス市	2,550	6.1%	2,493	57
甲斐市→昭和町	875	2.9%	683	192	甲斐市→昭和町	2,447	5.9%	2,214	233
甲斐市→北杜市	348	1.1%	222	126	甲斐市→北杜市	1,166	2.8%	1,052	114
その他市町村	1,632	5.4%	1,632		その他市町村	3,795	9.1%	3,655	140
県外	284	0.9%	235	49	県外	653	1.6%	454	199

表 1-2-4 通勤通学状況（流入）

昭和60年					平成17年				
通勤・通学合計			内訳		通勤・通学合計			内訳	
			通勤	通学				通勤	通学
市内で就業・就学	20,828	100.0%	18,769	2,059	市内で就業・就学	25,686	100.0%	23,985	1,701
甲斐市内居住	14,375	69.0%	12,914	1,461	甲斐市内居住	15,573	60.6%	14,406	1,167
市外から(流入)					市外から(流入)				
県内	6,371	30.6%	5,802	569	県内	9,912	38.6%	9,418	494
甲府市→甲斐市	2,686	12.9%	2,524	162	甲府市→甲斐市	3,644	14.2%	3,503	141
韮崎市→甲斐市	536	2.6%	464	72	韮崎市→甲斐市	1,005	3.9%	982	23
南アルプス市→甲斐市	1,388	6.7%	1,192	196	南アルプス市→甲斐市	2,021	7.9%	1,862	159
昭和町→甲斐市	262	1.3%	239	23	昭和町→甲斐市	487	1.9%	452	35
笛吹市→甲斐市	227	1.1%	218	9	笛吹市→甲斐市	604	2.4%	581	23
その他市町村	1,272	6.1%	1,165	107	その他市町村	2,151	8.4%	2,038	113
県外	82	0.4%	53	29	県外	201	0.8%	161	40

資料：国勢調査

(7) 買物流動

- ◇自市購買率は33.2～41.7%となっており減少傾向を示しています。
- ◇平成4年頃までは甲府市への購買流出が4割以上を占めていましたが、近年は昭和町や中央市への流出が増加し、甲府市への流出は大幅に減少しています。
- ◇双葉地区において、韮崎市への購買流出は減少傾向を示しており、現在は10%程度と、昭和町への流出が上回っています。

各地区とも甲斐市内での購買率は3～4割程度であり、竜王・敷島地区では減少傾向、双葉地区ではほぼ横ばいとなっています。

昭和61年では甲府市への流出が非常に顕著でしたが、近年は甲府市への購買流出が減少しています。

その一方で、昭和町及び中央市への流出の伸びが顕著です。

表1-2-5 買物流動

単位：%

竜王地区	甲府市	南アルプス市	甲斐市	昭和町	中央市	韮崎市
昭和61年	48.7	1.4	44.6	2.4	0.6	1.4
平成4年	42.5	0.7	42.8	3.7	8.3	1.4
平成16年	15.9	2.2	33.2	24.8	19.5	0.2

敷島地区	甲府市	南アルプス市	甲斐市	昭和町	中央市	韮崎市
昭和61年	43.8	0.3	51.3	0.2	0.3	2.8
平成4年	52.8	0.2	42.0	0.6	0.9	2.7
平成16年	31.5	0.7	41.7	14.4	7.3	0.7

双葉地区	甲府市	南アルプス市	甲斐市	昭和町	中央市	韮崎市
昭和61年	34.8	0.1	37.0	0.0	0.0	27.5
平成4年	46.0	0.3	25.5	1.4	0.9	24.6
平成16年	23.8	1.4	38.1	12.5	10.1	10.2

資料：山梨県商圏実態調査結果報告書
(山梨県商工会連合会、甲府商工会議所、富士吉田商工会議所)

(8) 産業別就業人口

◇就業者総数は、増加傾向からほぼ横ばいで推移し、第1次、第2次産業から第3次産業へのシフトが進行しています。

第1次産業就業者数が減少傾向にあるほか、第2次産業就業者数も平成12年をピークに減少している一方で、第3次産業就業者数が一貫して増加しています。

山梨県全体と比べると第1次産業就業者の割合が低く、第2次産業就業者の割合が高くなっています。

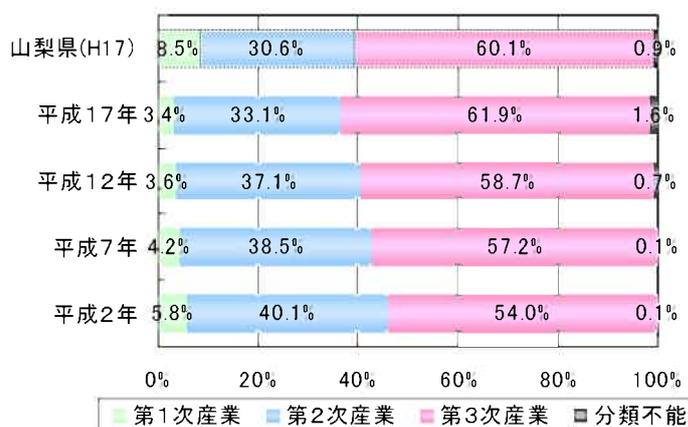


図1-2-12 産業別就業人口構成の推移

表1-2-6 産業別就業人口構成の推移

産業		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
第1次産業	農業	1,724	1,451	1,313	1,261
	林業	24	26	27	29
	漁業	1	2	0	1
	小計	1,749	1,479	1,340	1,291
第2次産業	鉱業	18	19	20	5
	建設業	3,217	4,083	4,438	3,783
	製造業	8,906	9,368	9,448	8,698
	小計	12,141	13,470	13,906	12,486
第3次産業	電気・ガス・水道業	156	204	189	172
	運輸・通信業	1,590	1,675	1,844	2,136
	卸売・小売業・飲食店	6,441	7,617	8,179	8,216
	金融保険業	869	1,064	1,008	863
	不動産業	291	326	367	358
	サービス業	5,811	7,807	9,096	-
	公務	1,185	1,315	1,298	-
	医療・福祉	-	-	-	3,196
	教育・学習支援業	-	-	-	1,618
	複合サービス事業	-	-	-	378
	サービス業(他に分類されないもの)	-	-	-	4,910
	公務(他に分類されないもの)	-	-	-	1,457
小計	16,343	20,008	21,981	23,304	
分類不能	45	41	244	587	
合計	30,278	34,998	37,471	37,668	

資料：国勢調査

1-3. 産業の動向

(1) 農業

◇農家数や経営耕地面積が減少する一方で、経営耕地あたりの生産性が向上しています。

農家戸数及び農業就業人口は一貫して減少傾向を示しており、経営耕地面積及び1農家あたりの耕地面積も減少傾向を示しています。

生産性については1農家あたり農業粗生産額は減少していますが、経営耕地あたり農業粗生産額は増加しています。

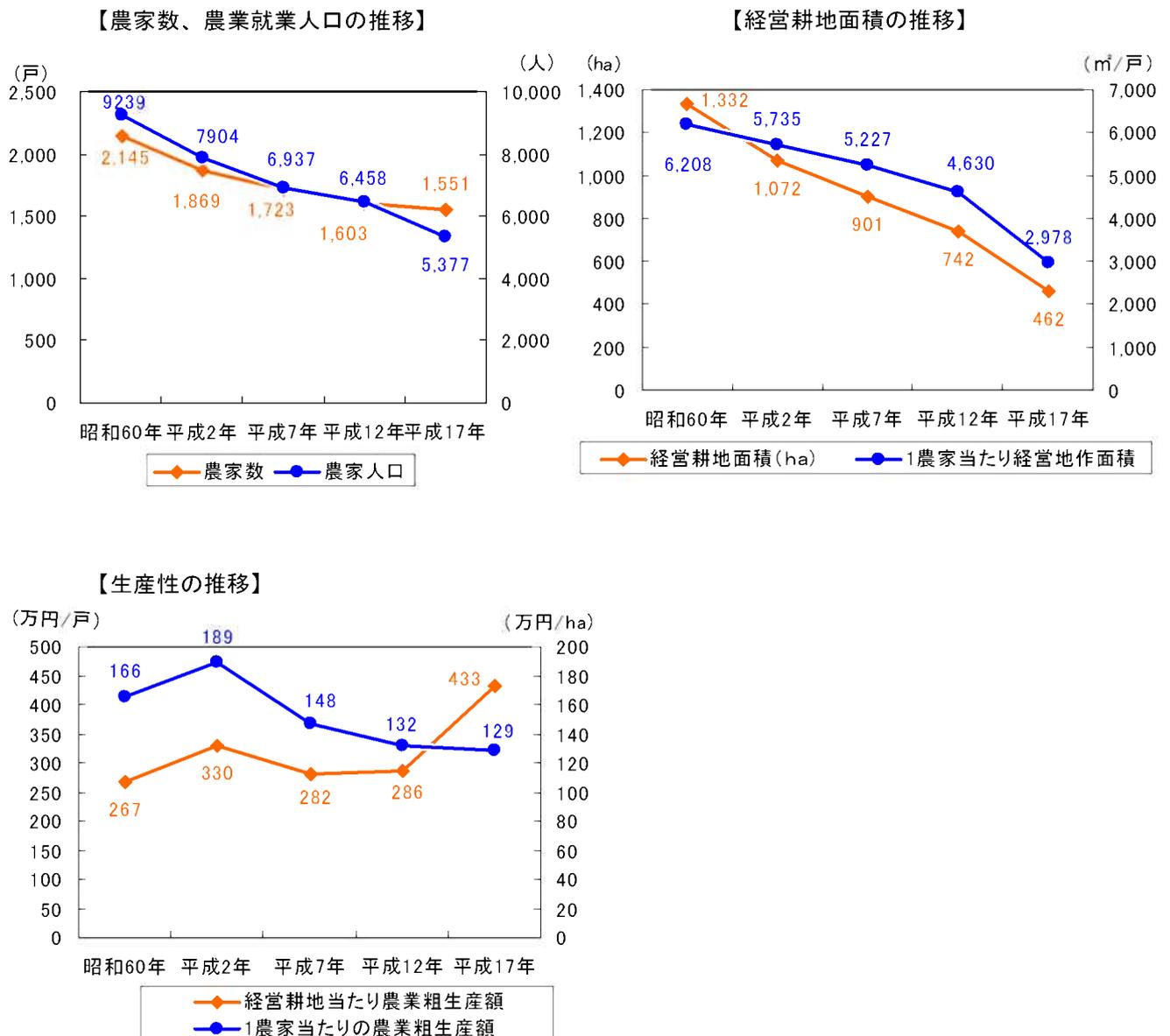


図 1-3-1 農業指標の推移

資料：農業センサス

(2) 工業

◇事業所数や従業者数、製造品出荷額がピーク時の6割程度まで減少しています。
 ◇労働生産性は平成7年以降ほぼ横ばいで推移しています。

平成2年をピークに、事業所数及び従業人口が減少傾向を示しており、ピーク時と比べ事業所数で約57%、従業者数で約65%まで減少しています。

製造品出荷額は平成7年をピークに減少傾向を示しており、約68%まで減少しています。

労働生産性は平成7年以降ほぼ横ばいで推移しています。



図1-3-2 事業所数・従業人口の推移

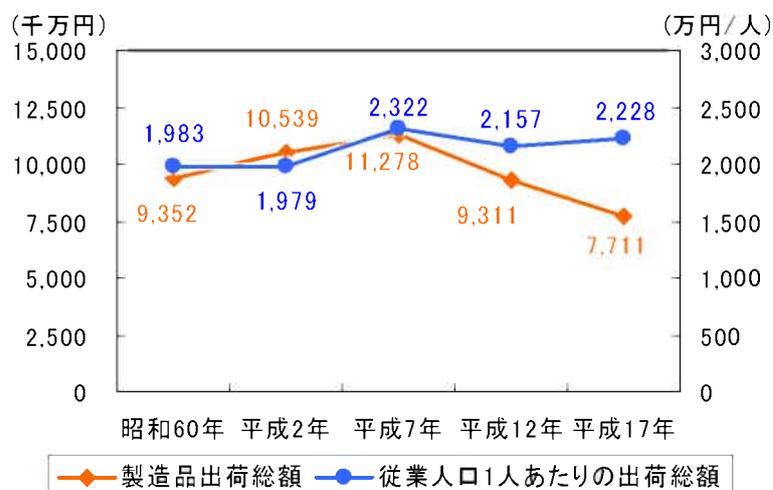


図1-3-3 労働生産性の推移

資料：工業統計調査

(3) 商業

◇商店数はほぼ横ばいで推移しています。
 ◇就業人口は増加傾向を示していましたが、平成14年から16年にかけて減少しています。
 ◇商品販売額は平成3年以降ほぼ微減で推移しており、販売効率性は、平成3年をピークに減少傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいです。

商店数はほぼ横ばいで推移しており、従業人口は平成14年まで増加傾向を示していましたが平成16年にかけて減少しています。

年間商品販売額は、全体として平成3年以降微減で推移しており、業態別で見ると卸売業が平成3年以降減少傾向を示す一方で、小売業は平成9年以降ほぼ横ばいとなっています。

販売効率性は平成3年をピークに減少傾向にありますが、小売業はほぼ横ばいで推移しています。



図1-3-4 商店数・従業人口の推移

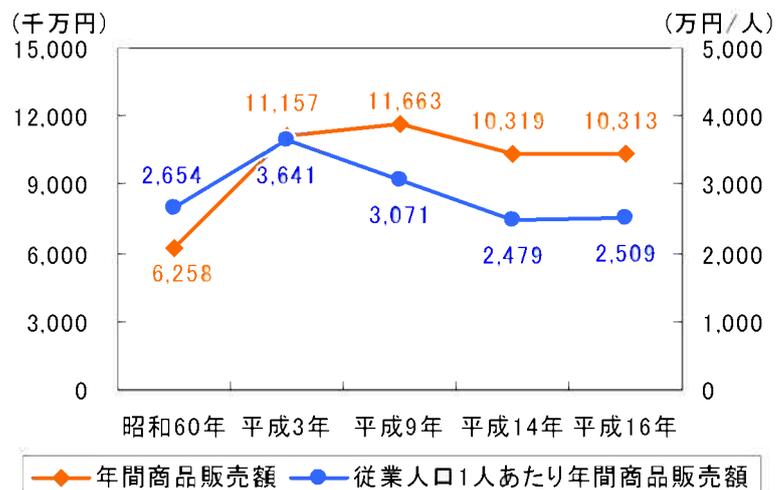


図1-3-5 販売効率性の推移 資料：商業統計調査



図 1 - 3 - 6 業態別商店数・従業員数の推移

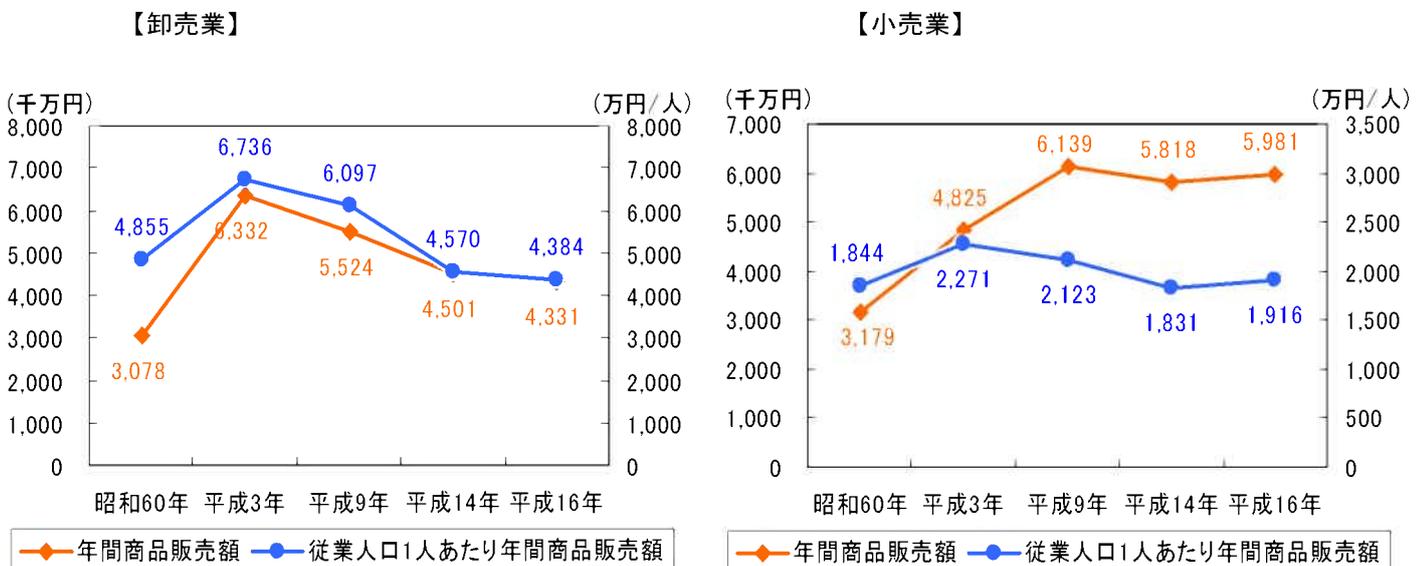


図 1 - 3 - 7 業態別販売効率性の推移

資料：商業統計調査

1-4. 土地利用・市街化の動向

(1) 土地利用現況

- ◇竜王地区及び敷島地区の市街化調整区域*は、まとまった農地が広がっています。
- ◇敷島地区の中央部に位置する市街化区域*に囲まれた市街化調整区域*には、大規模な公共施設用地、交通施設用地が立地しています。
- ◇竜王地区及び敷島地区の市街化区域*は住宅系を主とした都市的土地利用と農地として田畑を主とした自然的土地利用が混在しています。
- ◇竜王地区及び敷島地区では、幹線道路沿線に商業系、工業系の土地利用の集積が見られます。
- ◇双葉地区の用途地域*内は住宅系を主とした土地利用となっており、商業系の土地利用が点在しています。
- ◇白地地域においては、山林や畑を中心とした自然的土地利用が主となっていますが北部の山際や東部において、住宅系のまとまった土地利用が見られます。

【竜王地区】

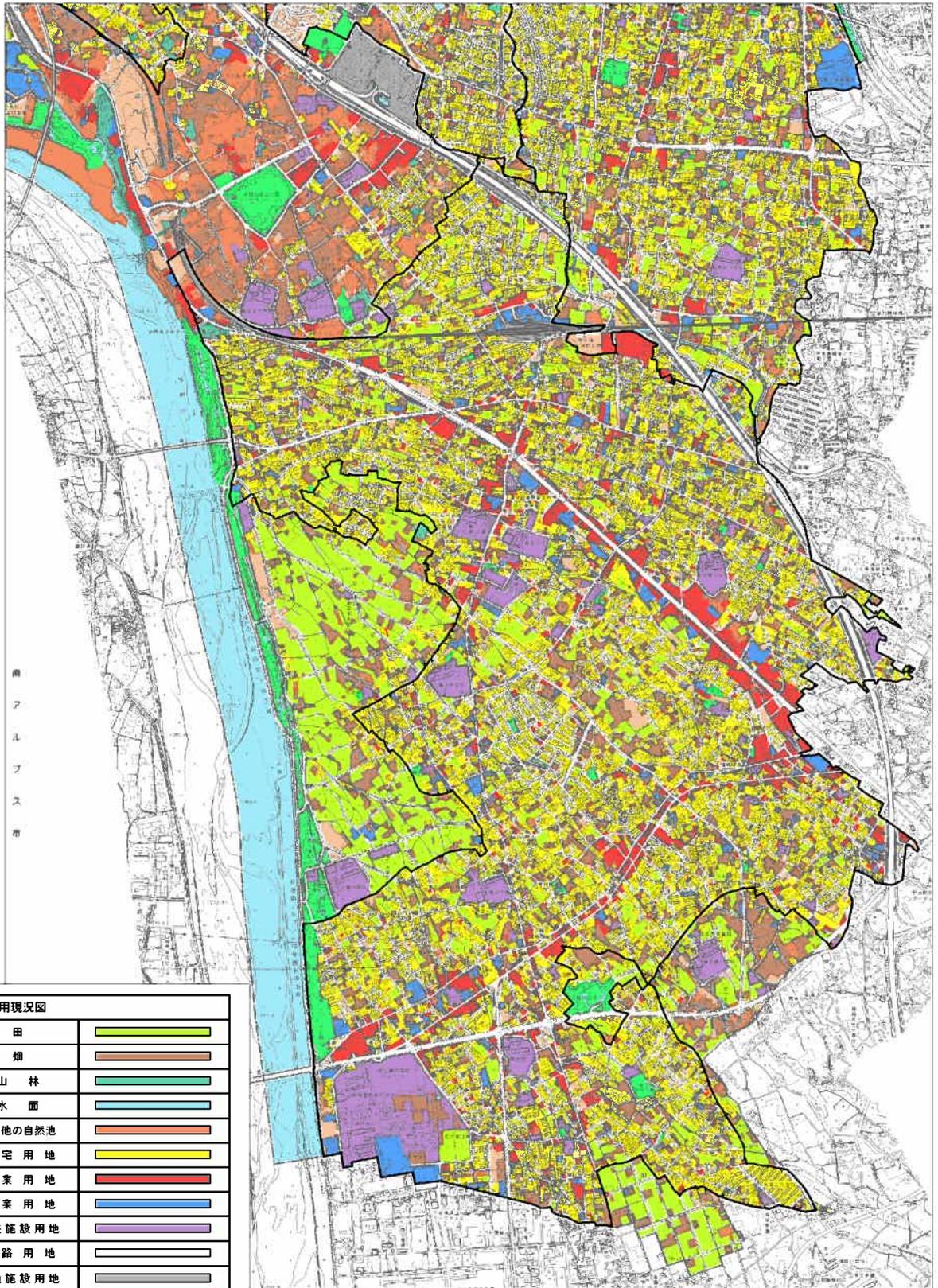
- ・北部、中西部、南東部に位置する市街化調整区域*には田畑が広がっていますが、一部都市的土地利用が進んでいます。
- ・市街化区域*内は住宅用地を主とした都市的土地利用と農地として田畑の自然的土地利用の混在が見られます。
- ・商業、工業系の土地利用は、国道20号や主要地方道甲府南アルプス線等の幹線道路沿線に多く見られます。

【敷島地区】

- ・北部の市街化調整区域*には畑地や山林が広がっていますが、中央部の市街化区域*に囲まれた地域には公共施設用地や交通施設用地が位置しています。
- ・市街化区域*は住宅用地を主とした都市的土地利用と農地として田畑といった自然的土地利用が混在しています。
- ・商業系土地利用は、中央部より南側の主要地方道甲府韮崎線や主要地方道甲斐中央線といった幹線道路沿線に多く見られます。

【双葉地区】

- ・北部は山林や畑といった自然的土地利用が主となっていますが、山際の部分にまとまった住宅用地が見られます。
- ・用途地域*内は住宅用地を主とした土地利用となっており、商業系土地利用が点在しています。
- ・白地地域においては、東部においてまとまった住宅用地が見られます。



※甲府都市計画区域においては、市街区境界を表示
 ※玉川都市計画区域においては、用途地域指定区域境界を表示

図 1 - 4 - 1 竜王地区 土地利用現況図

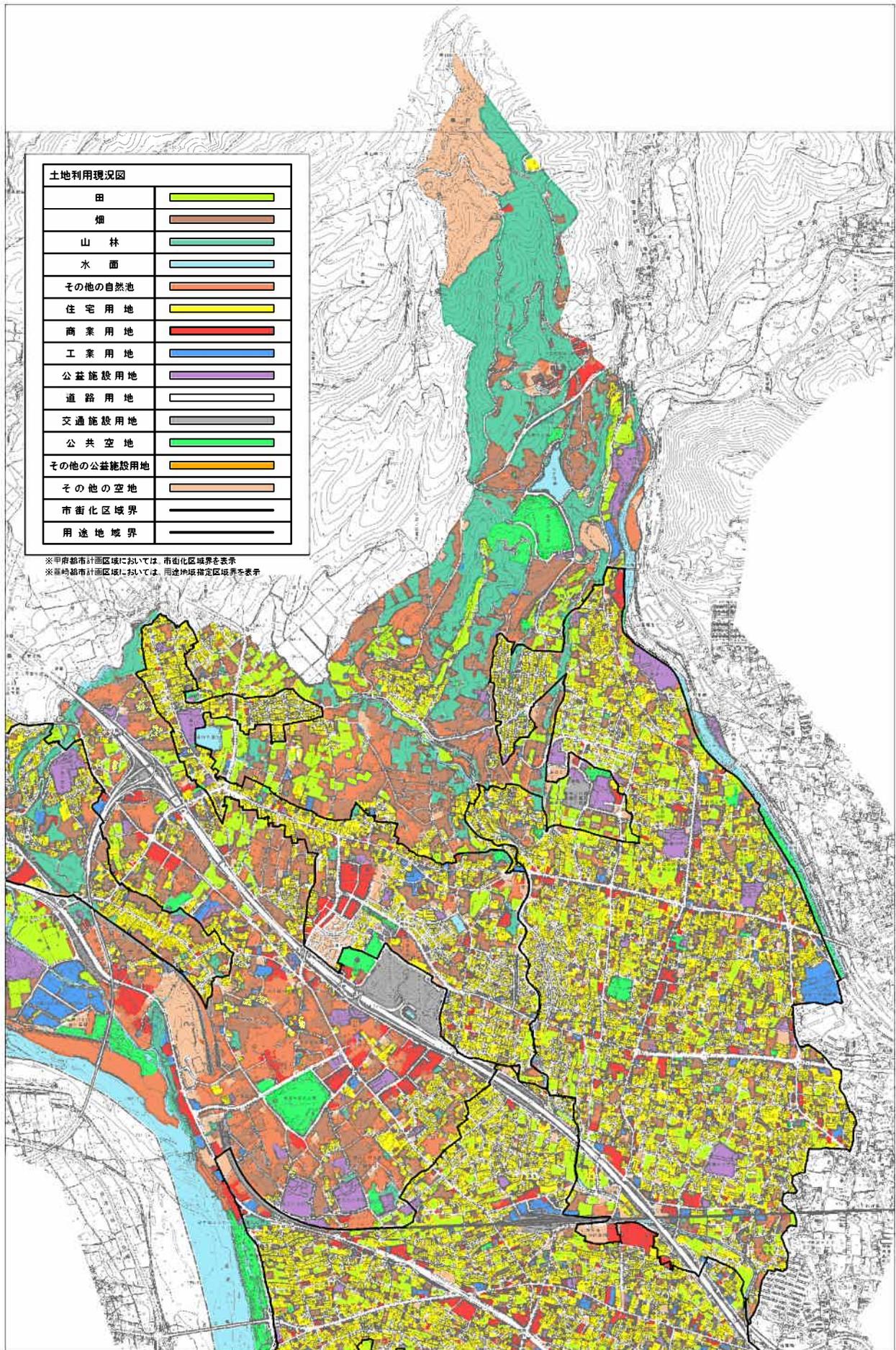


図1-4-2 敷島地区 土地利用状況図

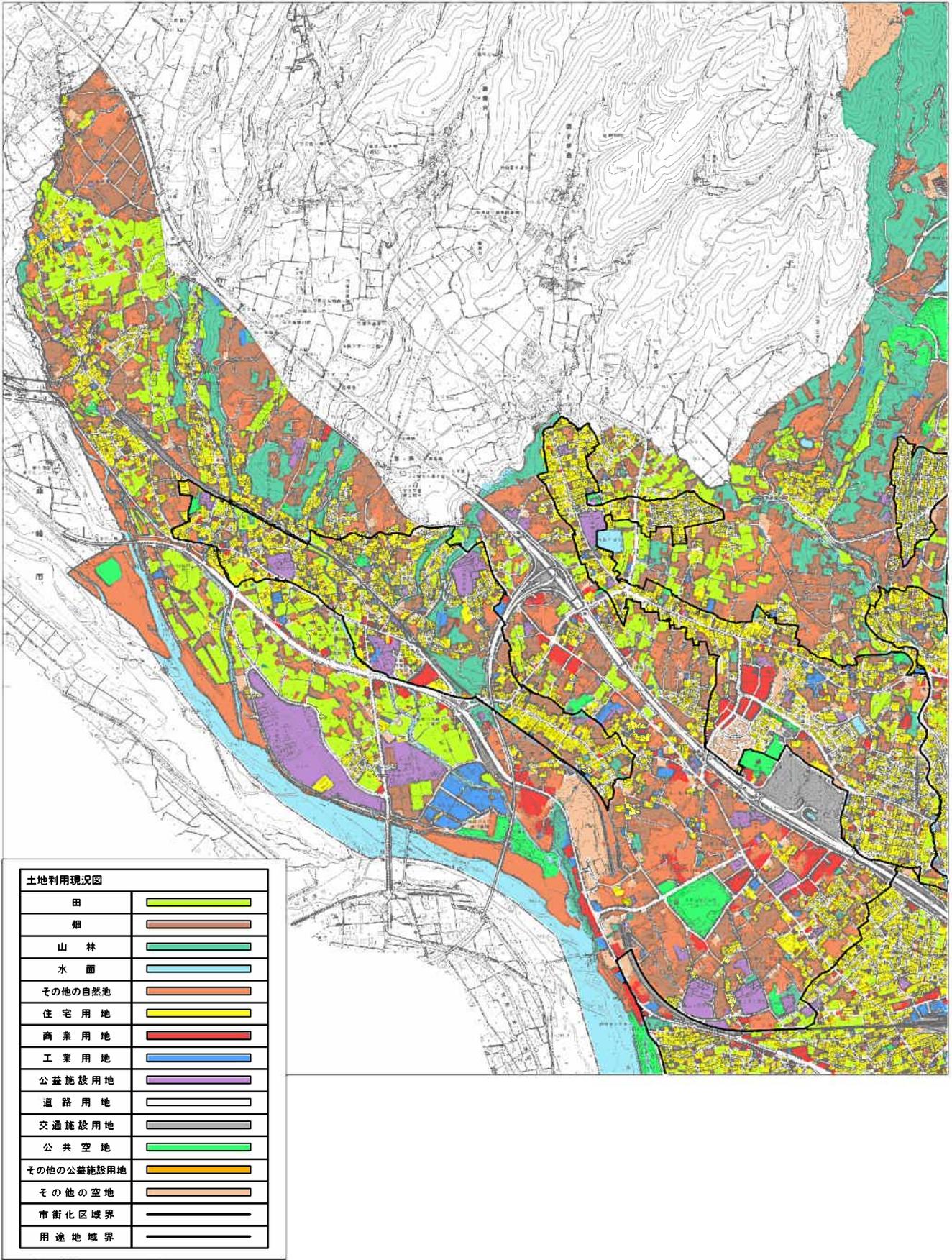


図 1 - 4 - 3 双葉地区 土地利用現況図

(2) 市街化動向

- ◇竜王地区では、市街化区域*全域において市街化が進んでおり、甲府市に近い東部地域でその傾向がやや強くなっています。
- ◇敷島地区では、市街化区域*全域において市街化が進んでおり、南部地域でその傾向が強くなっています。
- ◇双葉地区では、主として用途地域*内で市街化が進んでいるが、用途地域*外の北部山際や東部地域においても市街化が進展しています。

【竜王地区】

- ・市街化区域*の全体に新築が見られ、比較的小規模のまとまりが東側に多く見られます。

【敷島地区】

- ・市街化区域*全体で新築が見られる中で、主要地方道甲府韮崎線以南において、比較的小規模のまとまりが見られます。

【双葉地区】

- ・用途地域*内を中心に新築が見られる一方で、用途地域*外の北部の山際や東部にも新築動向が見られます。

竜王地区						敷島地区							
年次		新築件数(件)				その他	年次		新築件数(件)				その他
		合計	住宅	商業	工業				合計	住宅	商業	工業	
平成14年	市街化区域	207	182	20	3	2	平成14年	市街化区域	105	95	5	1	4
	市街化調整区域	6	4	2	0	0		市街化調整区域	12	11	1	0	0
	小計	213	186	22	3	2		小計	117	106	6	1	4
平成15年	市街化区域	109	100	6	1	2	平成15年	市街化区域	108	94	7	4	4
	市街化調整区域	6	6	0	0	0		市街化調整区域	13	11	1	0	0
	小計	115	106	6	1	2		小計	121	105	8	4	4
平成16年	市街化区域	108	100	8	0	0	平成16年	市街化区域	94	86	4	1	4
	市街化調整区域	3	2	0	1	0		市街化調整区域	11	10	0	0	0
	小計	111	102	8	1	0		小計	105	96	4	1	4
平成17年	市街化区域	194	172	17	3	2	平成17年	市街化区域	66	55	9	2	0
	市街化調整区域	9	7	0	0	2		市街化調整区域	21	19	1	0	1
	小計	203	179	17	3	4		小計	87	74	10	2	1
平成18年	市街化区域	181	168	11	0	2	平成18年	市街化区域	89	85	3	1	0
	市街化調整区域	11	7	2	2	0		市街化調整区域	1	0	0	0	1
	小計	192	175	13	2	2		小計	90	85	3	1	1
合計	市街化区域	799	722	62	7	8	合計	市街化区域	462	415	28	8	11
	市街化調整区域	35	26	4	3	2		市街化調整区域	58	51	2	0	2
	5年間合計	834	748	66	10	10		5年間合計	520	466	31	8	13

双葉地区						
年次		新築件数(件)				その他
		合計	住宅	商業	工業	
平成14年	用途地域内	92	76	11	0	5
	用途地域外	54	43	1	2	8
	小計	146	119	12	2	13
平成15年	用途地域内	67	60	2	0	5
	用途地域外	53	43	2	1	7
	小計	120	103	4	1	12
平成16年	用途地域内	36	32	3	0	1
	用途地域外	52	49	1	1	1
	小計	88	81	4	1	2
平成17年	用途地域内	34	27	6	0	1
	用途地域外	49	46	0	2	1
	小計	83	73	6	2	2
平成18年	用途地域内	29	26	3	0	0
	用途地域外	42	40	0	0	2
	小計	71	66	3	0	2
合計	用途地域内	258	221	25	0	12
	用途地域外	250	221	4	0	19
	小計	508	442	29	0	31

(3) 土地利用規制

- ◇市全域の都市計画区域内では農業振興地域が 1,281.9ha 所在し、そのうち 548.4ha が農用地区域となっています。
- ◇農用地区域の多くが双葉地区に位置しています。
- ◇その他の土地利用規制としては、森林法に基づく地域森林計画対象民有地及び急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地が所在しています。

【竜王地区】

- ・農業振興地域が都市計画区域外縁部の北部、中部、南部の3箇所においてみられ、そのうち北部については、農用地区域の割合が低くなっています。

【敷島地区】

- ・農業振興地域が北東部においてみられますが、その多くが農用地区域となっています。

【双葉地区】

- ・農業振興地域のうち平坦部の多くは農用地区域に指定されています。

区分	面積(ha)
農業振興地域	1,281.9
農用地区域	548.4
自然公園法に基づく区域	-
特別区域	-
普通区域	-
森林法に基づく区域	461.0
地域森林計画対象民有林	461.0
保安林	-
自然環境保全地域	-
その他	44.9
急傾斜地崩壊危険区域	4.7
地すべり防止区域	-
宅地造成工事規制区域	-
砂防指定地	40.2
工場適地	-

表 1-4-1 土地利用規制

資料：平成 19 年度 都市計画基礎調査

1-5. 主要な施設の配置・整備状況

(1) 道路交通施設

- ◇一般国道20号、一般国道52号を中心とした道路網が形成されており、結びつきの強い甲府市や韮崎市を連絡する東西方向に特化しています。
- ◇広域幹線道路である中央自動車道は、市域南側に隣接する甲府昭和インターチェンジ、市域西部に隣接する韮崎インターチェンジが設置されています。また、市内の双葉サービスエリアにはスマートインターチェンジが設置されていますが、東京方面の利用のみとなっています。
- ◇都市計画区域北部には新山梨環状道路(北部区間)の整備が位置付けられており、中部横断自動車道とともに甲府都市圏内の都市間連携強化が目指されています。
- ◇南北方向を貫く幹線道路は1路線のみであり、脆弱な状況となっています。
- ◇主要地方道及び一般県道の整備率は、県平均を上回っています。
- ◇都市計画道路*の整備状況は、県平均と同程度ですが、部分的な整備に留まっており、ネットワークの形成には至っていません。
- ◇用途地域*内の都市計画道路*密度は、計画値で1.98km/km²、現況値で0.93km/km²と県平均の約67%より低くなっています。
- ◇鉄道は東西にJR中央本線が通り、竜王駅と塩崎駅が配置され、竜王駅は新駅舎と南北自由通路が完成し、現在、駅前広場などの周辺整備が進められています。

東西方向の幹線道路は、中央自動車道、一般国道20号、一般国道52号のほか、主要地方道3路線（甲府南アルプス線、甲府韮崎線、甲斐芦安線）が配置されています。

一方、南北方向の幹線道路は、主要地方道敷島田富線の1路線のみとなっています。

広域幹線道路は、中央自動車道と中部横断自動車道が通っており、市域に隣接して中央自動車道甲府昭和インターチェンジ、韮崎インターチェンジが設置されているほか、市内の双葉サービスエリアにはスマートインターチェンジが設置され、東京方面の利用が可能となっています。

また、都市計画区域北側には、甲府都市圏内の都市間連携強化を目指した新山梨環状道路(北部区間)が計画されています。

県道の整備率や都市計画道路*の整備率は、概ね県の平均値程度となっていますが、用途地域*内の都市計画道路*密度を見ると、現況値で0.93km/km²、計画値で1.98km/km²と県平均の2/3程度となっています。

現在の整備状況を見ると、断片的な整備が見られ、市域を連絡するネットワークが形成されていません。

鉄道は、東西方向にJR中央本線が通り、市内には竜王駅と塩崎駅の2駅が配置されています。

また、竜王駅は、第1期として平成20年3月には新駅舎と南北自由通路の供用開始を行い、現在は、南北の駅前広場などの周辺整備が進められています。

表 1-5-1 甲斐市における道路施設状況

路線名	歩道設置延長 (km)	うち道路 緑化延長 (km)	DID (km)	その他市 街地部 (km)	都市区域 内延長 (km)	市街化区 域*内延長 (km)	都計決定 延長 (km)
中央自動車道	0.0	0.0	1.4	2.9	4.3	4.3	0.0
一般国道20号	11.8	7.6	4.7	1.0	11.8	6.7	7.7
一般国道 52 号	3.0	0.0	3.1	0.0	31.0	3.1	2.3
主要地方道甲府南アルプス線(5号)	5.4	3.4	9.4	2.2	13.7	12.0	3.3
主要地方道甲府韮崎線(6号)	8.5	2.4	3.2	2.4	9.7	2.0	6.8
主要地方道甲斐芦安線(20号)	2.9	1.2	1.0	1.6	4.6	1.0	0.0
主要地方道甲斐中央線(25号)	6.4	0.5	3.5	3.3	8.5	7.8	1.8
県道敷島竜王線(101号)	0.7	0.7	0.6	0.9	3.0	1.8	1.8
県道中下条甲府線(106号)	1.8	0.5	3.3	0.0	3.3	3.3	1.8
県道臼井阿原竜王線(116号)	2.9	0.0	0.0	0.0	5.5	2.0	0.0
県道南アルプス甲斐線(118号)	3.2	2.8	0.0	0.0	1.3	0.0	0.0
県道島上条宮久保絵見線(616号)	0.1	0.0	0.1	1.5	1.0	0.0	0.0

資料：平成 17 年度道路交通センサス

表 1-5-2 主要地方道及び一般県道の道路整備状況

道路種別	地区名	実延長 (km)	改良・未改良別実延長内訳	
			改良済延長 (km)	改良済率 (%)
主要地方道	甲斐市	31.4	30.3	96.4%
	山梨県	645.2	549.3	85.1%
一般県道	甲斐市	21.3	18.6	87.5%
	山梨県	844.7	575.5	68.1%
合計	甲斐市	52.6	48.9	92.8%
	山梨県	1,489.9	1,124.8	75.5%

資料：平成 18 年度 道路現況表 山梨県土木部道路管理課
山梨県庁ホームページ

表 1-5-3 都市計画道路*の道路整備状況

市町村名	路線数	整備状況			整備率	用途地域内延長		計画 密度	現況 密度
		計画延長	改良済み	概成済み		計画	改良		
甲斐市	16	26,440	13,631	400	51.6%	22,770	11,201	1.98	0.93
甲府市	39	116,240	64,281	4250	55.3%	100,540	49,451	3.27	1.61
山梨県	271	459,865	233,617	27887	50.8%	321,465	149,807	2.94	1.37

※計画密度、現況密度＝用途地域*内延長／用途地域*面積

資料：山梨県の都市計画<資料編> 土木部都市計画課(平成 19 年 3 月)

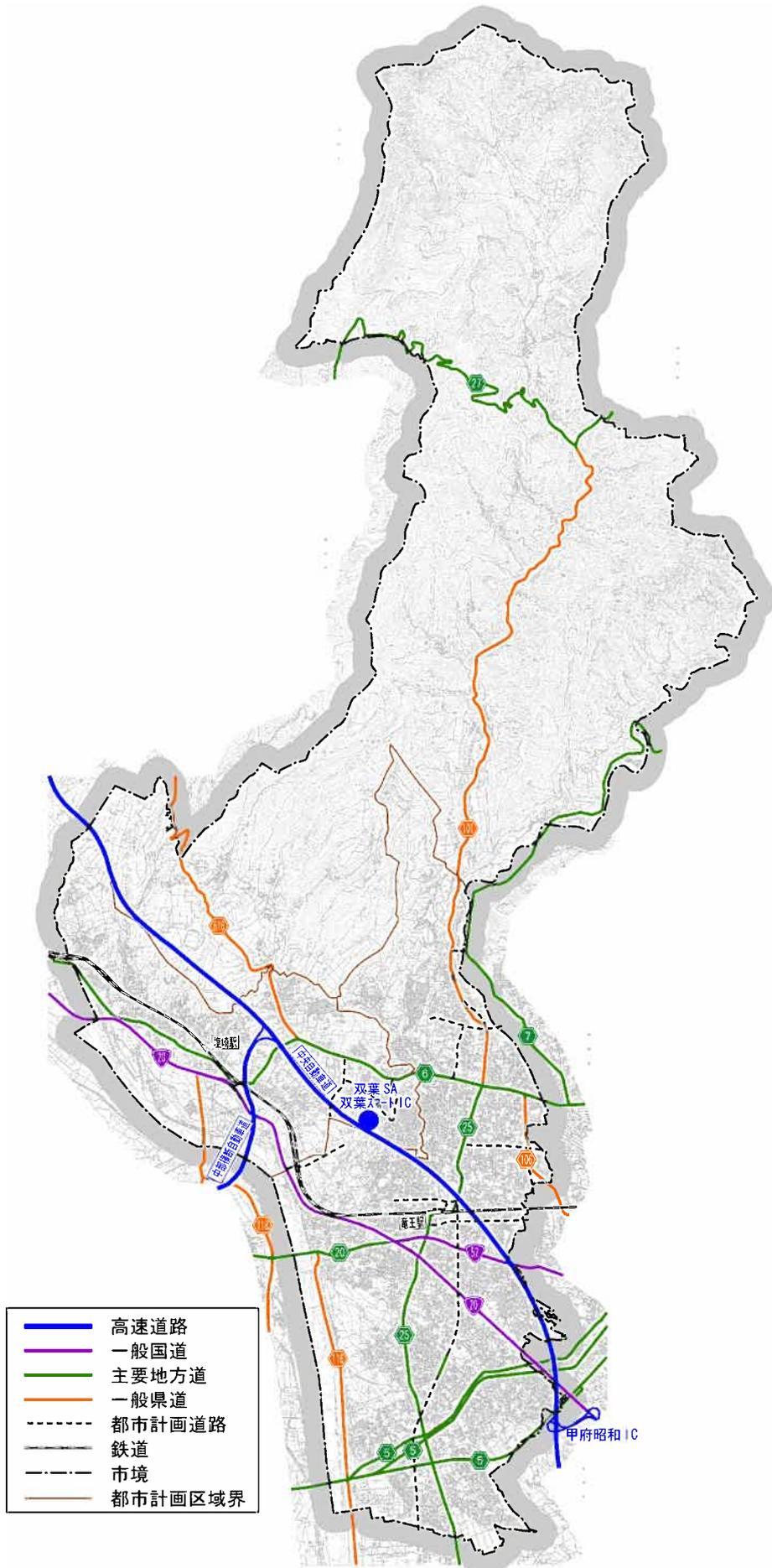


図 1-5-1 交通網図

(2) 都市公園等

◇市内の主要な公園として都市公園が13箇所、市立公園が5箇所、その他の公園が1箇所配置されています。

◇供用されている公園面積は54.85haであり、人口1人あたり約7.4㎡程度となっています。

都市公園は、街区公園*4箇所、近隣公園*5箇所、地区公園*1箇所、総合公園*2箇所、運動公園*1箇所が指定されています。

都市公園以外の公園・緑地として、市立公園が5箇所、その他公園が1箇所配置されています。

主要な公園の供用面積は54.85haであり、人口1人あたり（平成17年：74,062人）約7.4㎡と国の「都市計画中央審議会」が平成7年7月に答申した、21世紀初頭におけるわが国の都市公園の目標とすべき整備水準である、20㎡と比べ低くなっています。

表1-5-4 主要な公園緑地の概況

種別	公園の名称	場所	供用面積 (ha)	供用開始	
都市公園	街区公園*	名取公園	竜王地区	0.25	昭和57年9月1日
		篠原街区1号公園	竜王地区	0.25	平成12年4月1日
		篠原街区2号公園	竜王地区	0.25	平成12年4月1日
		篠原街区3号公園	竜王地区	0.17	平成12年4月1日
	近隣公園*	竜王中部公園	竜王地区	0.57	昭和50年4月1日
		竜王北部公園	竜王地区	0.94	昭和53年4月1日
		信玄堤公園	竜王地区	1.31	昭和56年4月1日
		竜王南部公園	竜王地区	1.50	昭和60年3月31日
		中下条公園	敷島地区	1.43	昭和57年3月30日
	地区公園*	玉幡公園	竜王地区	3.11	平成18年4月29日
	総合公園*	赤坂台総合公園	竜王地区	7.31	平成12年4月1日
		敷島総合公園	敷島地区	10.25	昭和60年3月25日
運動公園*	西八幡公園 (釜無川スポーツ公園内)	竜王地区	(3.52)	平成5年4月1日	
	釜無川スポーツ公園	竜王地区	18.00	昭和46年3月4日	
市立公園	カルチャーパーク	敷島地区	0.60	平成9年3月28日	
	境公園	敷島地区	0.10	平成9年8月19日	
	響が丘中央公園	双葉地区	0.56	平成11年4月1日	
	双葉水辺公園	双葉地区	4.25	平成16年7月18日	
	烏ヶ池芝生公園	双葉地区	0.74	平成15年4月1日	
その他	荒川河川公園	敷島地区	3.26	平成11年4月1日 (山梨県と管理協定)	
合計	20公園	—	54.85	—	

資料：緑化推進課、玉幡公園管理課

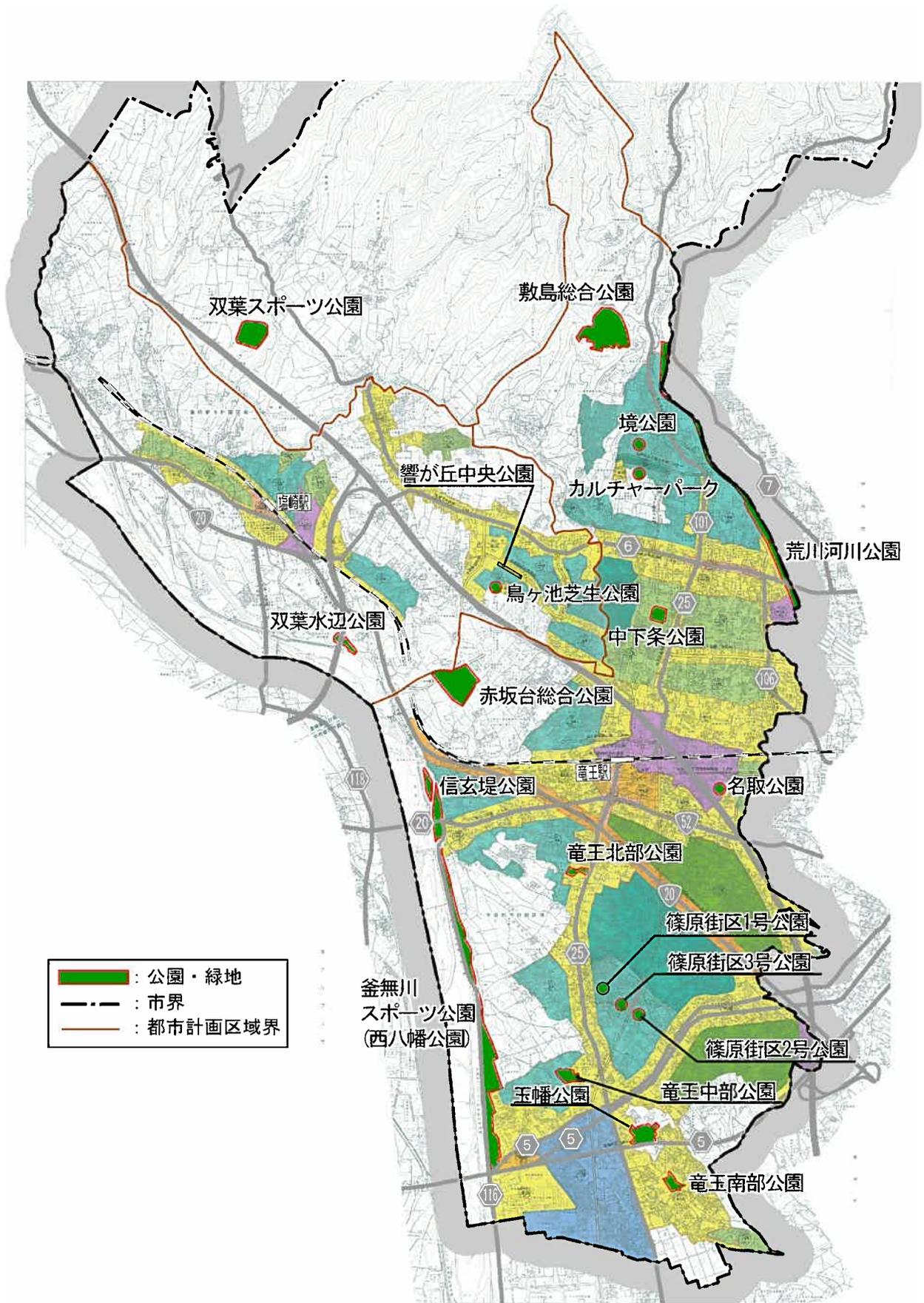


図1-5-5 公園・緑地等配置状況図

(3) 下水道

◇甲斐市全域で下水道の整備率は、約56.7%となっています。

市域では公共下水道の計画処理区域面積は1,776ha、供用区域面積は1,007haとなっており、整備率は56.7%となっています。

竜王地区では中・南部地域の整備が進んでいますが、整備率は処理区域ベースで58.1%となっています。

敷島地区では、南部地域の整備が進んでいますが、整備率は処理区域ベースで56.4%となっています。

双葉地区では、西部地域の整備が進んでいますが、整備率は処理区域ベースで54.3%となっています。

また、市域の下水道普及率は、約63.1%となっています。

表1-5-5 公共下水道整備状況

	計画		供用		整備率	
	処理区域 (ha)	下水管渠 (m)	処理区域 (ha)	下水管渠 (m)	処理区域 (ha)	下水管渠 (m)
竜王地区	911	209,530	529	120,607	58.1%	57.6%
敷島地区	392	90,160	221	50,386	56.4%	55.9%
双葉地区	473	109,020	257	58,595	54.3%	53.7%
合計	1,776	408,710	1,007	229,588	56.7%	56.2%

資料：下水道課

(4) 文教厚生施設

◇都市計画区域内を網羅するように、文教厚生施設が所在しています。

本市の教育・保育施設、公民館、警察機関、病院は、都市計画区域内を網羅するように所在しており、一定の市民サービスが提供されています。

一方、北部の都市計画区域外の山間部については、公民館を除き文教厚生施設の所在がありません。

表 1-5-6 文教厚生施設一覧

区分	名称	区分	名称
小学校	竜王小学校	公民館	竜王北部公民館
	玉幡小学校		竜王中部公民館
	竜王南小学校		竜王南部公民館
	竜王北小学校		敷島総合文化会館(敷島公民館)
	竜王西小学校		清川地域ふれあい館
	竜王東小学校		睦沢地域ふれあい館
	敷島小学校		吉沢地域ふれあい館
	敷島北小学校		双葉ふれあい文化館
	敷島南小学校		双葉公民館
	双葉東小学校		
	双葉西小学校		
	中学校		竜王中学校
玉幡中学校		敷島北警察官駐在所	
竜王北中学校		敷島南警察官駐在所	
敷島中学校		塩崎警察官駐在所	
双葉中学校		登美警察官駐在所	
高等学校	山梨県立農林高等学校	病院	葦崎警察署分庁舎
	日本航空高等学校		赤坂台病院
幼稚園	しきしま幼稚園		三枝病院
	双葉甲府幼稚園		竜王リハビリテーション病院
	かおり幼稚園		りほく病院
	青葉幼稚園		
	竜王幼稚園		
富士幼稚園			
保育園	敷島保育園		
	双葉西保育園		
	松島保育園		
	竜王北保育園		
	竜王中央保育園		
	竜王南保育園		
	玉幡保育園		
	登美保育園		
	光保育園		
	竜王東保育園		
	竜王西保育園		
	竜王大生園		
	玉川保育園		
	万才保育園		
	ふたば保育園		
	吉沢立成保育園		

資料：生涯学習文化課
教育総務課

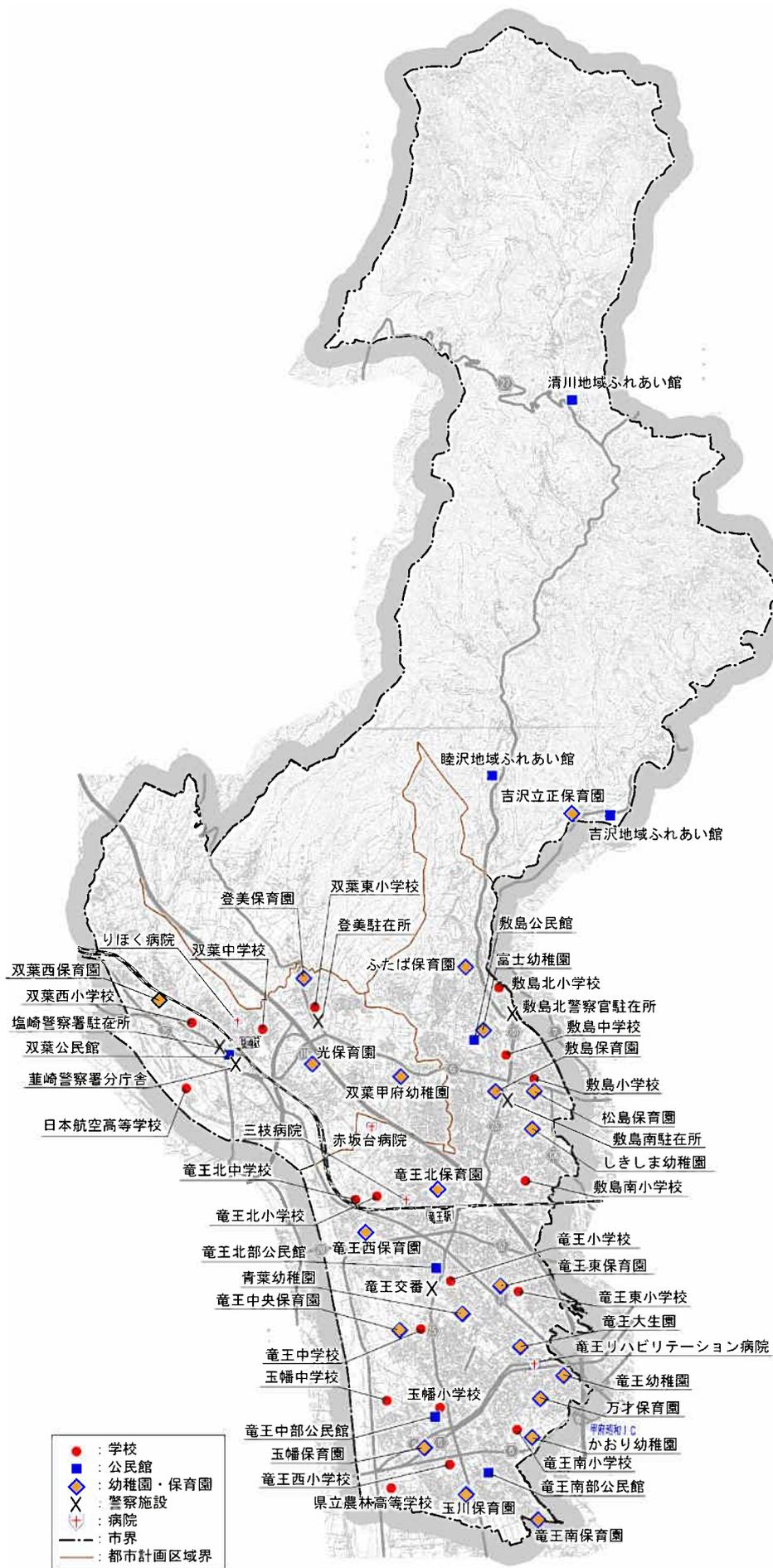


図 1-5-9 文教厚生施設位置図

(5) 防災関連施設

◇市内の指定避難場所は、各地区の中学校や小学校など全部で22箇所が指定されています。

本市の指定避難場所は、各地区の小中学校や公民館施設など、竜王地区＝10箇所、敷島地区＝8箇所、双葉地区＝4箇所の計22箇所が設定されています。

また、地区ごとに一時的に集合し、指定避難場所への中継地点として、集合した人々の安全が確保できる空地・小公園・広場等の「集合地」があります。

表1-5-7 指定避難場所一覧

地区名		避難場所名	住所
竜王地区	1	竜王北中学校	甲斐市竜王420
	2	竜王北小学校	甲斐市竜王555
	3	竜王小学校	甲斐市篠原2800
	4	竜王東小学校	甲斐市富竹新田933-1
	5	竜王中学校	甲斐市篠原2030
	6	玉幡小学校	甲斐市西八幡2560
	7	玉幡中学校	甲斐市西八幡3190
	8	竜王西小学校	甲斐市玉川75
	9	竜王南小学校	甲斐市篠原1180
	10	竜王南部公民館	甲斐市西八幡1976-1
敷島地区	11	敷島北小学校	甲斐市境57
	12	敷島中学校	甲斐市島上条1263
	13	敷島小学校	甲斐市島上条212
	14	中下条公園	甲斐市中下条1021
	15	敷島南小学校	甲斐市大下条175
	16	睦沢地域ふれあい館	甲斐市亀沢3687
	17	清川地域ふれあい館	甲斐市上福沢124
	18	吉沢地域ふれあい館	甲斐市吉沢245
双葉地区	19	双葉東小学校	甲斐市大袋2780
	20	双葉中学校	甲斐市岩森1337
	21	双葉西小学校	甲斐市志田146
	22	双葉体育館	甲斐市宇津谷2220

資料：「市民防災マニュアル(家庭保存版)」 甲斐市 2006年8月

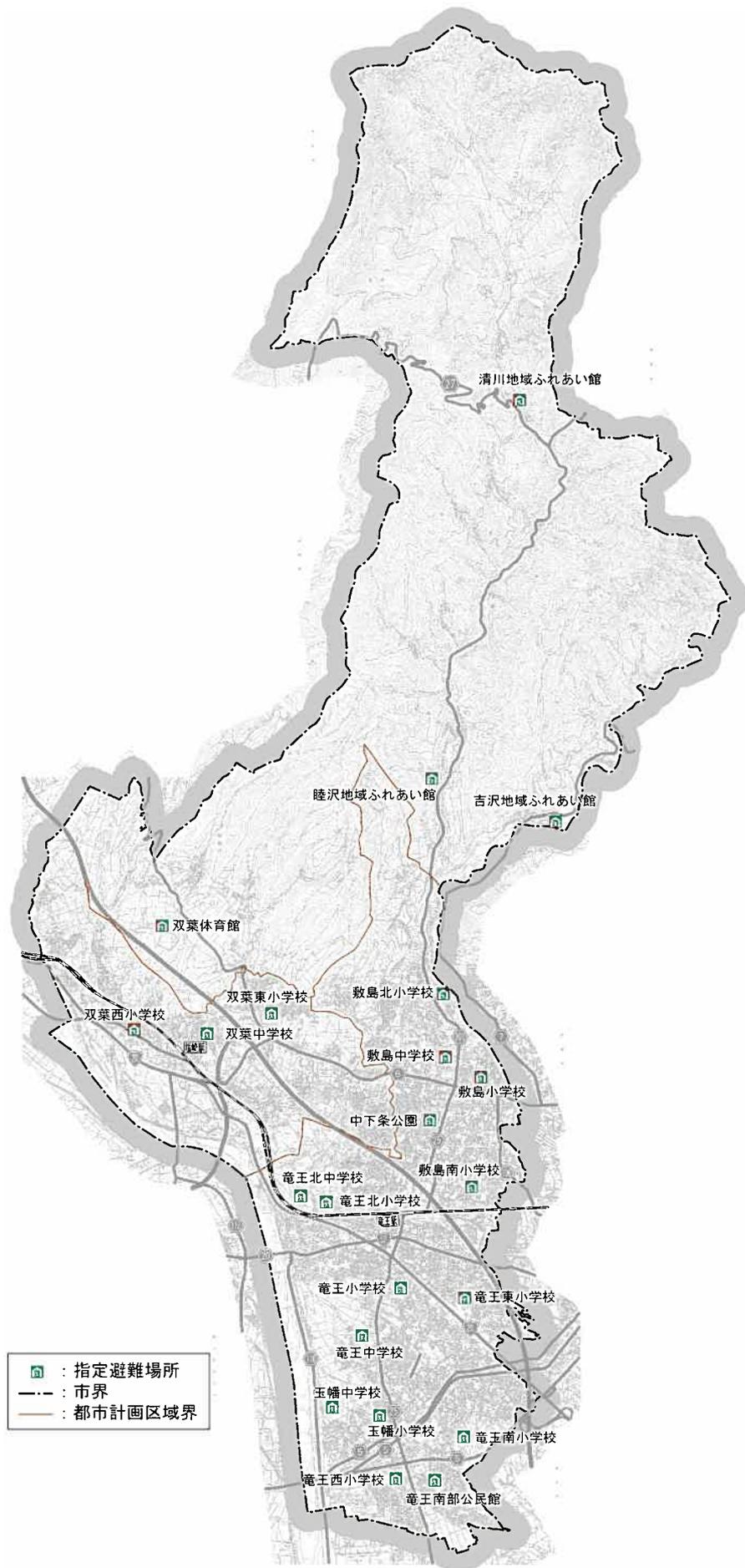


図 1-5-10 避難場所位置図

1-6. 都市資産の状況

(1) 自然環境及び歴史・文化遺産

- ◇貴重な自然環境や文化遺産等が山間部に散在しています。
 ◇貴重な歴史・文化遺産が市内全域に点在しています。

市内北部の山間部には、国指定特別名勝の「御岳昇仙峡」、国指定重要文化財の「白輿」などを中心に名勝・天然記念物等に指定されている資産が散在しています。

彫刻や建築物、史跡といった歴史遺産のほか、神楽や祭典といった人々の生活に根ざした文化財が市内に点在しています。

表 1-6-1 天然記念物・特別名勝・名勝

区分	No.	名称	区分	No.	名称
天然記念物	県指定	1 竜地の楊子梅	天然記念物	市指定	11 普善院のカヤ
		2 上管口のネズ			12 羅漢寺跡のカキ
		3 法久寺のコツブガヤ			13 寶珠寺のヒイラギ
		4 ホツチ峠の饅頭石			14 如意寺のナシ
		5 亀沢の船石			15 竜王水
	市指定	6 寺平のオニグルミ		16 西八幡のカエデ	
		7 上八幡のヒイラギ		17 御岳昇仙峡	
		8 法久寺のカシワ		18 獅子岩及び獅子滝	
		9 妙善寺の榎		19 慈照寺庭園	
		10 竜蔵院の無患子		20 妙善寺庭園	
		特別名勝	国指定		
		名勝	市指定		

表 1-6-2 歴史文化遺産

区分	No.	名称	区分	No.	名称				
彫刻	県指定	1 木造五百羅漢像	建造物	国指定	1 光照寺薬師堂 附 厨子				
		2 木造阿弥陀如来坐像			2 慈照寺山門				
		市指定		3 石造子安地藏菩薩立像	県指定	3 船形神社の石鳥居			
				4 木造摩利支天像・愛染明王像		4 慈照寺法堂			
				5 木造十一面観音坐像		5 天沢寺六地藏幢			
				6 竜蔵院子安地藏		6 旧金桜神社石鳥居 附旧材一括			
	7 武田不動尊			市指定		7 峰観音堂			
	8 木造阿弥陀如来坐像					8 松尾神社本殿			
	9 木造地藏菩薩半跏像					9 慈徳院五輪塔			
	10 木造釈迦三尊像	10 正授院石幢							
	11 木造釈迦如来坐像及び五百羅漢像 附五百羅漢観化帳、山門建立観化帳	11 三社神社石鳥居							
	12 七観音石幢	12 袴腰天神本殿 附 棟礼2枚							
	13 石造六地藏尊	13 神明神社本殿 附 棟礼2枚							
有形民俗文化財	県指定	1 上管口の郷倉		美術工芸品		国指定	1 常説寺 白輿		
		2 下管口の郷倉					市指定	2 梵鐘	
	市指定	3 赤坂供養塔	3 妙善寺本堂厨子						
		4 上福沢の道祖神場	4 天狗沢瓦窯跡出土品						
		5 常照院庚申塔	5 銅像仏形坐像						
		6 くり抜き石椀井戸	6 塔之越経塚出土経筒・銭貨等						
無形民俗文化財	市指定	7 大久保の神楽	考古資料	県指定	7 往生院板碑				
		8 下福沢の道祖神祭			市指定	8 絹本着色仏涅槃図			
		9 竜王新町の庚申待 附 絹本着色青金剛画像1幅				9 紙本着色武田信玄画像			
		10 金剛地金山神社祭典				市指定	10 慈照寺文書		
		11 伊豆ノ宮大権現湯立祭			11 保坂家文書				
		12 山県大弐自筆著書並墨書			12 旧巨摩郡北山筋山中一二箇村 共有文書 附 箱・袱紗				
史跡	県指定	1 天狗沢瓦窯跡	古文書	市指定	14 天沢寺文書				
		2 中秣塚古墳			15 中島家旧蔵文書				
		3 安部加賀守の墓			16 飯田河原合戦供養板碑				
	市指定	4 勝山の古戦場			歴史資料	市指定	17 旧竜王河原宿石橋		
		5 滝坂の往生塚					18 亀沢地藏板碑		
		6 大塚古墳					19 信玄堤絵画		
		7 両墓制跡					20 長光寺月待供養板碑		
		8 一橋陣屋跡					21 諏訪神社棟札		
		9 用水隧道開削碑					22 三社明神旗		
		10 山県大弐の墓					民俗資料	市指定	23 諏訪神社石椀
		11 狐塚2号墳							
		12 野村宗貞の墓							
		13 回看塚							
		14 狐塚1号墳							
		15 古社水神宮							
		16 黄梅院跡							
		17 諏訪大神社境内の登り窯跡							
		18 有泉権斎翁墓及び句碑三墓							

資料：生涯学習文化課

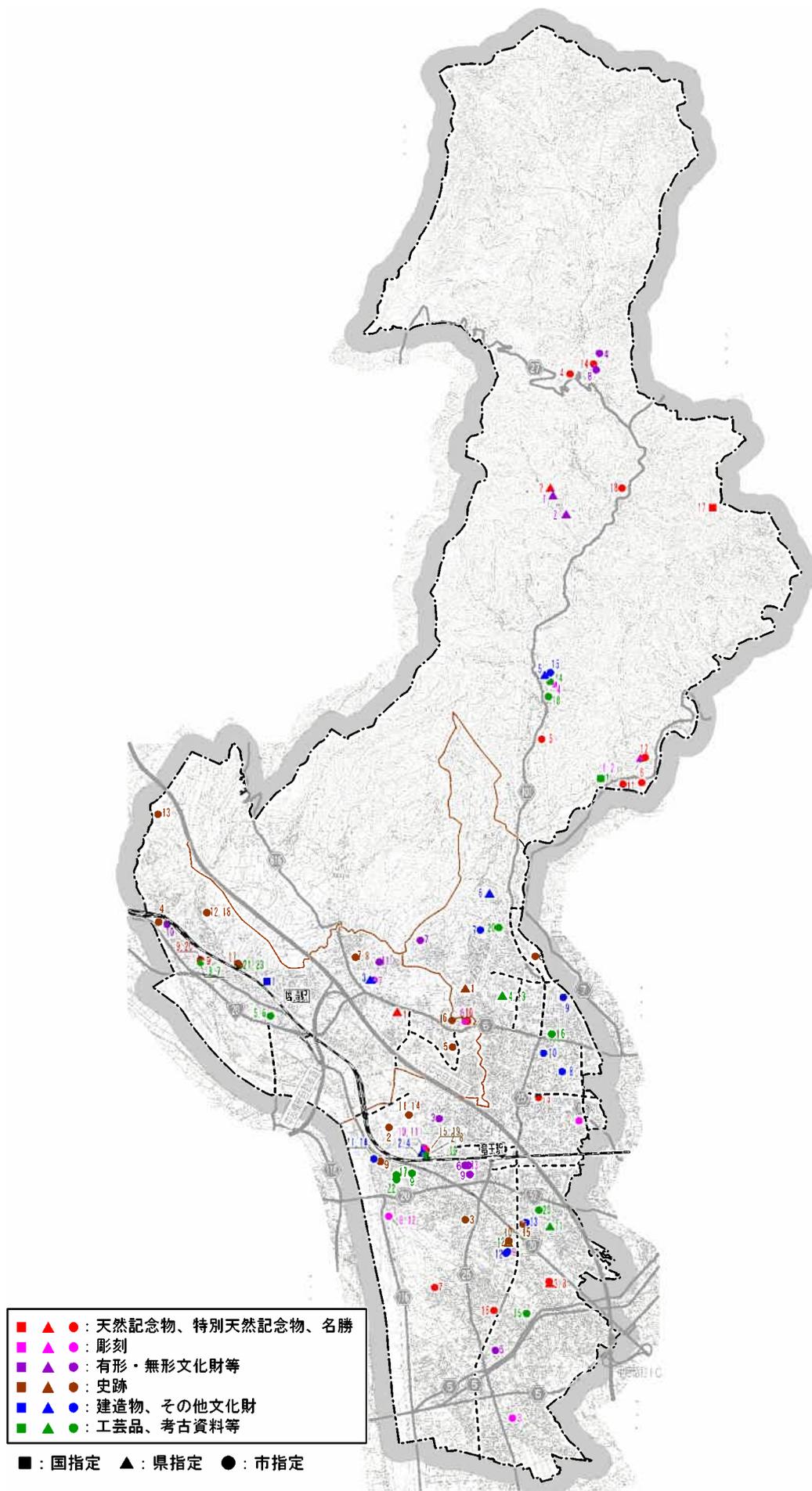


図 1-6-1 都市資産位置図

(3) 主要な観光資産

◇自然環境や公園、史跡、温浴施設、特産品など様々な観光資源が市内全域に散在し、市街地には、史跡・文化、北部山間部には自然環境を活かした観光資源が多く位置しており、中間部には地域の特産品や農産物を活かした観光資源が位置しています。

市街地においては、「信玄堤」「山縣神社」など史跡・文化財や各種温浴施設や「歴史民俗資料館」といった観光資源が点在しています。

また、北部山間部には、「御岳昇仙峡」などの自然環境を活用した観光資源が多く立地しています。

これらを結ぶ中間部では、ワイナリー施設や地元農産物の直売所をはじめとした農産物系の観光資源が立地しています。



御岳昇仙峡

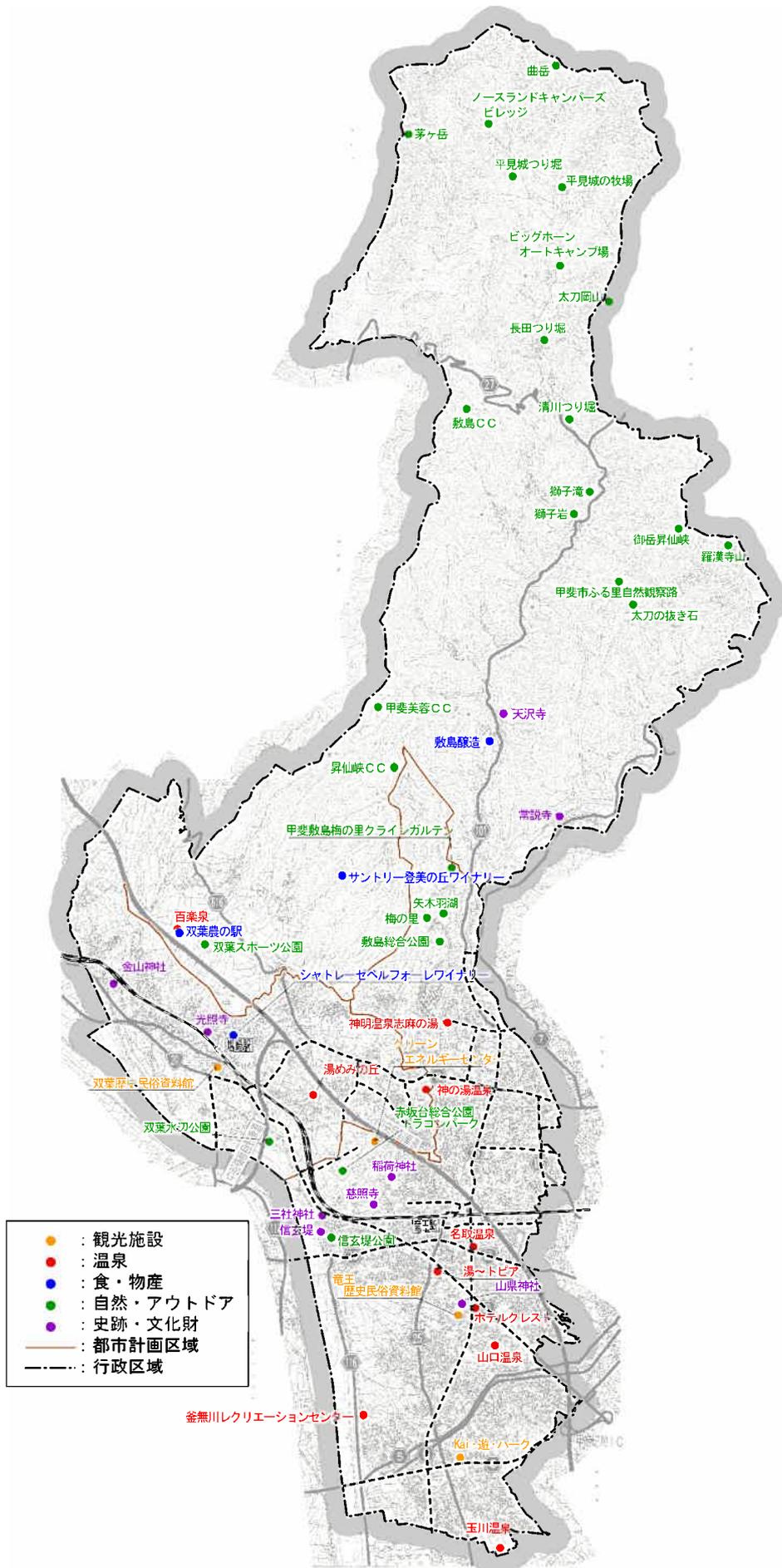


図1-6-2 主な観光資産位置図

1-7. 都市現況の整理

これまでに把握した都市の現況を整理すると以下のとおりとなります。

【都市の概況】

- ◆豊かな自然環境に隣接した市街地
- ◆県都に隣接
- ◆気温の高低差が大きい、日照面で優れる
- ◆3町の合併により甲斐市誕生
- ◆市域は2つの都市計画区域に跨る

【人口・世帯の状況】

- ◆人口は増加傾向にあるが、社会動態がマイナスに転じ、自然動態も微減
- ◆核家族化は進行
- ◆少子高齢化は着実に進行
- ◆竜王地区、敷島地区の市街化区域¹で都市化が進行
- ◆双葉地区では都市計画区域外の人口も増加
- ◆自市就業・通学率は37.4%と流出傾向
- ◆甲府市への就業・通学の流出が最も多いが、他の近隣各都市への流出・流入も増加
- ◆自市購買率は30~40%と低く、減少傾向
- ◆甲府市への購買力集中が昭和町や中央市に分散

【産業の動向】

- ◆農業の衰退が顕著
- ◆工業は減少傾向
- ◆商業はほぼ横ばい

【土地利用・市街化の動向】

- ◆市街地は主に住宅と農地が混在
- ◆竜王地区、敷島地区では商業系、工業系土地利用は幹線道路沿線に立地
- ◆双葉地区では商業施設が用途地域²内に点在
- ◆双葉地区では用途地域²外や北部の山際などでも市街化が進展
- ◆農用地区域の多くが双葉地区に所在
- ◆敷島地区、双葉地区では急傾斜地崩壊危険区域や砂防指定地が所在

【主要な施設の配置・整備状況】

- ◆南北幹線道路が脆弱
- ◆甲府昭和インターチェンジや韮崎インターチェンジが市域に隣接しているほか、双葉サービスエリアにスマートインターチェンジが設置（東京方面のみ）
- ◆県道・主要地方道の整備率は県平均を上回る
- ◆都市計画道路³の整備率は県平均程度であるが、部分的供用でネットワークが未形成
- ◆用途地域²内の都市計画道路³密度は、県平均の67%と低い
- ◆市域に竜王駅と塩崎駅が所在し、竜王駅では周辺整備が進められている
- ◆人口1人あたり公園面積は7.4㎡程度と少ない
- ◆下水道整備率は約57%となっている
- ◆市域を網羅する形で文教施設が所在し、小中学校、公民館等は指定避難場所として指定

【都市資産の状況】

- ◆北部都市計画区域外には、貴重な自然環境や自然系資産が点在
- ◆市街地内に史跡・文化系資産や観光・レクリエーション資源が点在

2. 上位計画

2-1. 上位計画の概要

■第1次 甲斐市総合計画（平成18年3月）

【市の将来像】

『緑と活力あふれる生活快適都市』

【まちづくりの方針及び施策】

①都市機能の充実したまちづくり

- 美しく風格のある街並みに彩られたまちづくり
「良好な景観の保全・形成」「街並み景観の整備」
- 拠点を中心に高度な都市機能が備わるまちづくり
「拠点となる地域の整備」「幹線道路の整備促進」「市街地整備の推進」
- 自動車への過度の依存がなく過ごせるまちづくり
「公共交通機関の整備」「公共交通機関の利用促進」
- だれもが利用しやすい「やさしい道」があるまちづくり
「生活道路^{*}の整備・改良」「歩道の整備」

②心豊かで文化のかおるまちづくり

- 学習やスポーツを通じ生きがいがあるまちづくり
「生涯学習の推進」「生涯スポーツの推進」
- 豊かな人格と確かな学力を育むまちづくり
「幼児教育の充実」「学校教育の充実」「青少年の健全育成」
- 歴史や個性を活かし地域文化を創造するまちづくり
「芸術文化の振興」「文化遺産の保護・活用」
- 世界の人々と喜びを分け合えるまちづくり
「国際交流の推進」「在住外国人も社会支援の推進」

③健やかで心ふれあうまちづくり

- みんなで支え合い福祉の心を築くまちづくり
「地域福祉の推進」「障害者福祉の推進」「生活保障・自立支援の推進」
- いつまでも自分らしく生きられるまちづくり
「高齢者福祉の推進」「介護保険制度の充実」
- 安心して子育てができるまちづくり
「次世代育成支援対策の充実」「児童福祉の推進」
- 健康的に暮らしていけるまちづくり
「自らの健康づくりの推進」「医療体制の充実」「国民健康保険制度等の充実」

④活気にあふれるまちづくり

- 時代に即した産業が地域経済をリードするまちづくり
 - 「観光産業の振興」「サービス産業の振興」「商店街の活性化」「創業・起業支援対策」
 - 「既存産業の経営革新等の支援」
- 産業界・産学官の連携が活発に行われるまちづくり
 - 「産業界連携の推進」「産学官連携の推進」
- 多様な担い手による活力ある農林業が展開されるまちづくり
 - 「農業施設の整備」「農業の担い手の育成」「農地の流動化の促進」「農林業の基盤の促進」「都市農村交流の推進」
- 知縁ネットワークを活かし魅力ある企業を導入するまちづくり
 - 「商業機能の立地促進」「工業機能の立地促進」

⑤安全で快適に暮らせるまちづくり

- まさか(大規模災害や事件・事故など)の不安が少ないまちづくり
 - 「防災・減災対策の推進」「防犯体制の整備」「交通安全の推進」「治山・治水対策の推進」「雨水処理対策の推進」
- 潤いのある水と緑に囲まれたまちづくり
 - 「緑化の推進」「公園整備の推進」
- 快適な生活環境があるまちづくり
 - 「上水道等の整備」「生活排水処理の充実」「ごみ・し尿処理施設の充実」「循環型社会の確立」「生活環境の保全」「優良宅地等の供給促進」「公営住宅の整備」「新たなエネルギーの普及」
- 豊かな自然環境と都市の利便さが共存するまちづくり
 - 「自然保護・自然環境の保全」「秩序のある都市計画の推進」「適正な土地利用の推進」

⑥住みよさをみんなで築くまちづくり

- 効率的に行政が運営されているまちづくり
 - 「行政改革の推進」「行政評価システムの導入」
- 親切・丁寧でわかりやすい行政サービスが提供されるまちづくり
 - 「行政庁舎における窓口対応の充実」「市民からの相談」「情報化の推進」「庁舎整備の推進」
- 市民の協働・共創が進むまちづくり
 - 「行政活動への住民参画の促進」「広聴広報・情報公開の充実」「自治組織の活性化」
 - 「地域コミュニティの活性化」

⑦その他(全基本施策共通)

- 新たな郷土愛を育み一体感が実感できるまちづくり
 - 「地域ブランドの確立」「全市的ブランドの企画・開催」

2-2. 上位計画のまとめ

第1次甲斐市総合計画のまちづくりの基本方針に基づく施策を分類整理すると以下のとおりとなります。

第1次 甲斐市総合計画における施策の整理	
将来像：『緑と活力あふれる生活快適都市』	
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ■拠点となる地域の整備 ■市街地整備の推進 ■商店街の活性化 ■商業機能の立地促進 ■工業機能の立地促進 ■優良宅地等の供給促進 ■公営住宅の整備
道路・交通体系整備	<ul style="list-style-type: none"> ■幹線道路の整備促進 ■公共交通機関の整備 ■公共交通機関の利用促進 ■生活道路の整備・改良 ■歩道の整備 ■交通安全の推進
公園・緑地整備	<ul style="list-style-type: none"> ■緑化の推進 ■公園整備の推進
下水道・河川整備	<ul style="list-style-type: none"> ■治山・治水対策の推進 ■雨水処理対策の推進 ■上水道等の整備 ■生活排水処理の充実 ■ごみ・し尿処理施設の充実
都市防災関連施設等整備	<ul style="list-style-type: none"> ■防災・減災対策の推進 ■医療体制の充実
都市景観	<ul style="list-style-type: none"> ■良好な景観の保全・形成 ■街並み景観の整備
自然環境、歴史・文化資産の保全・利活用	<ul style="list-style-type: none"> ■文化遺産の保護・活用 ■自然保護・自然環境の保全 ■生活環境の保全

3. 住民意向調査

3-1. 各アンケート調査の概要

ここでは、第1次甲斐市総合計画策定時に実施したアンケート調査と都市計画マスタープランアンケート調査におけるまちづくりに対する住民意向調査の結果を示します。なお、各アンケート調査の概要は以下のとおりです。

(1) 都市計画マスタープランアンケート調査概要

- ・ 甲斐市全域を対象
- ・ 18歳以上の男女を対象に地区・年代別・男女別無作為抽出
- ・ 郵送配布、郵送回収
- ・ 配布数：5,000票(うち不達=25票)、回収数：1,574票(回収率31.6%)

[参考]：第1次甲斐市総合計画策定時アンケート調査概要

- ・ 甲斐市全域を対象
- ・ 20歳以上の男女を対象に行政区・年代別・男女別無作為抽出
- ・ 郵送配布、郵送回収
- ・ 配布数：5,000票、回収数：1,878票(回収率37.6%)

(2) アンケート調査票

■ (表面)

甲斐市のまちづくりに関するアンケート調査票

【回答方法】

- ・選択問題については該当する文字又は番号を丸で囲んで下さい。
- ・() や [] の箇所には文字や数値をご記入下さい。記載するスペースが不足する場合は余白や別紙に記載されても構いません。
- ・回答をご記入後、同封した封筒に入れ封筒してください。(切手は不要です)

1. あなたご自身についてお聞かせ下さい。

性別 男・女 (年齢) () 歳

現在住まわれている地区名をお聞かせ下さい。

- (田代町) ① 竜子 ② 藤原 ③ 万才 ④ 高竹新田 ⑤ 竜宮新町 ⑥ 赤取 ⑦ 西八幡 ⑧ 玉川
(田代島町) ⑨ 島上平 ⑩ 島中下平 ⑪ 牛町 ⑫ 大久保 ⑬ 天久保 ⑭ 大下平 ⑮ 長坂
⑯ 上巻口 ⑰ 柳子平 ⑱ 田原 ⑲ 打屋 ⑳ 龜火 ㉑ 吉沢 ㉒ 千田 ㉓ 上平沢
⑳ 下平沢 ㉔ 上坂沢 ㉕ 神戸 ㉖ 安寺 ㉗ 下道口
(旧双葉町) ㉘ 龍地 ㉙ 大谷 ㉚ 国子新田 ㉛ 高田 ㉜ 下今井 ㉝ 吉原 ㉞ 志田

2. 居住についてお聞かせ下さい。

性別 現在の居所にお住まいになつて何年ですか？

- ① 5年未満 ② 5～10年 ③ 10～20年 ④ 20～30年 ⑤ 30年以上

現在住まわれている場所(お住まい)は、お住まいの理由をお聞かせ下さい。

- ① 住みやすい ② どちらかという上に住みます。 ③ ④と⑤の理由が最も多い理由をお聞かせ下さい。
④ 少し住みにくい ⑤ 住みにくい

【③・④とお答えの理由】

現在住まわれている場所(お住まい)になつてきた理由をお聞かせ下さい。

- ① 別の場所に住んだ事がない ② 甲斐市の別の場所 () 市周辺の移転を記入して下さい
③ 県内の () 市町村 ④ 県外の () 都道府県
⑤ その他 ()

前職でなぜお答えの方にお答えしますか。転職の際に現在の居所を選んだ理由は何ですか？

あてはまる点の答を2点まで記入して下さい。

- ① 通勤・通学に便利だから ② 結婚した相手がお住まいから
③ 住むべき家賃が手頃だったから ④ 豊かな自然環境を魅力と感じたから
⑤ 古いスペースの確保が可能だから ⑥ 買物などの日常生活が便利だから
⑦ 生まれた所だったから ⑧ 安心・安全(災害・見舞面)だから
⑨ その他 ()

今後甲斐市に住み続けたいとお考えですか？お考えの理由をお聞かせ下さい。

- ① 住み続けたいと思う ② できれば住み続けたいと思う
③ できれば他市町村に移りたい ④ すぐにでも他市町村に移りたい

【③・④とお答えの理由】

3. これからのまちづくりについてお聞かせ下さい。

「住宅や店舗等が集まる地域」「工業等の生産施設が集まる地域」「農地や緑を確保する地域」などについてまちづくりを進めたいとお考えですか？あてはまる点の理由をお聞かせ下さい。

- ① 当然としたまちづくりを進めたい。地域を分けたほうがよい。
② 目途が立たない。地域を分けたほうがよい。
③ 今後は、大きな開発があまり考えられないから、特に地域を分けることはない。
④ 農地などの緑と住宅が混在している地域が良いので、地域を分けたい方がよい。
⑤ その他 ()

建物や看板について自由形などを誘導して、美しい街並みをつくらせたり、景観を守るなどの考えがありますか？あてはまる点の理由をお聞かせ下さい。

- ① 良い景観をつくらせたい。市販全体で何らかの制限を行った方がよい。
② 景観づくりの必要がある。ことに限って何らかの制限を行った方がよい。
③ 甲斐市にはそのような場所がないと思われるので、制限を行う必要はない。
④ 良い景観は人それぞれ違うので、建物や看板をつくる人に任せればよい。
⑤ その他 ()

4. まちづくりへの参加意識についてお聞かせ下さい。

市民参加のまちづくりが求められています。甲斐市におけるまちづくりへの市民参加の状況について、どの程度お考えですか？

「行政の取り組み状況」「市民の参加意識」について、それぞれお答え下さい。

【行政の取り組み状況】

- ① 盛んに市民参加に取り組んでいる
② 市民参加に取り組んでいる
③ あまり市民参加に取り組んでいない
④ 全く市民参加に取り組んでいない
⑤ わからない

【市民の意識】

- ① 参加意識は非常に高い
② 参加意識はやや高い
③ 参加意識がやや低い
④ 参加意識は低い
⑤ わからない

これからのまちづくりは、市民が行政の役割を担いながら進めていくべきだといった考えがありますか？どの程度お考えですか？

- ① 市民が先頭に立ち、行政はそのサポート役をしながらまちづくりを行うべきだ
② 市民と行政とが役割分担しながら協働でまちづくりを行うべきだ
③ 基本的に行政が責任をもってまちづくりを進めるべきだ
④ その他 ()

これからのまちづくりに関し、どの程度参加したいとお考えですか？

- ① まちづくりのあらゆる機会において積極的に参加したい
② 機会があることについては積極的に参加したい
③ 要請があれば参加してもよい
④ あまり参加したいとは思わない
⑤ 全く参加したいとは思わない
⑥ その他 ()

※まちづくりに関するご意見等がございましたら、裏面の右下の自由記入欄にご記入ください。

5. 地域の「緑」の環境についてお聞かせください。

問1 居住されている地域の緑の環境について、どの様にお考えですか？

- ① 満足
- ② どちらかといえば満足
- ③ 不満
- ④ どちらかといえば不満
- ⑤ 不満

問2 居住されている地域の緑の環境について、どのような点が良いとお考えですか？

- ① 山や川などの自然環境が豊かである
- ② 美しい田園風景が広がっている
- ③ 身近な緑が多い
- ④ 公園やスポーツ施設などがある
- ⑤ 景色が良い
- ⑥ その他

問3 居住されている地域の緑の環境について、問題と思われる点がありますか？

- ① 山林や農地の荒廃が広がっている
- ② 市周辺の魅力が劣る語が少ない
- ③ 身近に公園やスポーツ施設などがない
- ④ 緑の管理が十分ではない
- ⑤ 市民や企業の緑化活動が活発ではない
- ⑥ その他

問4 公園やスポーツ施設、観光・レクリエーション施設を、どの程度利用されていますか？

それぞれの施設について、ご回答ください。

施設名称	ほとんど利用していない	月に1～2回	月に1～2回	年に数回	利用しない
身近な公園	1	2	3	4	5
主要な公園やスポーツ施設	1	2	3	4	5
その他の観光施設など	1	2	3	4	5

6. 甲斐市の緑化推進事業についてお聞かせください。

問1 甲斐市では「カーテンシティ甲斐」を目指し、生涯・生涯等の設備補助や、新築・新築・誕生の緑化補助交付などの事業を行っています。これらの事業について、それぞれご回答ください。

事業名	知っている	知らなかった		その他 (具体的に記入ください)
		機があれば利用したい	利用(得意)する気はない	
生涯・生涯設備補助事業	1	2	3	
緑化補助交付事業	1	2	3	
生涯・生涯・カーテンシティ甲斐	1	2	3	

問2 甲斐市と緑のまちづくり推進協議会では、幹線道路沿いなどに花壇を設置し、地域のグリーン化において、花壇を水やりなどの管理を行っています。この事業について、ご回答ください。

- ① 美しいまちが実現できている
- ② 季節の花が咲いていてきれい
- ③ 草花よりも常緑樹などがよい
- ④ 地域の変成の場になっている
- ⑤ 気がつかない
- ⑥ その他

7. これからの「緑」についてお聞かせください。

問1 甲斐市の魅力を高めるために、これからの緑において、どのようなことに重点を置くべきとお考えですか？

- ① 適切な長命草や管理を行い、「山林」や「農地」を再生する
- ② 甲斐市の魅力となる「豊かな緑」を生み出す仕組みづくりをする
- ③ 市街地にある「豊かすぎる緑」を整理し、まちの魅力を高める
- ④ 公園やレクリエーション施設の充実を図る
- ⑤ 市民や企業の緑化活動を支援し、協働の体制を整える
- ⑥ その他

問2 緑化活動に際し、どの程度参加したいとお考えですか？

- ① 緑化活動のあらゆる機会において積極的に参加したい
- ② 興味があることについては積極的に参加したい
- ③ 要請があれば参加しても良い
- ④ あまり参加したいとは思わない
- ⑤ 全く参加したいとは思わない

問3 前問で「どの程度とお考えの方にお聞きします。どのような緑化活動に関心がありますか？

- ① 自分のお庭やベランダを緑化する
- ② 身近な公園や道路の緑化活動などに参加する
- ③ 緑の基金活動などに協力する
- ④ 自然環境保全活動に参加する
- ⑤ 緑の保全や緑化などに意見を述べる
- ⑥ その他

問4 甲斐市又は居住されている地域の中心で、おなじみが大変にしたい緑は何ですか？

具体的に記入ください。

その他、甲斐市のまちづくりや緑に関することについて、ご意見、ご要望がありましたら、自由にご記入ください。

3-2. アンケート調査のまとめ

2種類のアンケート結果を整理すると以下のとおりとなります。

【市民の特性】

- ◆転入して間もない住民が多い
- ◆双葉地区では竜王地区からの転入が多い
- ◆甲府市からの転入が多い

【市民からみた甲斐市の特徴】

- ◆日常の買い物や通勤などの利便性と多様な自然環境の両立が甲斐市の長所
- ◆若年層は利便性、高齢層は自然環境の魅力を重視
- ◆将来像としては、生活の質を高めることが求められている
(安心・安全、自然・環境、快適、やすらぎ)

【市民のニーズ・問題点】

- ◆「公共交通機関の利便性向上」「生活道路の充実」「防犯灯整備等の防犯体制充実」
- ◆「新交通システム整備」や「幹線道路整備」等の交通対策
- ◆若年層では、「新市の拠点となる地域整備」「公園整備・緑化推進」の関心が高い
- ◆高齢層では、「市内連絡道路整備」「都市3拠点整備」の関心が高い
- ◆高齢層では、「バス交通の充実による生活利便性向上」のニーズが高い
- ◆若年層では、「鉄道」のサービス向上へのニーズが高い
- ◆宅地化の進行による住環境悪化(日照問題、交通量増加、騒音等)を問題視

【市民のまちづくりに対する考え方】

- ◆開発の地域を区分するべきとの考えと必要性がないとの考えがほぼ二分
- ◆農地と住宅の混在した環境への支持も強い
- ◆景観形成に向けた行為の制限への関心が高い

【市民が考えるまちづくりへの市民参加】

- ◆行政・市民とも住民参加の取り組み、意識があまり高くないとの評価
- ◆「興味があれば」「要請があれば」参画したいとの意向が高い
- ◆「市民と行政が役割分担しながらまちづくりを行うべき」との認識が過半数を占める

4. 計画策定の経緯等

4-1. 甲斐市都市計画審議会への諮問・答申

(1) 諮問書

甲斐都第2-23号
平成21年2月17日

甲斐市都市計画審議会長 様

甲斐市長 保 坂 武

「甲斐市都市計画マスタープラン」(案) について (諮問)

甲斐市都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、本市の都市としてのあるべき姿を明らかにし、その実現のためのまちづくりの方向性や基本的な考え方を示すものであります。

本市の将来像である「緑と活力あふれる生活快適都市」の実現に向けたまちづくりの施策等について、ご意見をいただきたく、ご審議のうえ答申くださいますようお願い申し上げます。

(2) 答申書

平成21年3月19日

甲斐市長 保坂 武 様

甲斐市都市計画審議会
会 長 神田 睦 興

「甲斐市都市計画マスタープラン」(案) について (答申)

平成21年2月17日付け甲斐都第2-23号で本審議会に諮問のあった「甲斐市都市計画マスタープラン」(案) については、第1次甲斐市総合計画の将来像やまちづくりの方針に即し、将来の甲斐市のまちづくりを担う、市民、企業、行政が一体となった「住民主体のまちづくり」を進めるための計画となっています。

よって、審議した結果、本計画書の内容は妥当と認めます。

なお、計画の実施にあたっては、次の事項に十分留意されるよう要望します。

- 1 都市計画マスタープラン策定の目的や、都市づくりの目標などをわかりやすく市民に伝え、情報や認識の共有化を図るとともに、まちづくりの様々な過程において市民が積極的に参画可能となるような実践する機会の拡大に努めること。
- 2 今後の少子高齢社会や人口減少社会の中で、持続可能な都市の形成を目指すため、都市拠点、地域拠点、地域活動拠点のネットワークを強化し、役割を分担しながら相互に連携する集約型まちづくりの理念のもと、地域の特性に応じた市域一体となったまちづくりを進めること。
- 3 市の特徴である緑や水といった豊かな自然環境を活かしながら、ゆとりや安らぎを感じる都市の景観形成を図るとともに、様々な魅力あふれる観光資源や地域資源を相互に有効活用し、自然と都市が共有したまちづくりを進めること。
- 4 市民がまちをつくり、市民がそこに集うことでコミュニティが形成され、賑わいや活力の源となることから、地域コミュニティの維持増進を図るとともに、誰もが市へ誇りや愛着を持つことができる、未来へ繋がるまちづくりを進めること。

(3) 甲斐市都市計画審議会条例及び委員名簿等

① 甲斐市都市計画審議会条例

平成 16 年 9 月 1 日

条例第 139 号

(設置)

第 1 条 都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、甲斐市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 識見を有する者 7 人以内

(2) 市議会の議員 3 人以内

(3) 関係行政機関若しくは山梨県の職員又は市民 5 人以内

3 識見を有する者及び市民につき任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、非常勤とする。

(臨時委員及び専門委員)

第 3 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、識見を有する者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年9月1日から施行する。

(最初に任命される委員の任期)

2 この条例の施行後最初に任命される第2条第3項の委員の任期は、同項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

②甲斐市都市計画審議会委員名簿

(平成21年2月現在)

役職名	選出区分	氏名	備考
会長	識見を有する者	神田 睦興	
職務代理		横山 善宏	
委員		小宮山 武久	
委員		込山 博	
委員		清水 毅	
委員		竹井 清八	
委員	市議会の議員	小浦 宗光	建設経済常任委員長
委員		中込 助雄	建設経済常任副委員長
委員		清水 喜代栄	建設経済常任委員
委員	関係行政機関・市民	天野 七郎	市自治会連合会長
委員		清水 美代子	
委員		須藤 孝子	
委員		豊田 恭長	市農業委員会会長
委員		八代 静枝	

4-2. 甲斐市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱及び委員名簿等

(1) 甲斐市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

平成 19 年 7 月 12 日

訓令第 19 号

(設置)

第 1 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づく本市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するため、甲斐市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に関すること。
- (2) その他都市計画マスタープラン策定に必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 一般住民
- (3) 地域住民代表者
- (4) 関係団体の役職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員は、都市計画マスタープランの策定が終了したときは、解任されるものとする。

2 前条の規定による委員のうち、役職により委嘱された者の任期は、その職に在職する期間中とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(2) 甲斐市都市計画マスタープラン策定委員名簿

(平成 21 年 2 月現在)

役職名	選出区分	氏名	備考
委員長	識見を有する者	中井 道夫	山梨学院大学
副委員長		武藤 慎一	山梨大学
委員		山本 育夫	NPO つなぐ
委員	一般住民	猪股 尚幸	
委員		川口 喜久	
委員		齋藤 省三	
委員		清水 喜美男	
委員		田中 陽子	
委員		田辺 敏明	
委員		中村 啓	
委員		地域住民代表者	土肥 洋司
委員	山口 正智		敷島地区自治会連合会
委員	樋口 文忠		双葉地区自治会連合会
委員	関係団体の役職員	小浦 宗光	市議会建設経済常任委員長
委員		有泉 庸一郎	市議会建設経済常任委員
委員		清水 美代子	市都市計画審議会委員
委員		鷹野 陽一	JA 中巨摩東部農協組合長
委員		豊田 恭長	市農業委員会会長
委員		堀川 千秋	JA 梨北農協組合長

4-3. 計画策定の経緯

年 月	項 目	内 容
H19年 12月	■第1回策定委員会	・委員委嘱 ・策定スケジュール、住民意向調査内容の検討
H20年 1月	■1月定例部長会議 ■まちづくりに関するアンケート実施	・策定連絡会議の設置について 配布数 5,000 票(市内 18 歳以上の男女を対象) 回答数 1,574 票(回収率 31.6%)
2月	■第1回庁内策定連絡会議	・策定体制とスケジュールについて ・住民意向調査の報告 ・都市現況及び課題の説明
3月	■第2回策定委員会	・住民意向調査の報告 ・都市現況及び課題の説明 ・まちづくりの方向性についての協議
4月		
5月		
6月	■第3回策定委員会	・第2回策定委員会における意見の報告 ・都市現況及び課題の取りまとめ、将来像について
7月	■第4回策定委員会	・都市現況からの協議 ・都市形成、公共交通、安心安全、観光都市について
8月	■第5回策定委員会	・都市づくりの「テーマ」「目標」の検討 ・都市づくりの「基本的な考え方」「方向性」について
9月	■第6回策定委員会	・都市づくりの「目標」「理念」「都市構造」等の検討 ・都市づくりの「テーマ」についての議論
10月	■第7回策定委員会	・土地利用、都市施設等の全体構想の説明 ・ゾーン別構想(市街地ゾーン)の説明 ・「自らで進めるまちづくり」についての協議
11月	■第8回策定委員会	・ゾーン別構想(「竜王駅周辺ゾーン」「農地・集落ゾーン」「自然環境ゾーン」)の説明 ・実現化方策の説明 ・「景観からのまちづくり」についての協議
12月	■第1回庁内策定連絡会議担当者会	・都市計画マスタープラン(案)の説明
H21年 1月	■第9回策定委員会	・都市計画マスタープラン(案)の説明 ・「まちづくりの実践」(架空の都市)の協議
	■第2回庁内策定連絡会議担当者会	・都市計画マスタープラン(案)の説明
	■第2回庁内策定連絡会議	・都市計画マスタープラン(案)の説明
	■パブリックコメント実施 (1/26 から 2/25 まで)	・都市計画マスタープラン(案)について
2月	■第1回都市計画審議会	・都市計画マスタープラン(案)についての諮問
3月	■第10回策定委員会	・都市計画マスタープラン(案)の説明 ・「まちづくりの実践」(架空の都市)の発表
	■第2回都市計画審議会	・都市計画マスタープラン(案)についての答申
	■3月定例部長会議	・都市計画マスタープラン策定の報告

5. 用語解説

あ 行

【アイ・ストップ】

視線の集まる場所。

【運動公園】

主として運動の用に供することを目的とする公園。1か所あたり面積15～75haを標準として配置。

【沿道型商業施設】

幹線道路の沿道において、周辺の土地利用が商業として特化した空間における商業施設。

【沿道サービス施設】

幹線道路の沿道において、住居と調和した環境のもとに立地する自動車関連施設など。

【オープンスペース】

公園、広場、河川、山林、農地など、建物によって覆われていない土地の総称。

か 行

【街区公園】

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として設置される公園。誘致距離250m、1か所あたり面積0.25haを標準として配置。

【既存ストック】

都市施設や歴史・文化及び自然環境などの既にある都市の資産(財産)。

【近隣公園】

主として近隣住区内に居住する者の利用に供することを目的として設置される公園。誘致距離500m、1か所あたり面積2.0haを標準として配置。

【景観計画】

景観法第8条第1項に定められた法定計画であり、景観形成を進める上での基本的な計画として、景観形成の方向に基づき、良好な景観形成に向けて、届出や勧告の基準などのルールを定める計画。

さ 行

【サービス施設】

「沿道型商業施設」と「沿道サービス施設」の双方の総称。

【市街化区域】

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。

【市街化調整区域】

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

【人口フレーム】

平成 17 年国勢調査人口を基準年として、(財)国立社会保障・人口問題研究所の「出生率」「生存率」「純移動率」及び厚生労働省の「市町村別生命表」を用い、仮定値を当てはめて将来人口を計算する「コーホート要因法」により推計を行った結果を踏まえた目標値。なお、第 1 次甲斐市総合計画における人口推計も同様に「コーホート要因法」により推計を行っている。

【シンボルロード】

道路構造、付属施設、沿道建築物などの特色により、街の象徴となる道路。

【スカイライン】

空を背景とした山、樹木及び建築物等がつくる線(地平線含む)。

【ストリートファニチャー】

街路の備品。街灯・ベンチ・電話ボックス・オブジェなど家具的なもの。

【生活道路】

既成市街地における日常生活に密着した道路。

【総合公園】

主として市全域に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。1 か所あたり面積 10～50ha を標準として配置。

た 行

【地区計画】

良好な市街地の環境を形成し、保全するため、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠などに関する制限や、道路、公園、緑地などの確保などを都市計画に定める制度。

【地区公園】

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的として設置される公園。誘致距離 1000m、1 か所あたり面積 4.0ha を標準として配置。

【低・未利用地】

本来、建築物などが建てられ、その土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない土地。

【都市計画道路】

都市における安全かつ快適な交通を確保するために都市計画決定を経て設置される道路。

【都市構造】

都市の骨格を形成する、土地利用、幹線道路、主要施設などの配置や形態を示すもの。

【土地区画整理事業】

土地区画整理法に基づき、土地の換地方式により土地の区画・形質を変更し、減歩により公共用地を確保して道路や公園などを整備して良質な住宅地をつくる事業。

は 行

【バリアフリー】

障害のある人にとって、生活の中で障壁(バリア)となっているものを取り除くこと。

【非線引き都市計画区域】

都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域の区分のことを、線引きと言うが、これを行わない都市計画区域。但し、用途地域の設定を行うことはできる。

【ファサード】

建築物等の正面からの見え方。

【ポケットパーク】

チョコキのポケットほどの公園という意味で、わずかなスペースを利用して都市環境を改善しようとするもの。

ま 行

【面的整備】

1 住区に近いあるいはそれ以上の規模で地区を計画的に整備するもの。具体的な事業手法として、土地区画整理事業、市街地再開発事業等がある。

【未作付け地】

過去1年間以上作付けしていない農地。

や 行

【用途地域】

都市における雑多な建築物の混在を防ぐため、地域の実情に応じた用途、形態、密度等に関する一定の規制を定める都市計画の制度。住宅地、商業地、工業地などいくつかの種類に区分して定める。



甲斐市